

令和5年度東京都島しょ地域における
環境物品等調達方針(公共工事)

令和5年4月

東京都

目 次

第 1 基本的事項	1
1 目 的	1
2 根拠規定	1
3 適用範囲	1
4 基本的考え方	1
第 2 調達方針	3
1 調達する環境物品等	3
2 環境物品等の調達目標	5
3 環境物品等の調達手順	5
4 工事の種類に応じた環境物品等の調達に関する指針	7
特別品目	19
特定調達品目	34
提出書類の様式（チェックリスト）	71
特記仕様書記載例	83
(巻末)用語の解説	87

第1 基本的事項

1 目的

本方針は、島しょ地域で施工する公共工事における資材（材料及び機材を含む。以下同じ。）、建設機械、工法、目的物などについて、環境物品等¹の使用及び環境影響物品等²（原材料の調達や製造に環境破壊を伴うもの、使用することにより環境に悪影響を与えるもの、エネルギーや資源を浪費するものなどをいう。以下同じ。）の使用抑制に関し必要な事項を定め、これに基づく環境物品等の使用の推進及び環境影響物品等の使用抑制を行うことにより、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築を図り、もって現在及び将来の都民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

2 根拠規定

国等による環境物品等の調達の推進に関する法律（平成12年5月31日法律第100号。以下「グリーン購入法」という。）第10条及び東京都建設リサイクルガイドライン（島しょ地域版）（以下「ガイドライン」という。）

3 適用範囲

本方針は、都が令和5年度に島しょ地域で施工する公共工事のうち、起工額が500万円以上の建設工事等（解体工事のみの場合を除く。）に適用するものとし、都の政策連携団体が施工するものを含むものとする。都の事業協力団体が施工する工事についてもできる限り本方針に基づき環境物品等の使用の推進及び環境影響物品等の使用抑制に努めることが望ましい。

また、町村が発注する工事については、グリーン購入法第10条及びガイドラインに基づき、独自の環境物品等の調達方針（公共工事）を作成し公表することが望ましい。ただし、独自の調達方針が未整備の段階においては、都の調達方針を参考として環境物品等の使用の推進及び環境影響物品等の使用抑制に努めることが望ましい。

4 基本的考え方

①建設資源循環への寄与 環境への負荷の低減に資する資材、建設機械、工法及び目的物の使用を推進し、建設資源循環の構築を図る。
②島内産の資材の活用 島内から産出する岩石、溶岩、火山礫などから製造等される資材、工法及び目的物の使用を推進し、建設資源の循環、自然環境の保全、地場産業の振興等を図る。
③温室効果ガスの削減 最高水準の省エネルギー性能を有する資材、建設機械、工法及び目的物、及び、再生可能エネルギーを活用又は創出する資材、建設機械、工法及び目的物の使用を推進し、温室効果ガスの削減を図る。
④環境影響物品等の使用抑制 原材料の調達や製造に環境破壊を伴うもの、使用することにより環境に悪影響を与えるもの、エネルギーや資源を浪費するもの、外来生物等の環境影響物品等については、使用しない又は使用抑制することとし、都民の健康で安全な生活の確保、自然環境の保全等を図る。 (例) ・フロン含有資材 ・アスベスト含有資材

¹ (巻末)用語の解説「環境物品等」

² (巻末)用語の解説「環境影響物品等」

- ・適切に管理されていない森林から伐採された熱帯雨林材や針葉樹材
- ・鉛や六価クロムを含む顔料、揮発性有機化合物（VOC）を大気中に排出する塗料や資材
- ・六価クロム、水銀、カドミウム、鉛及び難燃剤にポリ臭化ビフェニル及びポリ臭化ジフェニルエーテルを含む資材
- ・ホルムアルデヒドやクロルピリホスなどのシックハウス原因物質を放出する資材
- ・山砂等を土砂利用工事に使用する場合
- ・製造、施工、使用等の過程において、温室効果ガスを大量に発生するもの
- ・その他環境に影響を与えるもの

⑤関係法令の遵守

環境物品等の調達に当たっては、本方針に基づくほか、関係法令並びに都の条例・各種計画・指針類等を遵守若しくは準拠・整合する必要がある。

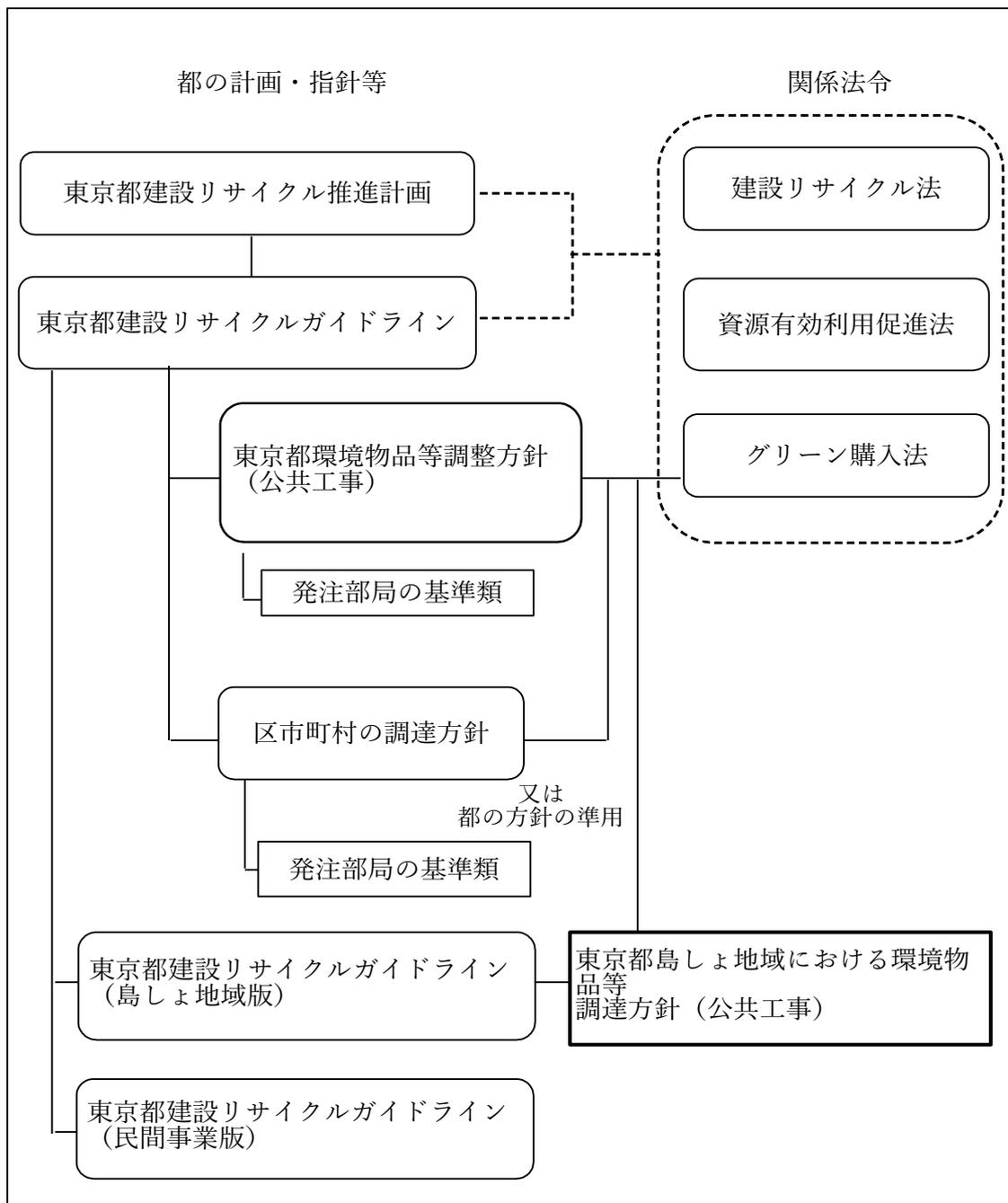


図-1 調達方針の位置付け

第2 調達方針

1 調達する環境物品等

島しょ地域で施工する都、都政策連携団体、都事業協力団体及び町村（以下「都等」という。）が島しょ地域の公共工事において調達する資材、建設機械、工法、目的物などの環境物品等は、グリーン購入法第2条で規定する環境物品等に相当するものとし、公共工事の実施に当たっては、本方針に基づき、島内で調達が可能であり、事業の特性、必要とされる機能・強度・耐久性、供給状況、その利用及びコスト等（以下「工事条件等³」という。）を鑑みて、利用することが適当である場合に、特別品目、特定調達品目及び調達推進品目の3品目からなる環境物品等を調達する。なお、3品目において重複するもの又は類似するものがある場合は、特別品目の調達を優先する。

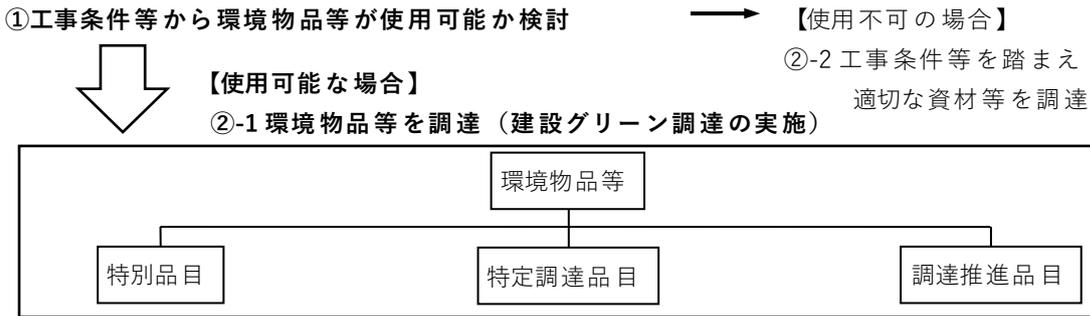


図-2 建設グリーン調達の考え方⁴

(1) 特別品目	
①特別品目の定義	<p>特別品目は、都が政策として独自に定める環境物品等である。東京都建設リサイクル推進計画などの都の計画で取り組む建設副産物対策や環境負荷軽減策を推進する品目を指定し、目的別に以下の9項目に分類する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 建設発生土の有効利用を図るもの 2 建設泥土の有効利用を図るもの 3 建設発生木材の有効利用を図るもの 4 熱帯雨林材及び針葉樹材(以下「熱帯雨林材等」という。)の使用を抑制するもの 5 コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊等の有効利用を図るもの 6 廃棄物処理に伴う副産物の有効利用を図るもの 7 島内産材料の使用を促進するもの 8 温室効果ガスの削減を図るもの 9 その他環境負荷の低減に寄与するもの
②令和5年度に調達する特別品目	<p>令和5年度に調達する特別品目は、P19～「特別品目」に掲載されたものを対象とする。</p> <p>特別品目の調達は、製造事業者等のホームページなどで製品の名称、規格番号、原料供給先・製造場所(会社名)、連絡先、品質規格、単価、申し込み方法等が確認できることなどの要件を満たすものを対象に行う。</p>
③製造事業者等の責務	<p>製造事業者等は、自ら率先して特別品目の使用促進及び再生・再々生等を可能とする技術の開発や条件整備に努めるとともに、当該品目の強度、性能、品質等を検証する必要がある場合には、試験施工を行うなど必要な措置を行わなければならない。</p>

³ (巻末)用語の解説「工事条件等」

⁴ (巻末)用語の解説「建設グリーン調達の考え方」

また、製造に当たっては、有害物質を使用してはならない。加えて、温室効果ガスの削減等の環境配慮に努める必要がある。

(2) 特定調達品目

①特定調達品目の定義

特定調達品目は、国がグリーン購入法に基づき策定する「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」（以下「国の基本方針」という。）のうち、「公共工事」に分類される資材、建設機械、工法、目的物などの環境物品等と原則として同じものとする。ただし、都等で調達することが適当でないものは除くこととし、用語の表現や仕様等の一部については都独自の表現に改める。

②令和5年度に調達する特定調達品目

令和5年度に調達する特定調達品目は、P34～「特定調達品目」に掲載されたものを対象とする。

(3) 調達推進品目

①調達推進品目の定義

調達推進品目とは、以下に該当するものをいう。

国の基本方針の更新時に応募したが審査の結果採用されずさらに検討を行うものとして残ったものであり、「グリーン購入法に係る公共工事の特定調達品目候補群」（以下「ロングリスト」という。）に掲載され公表された資材、建設機械、工法及び目的物。（環境省のホームページを参照）

<https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/kakonooshirase.html>

（注）ロングリストは4種類に分類されており、それぞれの基本方針に採用されなかった理由が示されているので、これを採用する場合には、この点を十分認識した上で調達する必要がある。

グループE：期待される環境負荷低減効果が十分か、継続的な検討が必要と考えられるもの

グループQ：JIS・JAS等の公的基準に適合していないなど、品質確保について不確実性が残ると考えられるもの

グループS：特定調達品目に指定することにより本品目の普及を図ることができるか、継続的な検討が必要と考えられるもの

グループC：比較対象品と比べてコストが高いと考えられるもの

普及とともに比較対象品とコストが同程度になる見込みを確認する必要があると考えられるもの

都各局の新材料や新工法に関する取扱要領等により公募・評価のうえ採用された環境物品等に相当する資材、建設機械、工法及び目的物であり、各局のホームページに掲載されているもの。

国（国土交通省）の「官庁施設の環境保全性に関する基準」に記載されている環境物品等に相当する資材、建設機械、工法及び目的物。

環境省のホームページ（環境ラベル等の紹介ページ）に掲載されている環境ラベル等の実施元が認定しているもののうち、環境物品等に相当する資材、建設機械、工法及び目的物。（「環境ラベル等データベース」のホームページを参照）

<https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/ecolabel/index.html>

（掲載例）

・エコマーク・エコ商品ねっと・エコリーフ環境ラベル・PCグリーンラベル・その他

なお、環境省のホームページには、グリーン購入の取組事例等が掲載されている。

（「グリーン購入法取組事例データベース」のホームページを参照）

https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/jirei_db/index.html

国（国土交通省）の「新技術情報提供システム」（^{ネ テ イ ス}NETIS）に登録されている環境物品等に相当する資材、建設機械、工法及び目的物。

（「新技術情報提供システム」（NETIS）のホームページを参照）

<https://www.netis.mlit.go.jp>

<p>(一財) 建材試験センターその他の公的機関が運用する新材料等の登録制度などの対象となっているもののうち、環境物品等に相当する資材、建設機械、工法、目的物。</p>
<p>他の道府県等が運用する環境物品等の登録制度などの対象となっている資材、建設機械、工法及び目的物。</p>
<p>建設業団体が団体独自の環境物品等を定めている場合はその品目、また、当該工事を請け負う建設業者がISO14001を取得するなど環境管理システムを有しており、会社独自の環境物品等を定めているもの。</p>
<p>②令和5年度に調達する調達推進品目</p>
<p>令和5年度に調達する調達推進品目は、上記①に該当する品目を対象とする。</p>

2 環境物品等の調達目標

調達目標は、本方針に基づき最大限に環境物品等の調達を行うことをもって目標とし、今年度以降の調達実績を踏まえて定量的な目標のあり方について検討していくものとする。

3 環境物品等の調達手順

都等が公共工事において調達する資材、建設機械、工法、目的物などの環境物品等である特別品目、特定調達品目及び調達推進品目は、以下の手順により調達するものとする。

<p>(1) 設計業務段階の取組</p>
<p>①設計者又は設計業務受託者は、設計基準、材料使用規定、管理者条件（占用（使用）工事の場合）等に照らし合わせて、特別品目の使用が可能な場合は、特別品目を選択する。</p>
<p>②発注部局の事業に係る施策等において、特別品目、特定調達品目又は調達推進品目を使用する必要がある場合は、それを選択することができる。</p>
<p>③設計業務受託者は、設計業務の完了時に、特別品目、特定調達品目及び調達推進品目の選択の結果について、特別品目の具体的品目を選択する場合は「環境物品等（特別品目）使用予定（実績）チェックリスト」を、特定調達品目の具体的品目を選択する場合は「環境物品等（特定調達品目）使用予定（実績）チェックリスト」を、調達推進品目の具体的品目を選択する場合は「環境物品等（調達推進品目）使用予定（実績）チェックリスト」を作成（チェックリストは都のホームページからダウンロードするなどして入手する。）し、「リサイクル計画書」に添付して設計担当者に提出する。</p> <p>設計担当者は、設計業務受託者より提出された上記リストにより、意図した環境物品等が適切に選択されているか確認を行う。</p> <p>(都のホームページ掲載箇所)</p> <p>https://www.toshiseibi.metro.tokyo.lg.jp/seisaku/recy/recy_guido04.htm</p>
<p>(2) 設計書作成段階の取組</p>
<p>①設計担当者は、特別品目、特定調達品目又は調達推進品目を設計段階で指定して使用する場合には、その品目名、使用部位等を図面又は特記仕様書等に明示する。</p>
<p>②特定調達品目のリストを図面又は特記仕様書等に添付し（ホームページでの確認としてもよい。）、リスト内の品目が当該工事で使用が可能な場合は、その使用に努めることを明示する。</p>
<p>③調達推進品目の定義を図面又は特記仕様書等に添付し（ホームページでの確認としてもよい。）、受注者が希望する場合、当該調達推進品目の性能、使用の有効性、品質確保等について証明の上、これを使用できることを明示する。</p>
<p>(3) 施工計画段階の取組</p>
<p>①受注者は、図面又は特記仕様書等に特別品目、特定調達品目又は調達推進品目の具体的品目が明示されている場合には、これを使用する。</p>
<p>②受注者は、図面又は特記仕様書等に特定調達品目のリストが明示されており、リスト内の品目が当該工事で使用が可能な場合は、その使用に努め、その使用に当たっては、必要に応じて監督員の承諾を得る。</p>

<p>③受注者は、図面又は特記仕様書等に調達推進品目の定義が明示されている場合において、調達推進品目の使用を希望する場合は、当該調達推進品目の性能、使用の有効性、品質確保等について証明し、監督員の承諾を受けた上で使用することができる。</p>
<p>④受注者は、特別品目、特定調達品目及び調達推進品目について品目ごとの「環境物品等使用予定（実績）チェックリスト」を作成（都のホームページからダウンロードするなどして入手する。）し、施工計画書に添付して監督員に提出する。</p>
<p>⑤受注者は、特別品目、特定調達品目又は調達推進品目の各物品等の仕様について、監督員への材料承諾申請手続き、材料検査等を通じて確認を行うものとする。</p>
<p>(4) 調達完了段階の取組</p>
<p>受注者は、環境物品等の調達が完了したときは、使用した環境物品等の種類に応じて、特別品目の場合は「環境物品等（特別品目）使用予定（実績）チェックリスト」を、特定調達品目の場合は「環境物品等（特定調達品目）使用予定（実績）チェックリスト」を、調達推進品目の場合は「環境物品等（調達推進品目）使用予定（実績）チェックリスト」を監督員に提出する。</p> <p>また、併せて、上記のチェックリストの電子情報を格納した電子媒体等を監督員に提出する。</p> <p>監督員は、受注者から提出された電子媒体等を当該発注部局の建設グリーン調達担当部署に送付する。</p>
<p>(5) 使用実績調査段階の取組</p>
<p>東京都建設副産物対策協議会（以下「協議会」という。）は、必要に応じて、環境物品等の使用実績等について各発注部局が取りまとめた「環境物品等（特別品目）使用予定（実績）チェックリスト」、「環境物品等（特定調達品目）使用予定（実績）チェックリスト」、「環境物品等（調達推進品目）使用予定（実績）チェックリスト」から得られた情報を活用し、集計、分析、見直し等の検討を行う。</p>

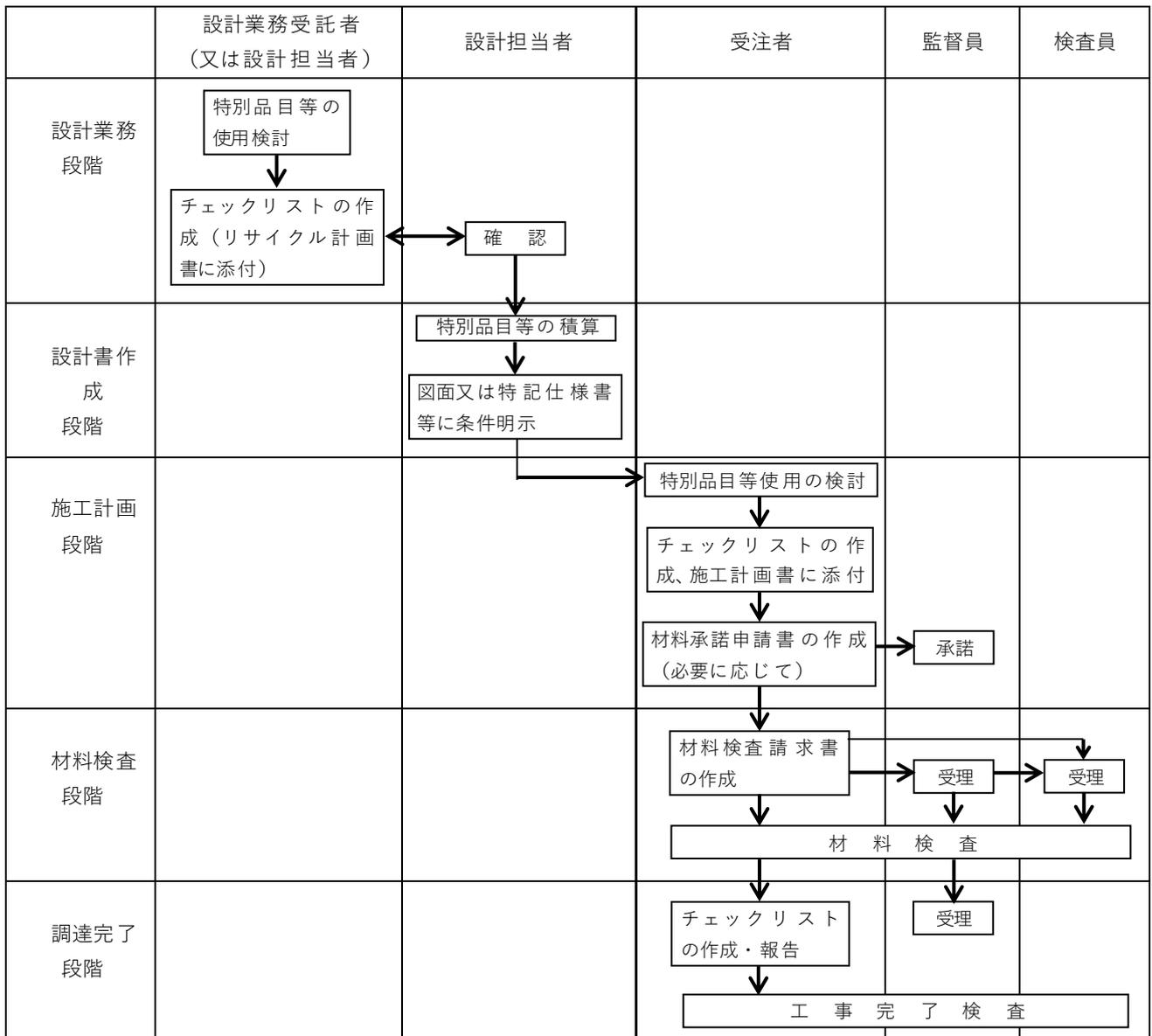


図-3 事務処理フロー

4 工事の種類に応じた環境物品等の調達に関する指針

都等は、資材、建設機械、工法、目的物など環境物品等の調達に当たっては、工事の種類に応じてその用途に適した環境物品等を使用するとともに、環境影響物品等の使用を抑制する。

なお、指針によるほか、関係法令並びに都の関係条例・各種計画・指針類等に資材、建設機械、工法又は目的物に関する規定がある場合には、これを遵守若しくは準拠・整合するよう資材、建設機械、工法、目的物など環境物品等の使用及び環境影響物品等の使用抑制に努めるものとする。

さらに、公共工事の計画・設計に当たっては、環境配慮型構造の採用に努めるものとする。

(1) 工事の種類に応じた環境物品等の使用推進

①土砂利用工事

○使用する環境物品等

埋立、盛土、築堤、埋戻し等に土砂が必要な工事（以下「土砂利用工事」という。）における土砂の調達に当たっては、使用部位（工種）ごとに以下の環境物品等を使用する。

なお、道路上工事の埋戻し等に使用するものは、道路管理者が定める規則等に適合するものでなければならない。

盛土材	建設発生土、路盤材等を使用する。また、必要に応じて改良土を使用する。
埋戻材	埋戻し位置により建設発生土を使用する。また、必要に応じて改良土を使用する。道路上工事の場合は道路管理者の定める規則、指示等による。
養浜材	しゅんせつ土を使用する。
○環境物品等の調達方法	
現場内利用による調達	土砂の調達に当たっては、現場内利用を最優先する。
工事間利用による調達	土砂の調達に当たり、現場内利用だけでは不足する場合は、工事間利用により調達するものとする。

②陸上処分場における廃棄物埋立	
○使用する環境物品等 陸上処分場における廃棄物の埋立に当たっては、覆土材等の使用部位ごとに下記の環境物品等を使用する。	
覆土材	都関連工事から発生する建設発生土を使用する。
作業用道路造成材	都関連工事から発生するコンクリート塊を加工したもの（直径 30cm 程度）を使用する。

③舗装工事	
○使用する環境物品等 舗装工事で路盤、舗装等に砕石やアスファルト混合物等を使用する場合は、原則として以下の環境物品等を使用する。 なお、道路上工事の舗装等に使用するものは、道路管理者が定める規則等に適合するものでなければならない。	
路盤材	再生クラッシュラン、再生粒度調整砕石又は再生アスファルト処理混合物を使用する。
車道舗装材 (表層・基層)	再生加熱アスファルト混合物又は供給状況を考慮して溶融スラグを用いた再生加熱アスファルト混合物を使用する。なお、これらの環境物品の使用が困難な場合において、調達が可能な場合は、「低炭素（中温化）アスファルト混合物 [機械式フォームド方式・新材]」の使用を推進する。
歩道舗装材	再生加熱アスファルト混合物を使用する。なお、これらの環境物品の使用が困難な場合において、調達が可能な場合は、「低炭素（中温化）アスファルト混合物 [機械式フォームド方式・新材]」の使用を推進する。
○環境配慮型構造（設備）の採用	
環境配慮型舗装	透水性舗装などの環境配慮型の再生利用技術等の開発に努める。

④土木工事	
○使用する環境物品等 土木工作物の建設工事で資材、建設機械、工法又は目的物を使用する場合は、原則として環境物品等を使用するものとする。 なお、道路上工事の構造物に使用するものは、道路管理者が定める規則等に適合するものでなければならない。	
基礎	基礎には再生クラッシュランを使用する。

⁵ (巻末)用語の解説「調達が可能の場合」

躯体本体	地域の供給体制に留意しつつ、土木工事で捨コンクリート等を使用する場合において、調達可能な場合は、「再生骨材Lコンクリート」の使用を、無筋コンクリート構造の建築物にレディーミクストコンクリートを使用する場合において、調達可能な場合は、「再生骨材Mを用いたコンクリート」の使用を、鉄筋コンクリート構造の建築物にレディーミクストコンクリートを使用する場合において、調達可能な場合は、「再生骨材Hを用いたレディーミクストコンクリート」の使用を推進する。
	均し（捨て）コンクリート等を使用する場合において、調達可能な場合は、原則として、「エコセメントを用いた均し（捨て）コンクリート等」を使用する。
	躯体本体工事で無筋コンクリート構造物又は鉄筋コンクリート構造物にレディーミクストコンクリートを使用する場合において、調達可能な場合は、「エコセメントを用いたレディーミクストコンクリート」を使用する。
	躯体本体工事でコンクリート二次製品を使用する場合において、当該躯体本体工事用の材料として適合するものの調達が可能な場合は、原則として、「エコセメントを用いたコンクリート二次製品」を使用する。
	現場内利用や工事間利用により調達が可能な場合には、護岸、護床、路盤、基礎、裏込め等にはコンクリート塊を加工したコンクリート再生砕石等を使用する。
	コンクリート型枠には環境配慮型型枠を使用する。
	横断防止柵、転落防止柵、その他木材の使用が可能なものは都内産木材（間伐材を含む。）を使用する。
	島内産の原料（岩石、溶岩、火山礫等）を使用した資材を使用する。 その他の特別品目、特定調達品目、調達推進品目の使用を推進する。
その他	土木設備等は、温室効果ガスの削減に資する資材、建設機械、工法又は目的物を使用する。

○環境配慮型構造の採用

道路工事	地域特性に応じて必要がある場合は、構造耐力に十分配慮しつつ多自然型の構造を採用するものとし、生物多様性に配慮する。
	雨水を浸透させ雨水循環による自然環境保全を図るべきところに雨水浸透型（流出抑制型）の排水施設を採用する。
	道路施設で木材が使用可能な場合で、かつ、都内産木材の調達が可能な場合において、試験的に都内産木材（間伐材を含む。）を使用することが可能な場合は、これを試験施工として ⁶ 使用する。
	道路施設で均し（捨て）コンクリート等を使用する場合は、前述の躯体本体と同様とする。
	道路施設で無筋コンクリート構造物又は鉄筋コンクリート構造物にレディーミクストコンクリートを使用する場合は、前述の躯体本体と同様とする。
	道路施設でコンクリート二次製品を使用する場合において、道路工事用の材料として適合するものの調達が可能な場合は、原則として、「エコセメントを用いたコンクリート二次製品」を使用する。
	歩道の植樹帯及び緩衝帯（バッファゾーン）等では緑の量をできる限り確保する とともに、必要がある場合は、植栽材料には地域特性に配慮する。

⁶ (巻末)用語の解説「試験施工として」

	<p>薬剤散布、施肥、せん定等を最小限に抑制できるなど植栽管理の容易な植栽材料を使用する。</p>
河川、用水路工事	<p>敷地等に余裕があるなどの場合は、治水安全度に十分配慮しつつ、多自然型で親水性の高い河川工法等を採用する。また、水生生物や水辺生物が生息しやすい構造にするものとし、必要に応じて魚道を設けるなど、生物多様性に配慮する。</p>
	<p>護岸、護床、転落防止施設等で木材が使用可能なものには都内産木材（間伐材を含む。）の使用を検討する。</p>
	<p>河川、用水路工事で均し（捨て）コンクリート等を使用する場合は、前述の躯体本体と同様とする。</p>
	<p>河川、用水路工事で無筋コンクリート構造物又は鉄筋コンクリート構造物にレディーミクストコンクリートを使用する場合は、前述の躯体本体と同様とする。</p>
	<p>河川、用水路工事でコンクリート二次製品を使用する場合において、河川、用水路工事用の材料として適合するものの調達が可能な場合は、原則として、「エコセメントを用いたコンクリート二次製品」を使用する。</p>
	<p>必要がある場合は、植栽材料には地域特性に配慮する。</p>
	<p>薬剤散布、施肥、せん定等を最小限に抑制できるなど、植栽管理の容易な植栽材料を使用する。</p>
	公園、緑化工事
<p>雨水を浸透させ雨水循環による自然環境保全を図るべきところに雨水浸透型（流出抑制型）の排水施設を採用する。</p>	
<p>必要がある場合は、植栽材料には地域特性に配慮する。</p>	
<p>公園施設で木材の使用が可能なものは、都内産木材（間伐材を含む。）を使用する。</p>	
<p>公園、緑化工事で均し（捨て）コンクリート等を使用する場合は、前述の躯体本体と同様とする。</p>	
<p>公園、緑化工事で無筋コンクリート構造物又は鉄筋コンクリート構造物にレディーミクストコンクリートを使用する場合は、前述の躯体本体と同様とする。</p>	
<p>公園、緑化工事でコンクリート二次製品を使用する場合において、公園、緑化工事用の材料として適合するものの調達が可能な場合は、原則として、「エコセメントを用いたコンクリート二次製品」を使用する。</p>	
<p>薬剤散布、施肥、せん定等を最小限に抑制できるなど植栽管理の容易な植栽材料を使用する。</p>	
上下水道工事	<p>下水道の管工事に当たっては、適合する材料の調達が可能な場合は、スーパーアッシュを含むコンクリート二次製品の管材料等を使用する。</p>
	<p>水道の管工事に当たっては、耐久性及び漏水防止・鉛溶出防止効果のある管材料を使用する。</p>
	<p>上下水道工事で均し（捨て）コンクリート等を使用する場合は、前述の躯体本体と同様とする。</p>
	<p>上下水道工事で無筋コンクリート構造物又は鉄筋コンクリート構造物にレディーミクストコンクリートを使用する場合は、前述の躯体本体と同様とする。</p>
	<p>上下水道工事でコンクリート二次製品を使用する場合において、上下水</p>

	道工事に用いる材料として適合するものの調達が可能なのは、原則として、「エコセメントを用いたコンクリート二次製品」を使用する。
	薬剤散布、施肥、せん定等を最小限に抑制できるなど、植栽管理の容易な植栽材料を使用する。
港湾工事	生物の生息環境の保全・回復のため、人工砂浜や干潟などを整備するとともに、護岸の形状を緩傾斜型、近自然型等に改善していくなど、生物多様性に配慮する。
	港湾工事で均し（捨て）コンクリート等を使用する場合は、前述の躯体本体と同様とする。
	港湾工事で無筋コンクリート構造物又は鉄筋コンクリート構造物にレディーミクストコンクリートを使用する場合は、前述の躯体本体と同様とする。
	港湾工事でコンクリート二次製品を使用する場合において、港湾工事に用いる材料として適合するものの調達が可能なのは、原則として、「エコセメントを用いたコンクリート二次製品」を使用する。
	薬剤散布、施肥、せん定等を最小限に抑制できるなど、植栽管理の容易な植栽材料を使用する。
その他の土木工事	トンネル、橋梁、市街地整備、鉄道、軌道、農林、水産、その他の土木工事においても、多自然型、雨水浸透、長寿命化等の環境配慮型構造の採用に努める。また、生物多様性に配慮する。
	その他の土木工事で均し（捨て）コンクリート等を使用する場合は、前述の躯体本体と同様とする。
	その他の土木工事で無筋コンクリート構造物又は鉄筋コンクリート構造物にレディーミクストコンクリートを使用する場合は、前述の躯体本体と同様とする。
	その他の土木工事でコンクリート二次製品を使用する場合において、その他の土木工事に用いる材料として適合するものの調達が可能なのは、原則として、「エコセメントを用いたコンクリート二次製品」を使用する。
	薬剤散布、施肥、せん定等を最小限に抑制できるなど植栽管理の容易な植栽材料を使用する。

⑤建築工事

○使用する環境物品等

建築物の建設工事で資材、建設機械、工法又は目的物を使用する場合は、原則として環境物品等を使用するものとする。

(建築工事の例)

- ・庁舎営繕 ・公営住宅 ・医療施設 ・教育施設 ・福祉施設 ・市場施設
- ・地下鉄等駅舎 ・港湾施設 ・空港施設 ・廃棄物処理施設 ・浄水場(ポンプ場)
- ・水再生センター(ポンプ場) ・警察署(交番等) ・消防署(出張所) ・宿泊施設
- ・文化施設 ・スポーツ施設 ・その他の公共建築物

建築物

基礎（直接基礎を除く。）には再生クラッシュランを使用する。

調達が可能なのは、再生木質ボード類（樹脂混入木材を含む。）、電炉鋼材などのリサイクル鋼材又はオゾン層を破壊しない物質による断熱材を使用する。

コンクリート型枠には、環境配慮型型枠を使用する。

木材が使用できる部位において、調達が可能なのは都内産木材（間伐材を

	含む。)を使用する。
	地域の供給体制に留意しつつ、捨コンクリート等を使用する場合において、調達可能な場合は、「再生骨材Lコンクリート」、又は「再生骨材Mを用いたコンクリート」、「エコセメントを用いた均し（捨て）コンクリート等」の使用を推進する。
	地域の供給体制に留意しつつ、鉄筋コンクリート構造の建築物にレディーミクストコンクリートを使用する場合において、調達可能な場合は、「再生骨材Hを用いたレディーミクストコンクリート」、「エコセメントを用いたレディーミクストコンクリート」の使用を推進する。
	温室効果ガスの削減に資する資材、建設機械、工法又は目的物を使用する。
	その他の特別品目、特定調達品目及び調達推進品目の使用を推進する。
建築設備	特別品目に指定されている電線・ケーブルの使用を推進する。
	オゾン層を破壊しない空気調和設備用冷媒等を使用する。
	温室効果ガスの削減に資する資材、建設機械、工法、目的物等を使用する。
	その他の特別品目、特定調達品目、調達推進品目の使用を推進する。
外構	コンクリート型枠には環境配慮型型枠を使用する。
	捨コンクリート等を使用する場合において、調達可能な場合は、原則として、「エコセメントを用いた均し（捨て）コンクリート等」を使用する。
	外構工事で無筋コンクリート構造又は鉄筋コンクリート構造の建築物にレディーミクストコンクリートを使用する場合において、調達可能な場合は、「エコセメントを用いたレディーミクストコンクリート」を使用する。 なお、当該建築物が、建築基準法（昭和25年法律第201号）第88条第1項及び第2項に規定する工作物である場合は、予め建築主事等と協議する必要がある。
	外構工事でコンクリート二次製品を使用する場合において、外構工事用の材料として適合するものの調達が可能な場合は、原則として、「エコセメントを用いたコンクリート二次製品」を使用する。 なお、当該コンクリート二次製品が、建築基準法（昭和25年法律第201号）第88条第1項及び第2項に規定する工作物である場合は、予め建築主事等と協議する必要がある。
	地域の供給体制に留意しつつ、外構工事で捨コンクリート等を使用する場合において、調達可能な場合は、「再生骨材Lコンクリート」、又は「再生骨材Mを用いたコンクリート」の使用を、鉄筋コンクリート構造の建築物にレディーミクストコンクリートを使用する場合において、調達可能な場合は、「再生骨材Hを用いたレディーミクストコンクリート」の使用を推進する。 なお、当該建築物が、建築基準法（昭和25年法律第201号）第88条第1項及び第2項に規定する工作物である場合は、予め建築主事等と協議する必要がある。
	薬剤散布、施肥、せん定等を最小限に抑制できるなど植栽管理の容易な植栽材料を使用する。
	その他の特別品目、特定調達品目、調達推進品目の使用を推進する。 なお、建築基準法第37条が適用される材料は、予め建築主事等と協議する必要がある。
○環境配慮型構造の採用	
建築物	周辺環境への配慮 <ul style="list-style-type: none"> ・建築物の配慮は、地形の改変を最小限にとどめる等、周辺環境に与える影響の軽減に配慮して計画する。 ・施設内の緑化率を高めること、高反射率塗料・保水性建材の使用等により、熱負荷の低減、地域生態系の保護・育成、ヒートアイランド現象の

	<p>緩和等を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・有害物質の排出を抑制する等、大気・水質・土壌などの周辺環境の汚染防止を図る。 ・敷地周辺の景観保存を図る。
	<p>負荷の抑制</p> <ul style="list-style-type: none"> ・断熱性の高い工法・資材の採用により、躯体を通した熱負荷の低減を図る。 ・断熱・日射遮蔽性の高い窓ガラスや庇等の採用により、開口部を通した熱負荷の低減に努める。 ・室内で発生した熱や汚染物質の拡散を抑制し、空調・換気量の低減を図る。
	<p>自然エネルギー利用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自然光の積極的活用により、照明負荷の低減を図る。 ・自然通風の積極的活用により、冷房負荷の低減を図る。 ・太陽光発電、風力発電、太陽熱給湯、外気冷房、地中熱など自然エネルギーの利用を図る。
	<p>エネルギー・資源の有効利用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・エネルギーの有効かつ効率的な利用を図る。 ・電力負荷の平準化に配慮する。 ・施設部位に応じた運転制御方式により、搬送エネルギーの最小化を図る。 ・照明方法、高効率照明器具の採用、施設部位に応じた点灯方式などにより、照明エネルギーの最小化を図る。 ・雨水又は排水処理水を施設の雑用水の一部として利用すると同時に、各種節水システムを採用することにより、水資源の消費低減に努める。 ・信頼性が高く、適正な運転管理が可能な管理システムを構築し、施設の消費エネルギーの最小化を図る。
	<p>長寿命化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・階高、床面積、構造耐力、設備スペースなどにゆとりを持たせ、内部機能の変化に柔軟に対応可能で、維持管理が容易になるよう検討する。 ・耐久性・耐震性等に優れた建築材料・工法の活用により、建築物の長寿命化を図る。 ・維持管理・更新が容易であるなど合理的耐久性を有する設備機器・システムの採用を図る。
	<p>建設資材の再使用</p> <p>再使用が可能な構造材、内装材及び外装材の使用に配慮する。</p>
	<p>人にやさしい資材</p> <p>クロルピリホス、CCA、クロルデンなどを使用しないものや、ホルムアルデヒド・揮発性有機化合物（VOC）などの発散量の少ない資材を採用する。</p>
建築設備	<p>設備システムの省エネルギー</p> <p>①空気調和の熱源側設備、②空気調和の二次側設備、③機械換気設備、④照明設備、⑤給湯設備、⑥エレベーター設備において、効率的な設備機器のシステム及び制御のシステムを採用する。</p>
	<p>最適運用のための計量及びエネルギー管理システム</p> <p>建築設備の運転時に、エネルギー利用の効率的な運用を可能にするため①電気、ガス及び冷温熱のエネルギーの量並びに給水量の計量設備の</p>

	系統別の設置②ビルエネルギーマネジメントシステムを採用する。
	水循環 水の有効利用及び下水道施設への負荷低減を図るため雑用水利用設備（雨水利用、下水再生水利用、循環利用等）をできる限り採用する。
外構	水循環 望ましい水循環の保全を図るため、雨水浸透施設（流出抑制施設）を採用する。
	緑の量の確保 ①地上部、②建築物上、において緑の量の確保を図る。
	多自然型構造 構造耐力に十分配慮しつつ多自然型の構造物（擁壁、法留等）をできる限り採用するなど、生物多様性に配慮する。
	地域固有種等 必要がある場合は、植栽材料には地域特性に配慮する。
	必要がある場合は、植栽材料には地域特性に配慮する。 薬剤散布、施肥、せん定等を最小限に抑制できるなど植栽管理の容易な植栽材料をできる限り使用する。

⑥設備工事

○使用する環境物品等

設備工事（建築設備以外のプラント工事等をいう。以下同じ。）で資材、建設機械、工法、目的物を使用する場合は、原則として環境物品等を使用するものとする。

なお、道路上工事の構造物に使用するものは、道路管理者が定める規則等に適合するものでなければならない。

（設備工事の例）

- ・トンネル設備
- ・水門設備
- ・雨水調整池設備
- ・発電設備
- ・水処理設備
- ・汚泥処理設備
- ・ポンプ設備
- ・焼却炉
- ・燃料タンク
- ・台貫設備
- ・荷揚げ設備
- ・港湾設備
- ・その他の設備

基礎等	基礎には再生クラッシュランを使用する。
	コンクリート型枠には環境配慮型型枠を使用する。
	その他の特別品目、特定調達品目及び調達推進品目の使用を推進する。
設備本体	鉛、カドミウム、六価クロム、水銀、ポリ臭化ビフェニル、ポリ臭化ジフェニルエーテルなどを使用しない電線及びケーブルを使用する。特別品目に指定されている電線・ケーブルの使用を推進する。
	温室効果ガスの削減に資する資材、建設機械、工法、目的物等を使用する。
	その他の特別品目、特定調達品目及び調達推進品目の使用を推進する。
外構	コンクリート型枠には環境配慮型型枠を使用する。
	捨コンクリート等を使用する場合において、調達可能な場合は、原則として、「エコセメントを用いた均し（捨て）コンクリート等」を使用する。
	外構工事で無筋コンクリート構造物又は鉄筋コンクリート構造物にレディーミクストコンクリートを使用する場合において、調達可能な場合は、「エコセメントを用いたレディーミクストコンクリート」を使用する。
	外構工事でコンクリート二次製品を使用する場合において、外構工事用の材料として適合するものの調達可能な場合は、原則として、「エコセメントを用いたコンクリート二次製品」を使用する。

		地域の供給体制に留意しつつ、外溝工事で捨コンクリート等を使用する場合において、調達可能な場合は、「再生骨材Lを用いたコンクリート」、又は「再生骨材Mを用いたコンクリート」の使用を、鉄筋コンクリート構造の建築物にレディーミクストコンクリートを使用する場合において、調達可能な場合は、「再生骨材Hを用いたレディーミクストコンクリート」の使用を推進する。
		その他の特別品目、特定調達品目及び調達推進品目の使用を推進する。
○環境配慮型構造（設備）の採用		
基礎		耐久性、耐震性、耐火性及び保守性に優れた材料、耐久性を高める工法、部分更新可能な構造等の長寿命化に資するものを採用する。
		人体に無害な材料（VOC発生のない資材等）を採用する。
設備本体		できる限り太陽熱発電など自然エネルギー利用の促進に資する設備を採用する。
		できる限りコージェネレーション、燃料電池、バイオマス利用等のエネルギーの効率的利用に資する設備を採用する。
		耐久性、耐震性、耐火性及び保守性に優れた材料、耐久性を高める材料の使い方、交換容易な構造等の長寿命化に資するものを採用する。
		ノンフロン製品を採用する。
外構		構造耐力に十分配慮しつつ、できる限り多自然型の構造物（擁壁、法留等）を採用するなど、生物多様性に配慮する。
		雨水を浸透させ雨水循環による自然環境保全を図るべきところに雨水流出抑制型の排水施設を採用する。
		緩衝帯（バッファゾーン）としてできる限り多く緑の量を確保するとともに、地域特性に応じて必要がある場合は、植栽材料には地域固有種をできる限り使用する。
		薬剤散布、施肥、せん定等を最小限に抑制できるなど、植栽管理の容易な植栽材料をできる限り使用する。

(2) 工事の種類に応じた環境影響物品等の使用抑制

①土砂利用工事	
環境影響物品等を使用しない品目	<ul style="list-style-type: none"> ・土砂の調達に当たっては、以下の環境影響物品等を使用しない。 ・汚染土壌 ※土壌汚染対策法第6条及び第11条により、「要措置区域」あるいは「形質変更時要届出区域」に指定された区域の土壌をいう。
環境影響物品等の使用を抑制する品目	<ul style="list-style-type: none"> ・土砂の調達に当たっては、以下の環境影響物品等の使用を抑制する。 ・山砂、川砂、海砂

②陸上処分場における廃棄物埋立	
環境影響物品等を使用しない品目	<ul style="list-style-type: none"> ・覆土材等の調達に当たっては、以下の環境影響物品等を使用しない。 ・汚染土壌 ※土壌汚染対策法第6条及び第11条により、「要措置区域」あるいは「形質変更時要届出区域」に指定された区域の土壌をいう。
環境影響物品等の使用を抑制する品目	<ul style="list-style-type: none"> ・覆土材等の調達に当たっては、以下の環境影響物品等の使用を抑制する。 ・山砂、川砂、海砂

③舗装工事		
環境影響物品等を使用しない品目	・路盤材、舗装材の調達に当たっては、原則として新材（購入材）は使用しない。（島内で調達できない場合は除く。）	

④土木工事		
環境影響物品等を使用しない品目	有害物質等	アスベストを含む資材を使用しない。 CCA、クロルデン類などの防腐・防蟻材が注入又は塗布された木材を使用しない。
	その他	関係法令等で製造、使用等が禁止されているものは使用しない。
環境影響物品等の使用を抑制する品目	熱帯雨林材等	熱帯雨林材等を使用する場合は、原木の伐採に当たって生産された国における森林に関する法令に照らして合法的な木材であり、かつ、持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものである必要がある。
	鉛や揮発性有機化合物（VOC）	鉛や六価クロムを含む顔料や揮発性有機化合物（VOC）を含む塗料等の使用を抑制する。
	外来種	樹木等の造園材料には外来種の使用を抑制する。特に、地域本来の自然生態を保全・再生・創出すべき地域では外来種は使用しない。 また、外来生物法等の関係法令を遵守するとともに、ギンネム、アカギ、その他の有害な外来生物はできる限り駆除し拡散防止に努める。さらに、それにより発生したせん定枝葉、伐採材等を防護柵等の材料として有効利用する。
	その他	植物防疫法の対象となる動植物やイエシロアリ等の生活環境に影響を与える動植物の防疫に配慮する。
		道路照明等はウミガメ等の動植物の生態に配慮した構造・機能とする。 木材の使用においては、都内の森林育成のため都内産木材の有効利用を図る観点から、本来の自然素材を使用していないものの使用を抑制し、自然素材から成る建設資材の使用に努める。 パリ協定の発効に伴い、温室効果ガスの削減等に努める。

⑤建築工事		
環境影響物品等を使用しない品目	非飛散性アスベスト	アスベストを含む資材を使用しない。
	CCA、クロルデン類	CCA、クロルデン類など防腐・防蟻材が注入又は塗布された木材は使用しない。
	フロン類	冷媒として、フロン類を使用した業務用冷蔵機器及び冷凍機器等は使用しない。
	ハロン	ハロン消火剤を用いた消火設備機器は使用しない。ただし、やむを得ず、必要不可欠な分野におけるハロン1301の使用はこの限りでない。
	フロン含有断熱材	フロン類を用いた断熱材は使用しない。
	ひ素又はカドミウムが混入した石膏ボード	ひ素又はカドミウムが混入した石膏ボードは使用しない。

	その他	関係法令等で製造、使用等が禁止されているものは使用しない。
環境影響物品等の使用を抑制する品目	熱帯雨林材等	熱帯雨林材等を使用する場合は、原木の伐採に当たって生産された国における森林に関する法令に照らして合法的な木材であり、かつ、持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものである必要がある。
	鉛や揮発性有機化合物（VOC）	鉛や六価クロムを含む顔料及び揮発性有機化合物（VOC）を含む塗料等の使用を抑制する。
	外来種	樹木等の造園材料には外来種の使用を抑制する。特に、地域本来の自然生態を保全・再生・創出すべき地域では外来種は使用しない。 また、外来生物法等の関係法令を遵守するとともに、ギンネム、アカギ、その他の有害な外来生物はできる限り駆除し拡散防止に努める。さらに、それにより発生したせん定枝葉、伐採材等を防護柵等の材料として有効利用する。
	その他	植物防疫法の対象となる動植物やイエシロアリ等の生活環境に影響を与える動植物の防疫に配慮する。 道路照明等はウミガメ等の動植物の生態に配慮した構造・機能とする。 木材の使用においては、都内の森林育成のため都内産木材の有効利用を図る観点から、本来の自然素材を使用していないものの使用を抑制し、自然素材から成る建設資材の使用に努める。 パリ協定の発効に伴い、温室効果ガスの削減等に努める。

⑥設備工事		
環境影響物品等を使用しない品目	有害物質等	アスベストを含む資材を使用しない。
		CCA、クロルデン類などの防腐・防蟻材が注入又は塗布された木材を使用しない。
	外来種	樹木等の造園材料には外来種の使用を抑制する。特に、地域本来の自然生態を保全・再生・創出すべき地域では外来種は使用しない。 また、外来生物法等の関係法令を遵守するとともに、ギンネム、アカギ、その他の有害な外来生物はできる限り駆除し拡散防止に努める。さらに、それにより発生したせん定枝葉、伐採材等を防護柵等の材料として有効利用する。
	その他	関係法令等で製造、使用等が禁止されているものは使用しない。
環境影響物品等の使用を抑制する品目	熱帯雨林材等	熱帯雨林材等を使用する場合は、原木の伐採に当たって生産された国における森林に関する法令に照らして合法的な木材であり、かつ、持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものである必要がある。
	鉛や揮発性有機化合物（VOC）	鉛や六価クロムを含む顔料や揮発性有機化合物（VOC）を含む塗料等の使用を抑制する。
	外来種	樹木等の造園材料には外来種の使用を抑制する。特に、地域本来の自然生態を保全・再生・創出すべき地域では外来種は使用しない。 また、外来生物法等の関係法令を遵守するとともに、有害

	な外来生物を駆除し拡散防止に努める。
その他	植物防疫法の対象となる動植物やイエシロアリ等の生活環境に影響を与える動植物の防疫に配慮する。
	道路照明等はウミガメ等の動植物の生態に配慮した構造・機能とする。
	木材の使用においては、都内の森林育成のため都内産木材の有効利用を図る観点から、本来の自然素材を使用していないものの使用を抑制し、自然素材から成る建設資材の使用に努める。
	パリ協定の発効に伴い、温室効果ガスの削減等に努める。

特別品目

【注意事項 1】

<p>・道路上工事で使用するものについては、道路管理者の定める規則等による。</p> <p>なお、特別品目は</p> <p>① 試験施工・評価等が完了しており使用が支障ないもの</p> <p>② 試験施工・評価等が進行中で使用に当たっては道路管理者と協議するもの、</p> <p>③ 試験施工、評価等を今後行うもので試験施工の実施に当たっては道路管理者と協議するもの</p> <p>の3種に分かれるため、使用に当たっては道路管理者に相談する必要がある。</p> <p>・資材の梱包及び容器は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p>

【注意事項 2】

<p>・公共工事の実施に当たっては、本方針に基づき工事条件等を踏まえて環境物品等を調達する。</p> <p>・P3 図-2 建設グリーン調達の考え方を参照</p>

品目分類	品目名	要件	使用用途等
建設発生土の有効利用を図るもの(盛土材、埋戻材等)	建設発生土	・建設工事から発生した建設発生土や、建設発生土受入地のストックヤードに仮置きされた建設発生土であること。当該工事に適合する品質等(土質、土壌成分など)であること。	・盛土、埋戻し等に土砂が必要な場合は、その使用を推進する。
	改良土	・建設発生土を石灰により、道路上工事の埋戻し等に使用できる状態に改良したものであり、第1種改良土、第2種改良土のいずれかであること。	・盛土、道路上工事の管周りなどの埋戻し等に改良土が必要な場合は、その使用を推進する。
	しゅんせつ土	・港湾等の維持しゅんせつ、工事しゅんせつ等により発生するしゅんせつ土であること。	・養浜材等にしゅんせつ土が必要な場合は、その使用を推進する。
	しゅんせつ土改良土	・港湾等の維持しゅんせつ、工事しゅんせつ等により発生するしゅんせつ土を石灰、セメント等により築堤等に使用できる状態まで改良したものであること。	・盛土等にしゅんせつ土改良土が必要な場合は、その使用を推進する。
熱帯雨林材等の使用を抑制するもの	環境配慮型型枠	<p>・工事の種類、工種、使用部位等に対応する最適なコンクリート型枠を使用するものとし、熱帯雨林材を使用しないか又は使用を抑制した型枠(合板型枠(材料は以下ただし書きの①、②を満たすものに限る。)、金属型枠、再生木材型枠、再生樹脂混入木材型枠、樹脂製型枠、再生樹脂製型枠等)であること。</p> <p>・再資源化施設や熱利用(回収、供給)が可能な施設において再資源化等が可能なものであること。</p>	<p>・土木工事、建築工事、設備工事において、その使用を推進する。</p> <p>・熱帯雨林材合板の使用は、やむを得ない場合に限る</p> <p>・使用する木材型枠の証明等を監督員に求められた場合には、それらを提示する。</p> <p>・証明等については、特</p>

		<ul style="list-style-type: none"> ・製品に使用されるプラスチックは、使用後に回収し、再リサイクルを行う際に支障を来さないものであること。 ・中古品を使用した場合でも、環境配慮型型枠であると区別できるものは環境配慮型型枠として扱う ・ただし、施工管理上の理由などによりやむを得ず熱帯雨林材合板を使用する場合は、認証材 (FSC、PEFC 又は SGEC によるもの※)、又は以下の①、②の条件を全て満たすものであること ①原木の伐採に当たって生産された国における森林に関する法令に照らして合法的な木材 ②持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたもの <p>なお、国産材合板又は針葉樹材合板、若しくは複合合板を使用する場合も認証材、又は上記①、②の条件を全て満たすものであること</p> <p>※FSC : Forest Stewardship Council (森林管理協議会) PEFC : Programme for the Endorsement of Forest Certification schemes SGEC : Sustainable Green Ecosystem Council (緑の循環認証会議)</p>	<p>定調達品目のコンクリート型枠・合板型枠：備考3、及び製材等：備考4を参考とする。</p>
<p>コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊等の有効利用を図るもの (路盤材、基礎材、舗装材等)</p>	再生クラッシュラン	<ul style="list-style-type: none"> ・コンクリート塊又はアスファルト・コンクリート塊から製造した骨材が含まれていること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・路盤、基礎、裏込め等に砕石が必要な場合は、その使用を推進する。
	再生砕石 (擁壁等裏込め用)	<ul style="list-style-type: none"> ・コンクリート構造物の解体にともなって発生するコンクリート塊を主体として製造されたものであること。 ・不純物の量は別表1の規定に適合していること。また、石綿を検出しないこと。 ・六価クロム化合物の溶出試験と含有量試験を行い、別表2の基準値を満足すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・擁壁等裏込め用に砕石が必要な場合は、その使用を推進する。
	再生砕石 (グラベルコンパクションパイル工法用)	<ul style="list-style-type: none"> ・コンクリート構造物の解体にともなって発生するコンクリート塊を主体として製造されたものであること。 ・不純物の量は別表1の規定に適合していること。また、石綿を検出しないこと。 ・六価クロム化合物の溶出試験と含有量試験を行い、別表2の基準値を満足すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・グラベルコンパクションパイル工法 (陸上施工) 用に砕石が必要な場合は、その使用を推進する。
	再生単粒度砕石 (浸透トレンチ用)	<ul style="list-style-type: none"> ・コンクリート構造物の解体にともなって発生するコンクリート塊を主体として製造されたものであること。 ・不純物の量は別表1の規定に適合している 	<ul style="list-style-type: none"> ・浸透トレンチや浸透ますの周囲の充てん材料用に砕石が必要な場合は、その使用を推進す

	<p>こと。また、石綿を検出しないこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・六価クロム化合物の溶出試験と含有量試験を行い、別表2の基準値を満足すること。 	る。
再生粒度調整碎石	<ul style="list-style-type: none"> ・コンクリート塊又はアスファルト・コンクリート塊から製造した骨材が含まれていること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・路盤等に碎石が必要な場合は、その使用を推進する。
再生砂	<ul style="list-style-type: none"> ・コンクリート塊又はアスファルト・コンクリート塊から製造した骨材が含まれていること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・敷地内の埋戻し等に砂が必要な場合は、その使用を推進する。
再生加熱アスファルト混合物	<ul style="list-style-type: none"> ・アスファルト・コンクリート塊から製造した骨材が含まれていること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・表層、基層の舗装に加熱アスファルト混合物が必要な場合は、その使用を推進する。
再生加熱アスファルト処理混合物	<ul style="list-style-type: none"> ・アスファルト・コンクリート塊から製造した骨材が含まれていること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・路盤に加熱アスファルト処理混合物が必要な場合は、その使用を推進する。
再生コンクリート路盤材	<ul style="list-style-type: none"> ・都関連工事から発生するコンクリート塊を直径30cm程度に加工した路盤材であること。 ・利用する工事は、建設発生土利用調整会議で決定したものであること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・海面処分場の作業用道路の路盤材として、その使用を推進する。
再生コンクリート碎石等	<ul style="list-style-type: none"> ・都関連工事から発生するコンクリート塊をその使用用途に応じて加工した護岸、護床、路盤、基礎、裏込め等に使用する再生碎石等であること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・土木工作物、建築物の外構等の護岸、護床、路盤、基礎、裏込め等の用途に、その使用を推進する。
再生コンクリート埋立柱	<ul style="list-style-type: none"> ・都関連工事から発生するコンクリート塊をその使用用途に応じて加工した、港湾等の埋立などに使用する再生埋立柱であること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・港湾等の埋立などの用途に、その使用を推進する。
再生骨材Lを用いたコンクリート	<ul style="list-style-type: none"> ・構造物の解体などにより発生したコンクリート塊を破碎して造ったコンクリート用再生骨材Lを、骨材の全部又は一部に用いたコンクリートであること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・均しコンクリート、捨てコンクリート、裏込めコンクリート等の高い強度、高い耐久性が要求されない部材及び部位について、その使用を推進する。
再生骨材Mを用いたコンクリート	<ul style="list-style-type: none"> ・構造物の解体などにより発生したコンクリート塊を破碎、磨砕、分級して造ったコンクリート用再生骨材Mを、骨材の全部又は一部に用いたコンクリートであること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・乾燥収縮や塩害を受けにくい構造部材や無筋コンクリート部材について、その使用を推進する。
再生骨材Hを用いたレディーミクストコンクリート(注1)	<ul style="list-style-type: none"> ・構造物の解体などにより発生したコンクリート塊に対し、破碎、磨砕、分級等の高度な処理を行い、必要に応じて粒度調整したコンクリート用再生骨材Hを用いたレディー 	<ul style="list-style-type: none"> ・レディーミクストコンクリートを使用する用途に、その使用を推進する。(軽量コンクリ

		ミクストコンクリートであること。	ト及び高強度コンクリートへの使用を除く。
廃棄物処理に伴う副産物の有効利用を図るもの(セメント、コンクリート等)	エコセメントを用いた均し(捨て)コンクリート	<ul style="list-style-type: none"> ・原材料に都市ごみ焼却灰をセメント化したものを用いていること。 ・施工時及び使用時に雨水等による重金属等有害物質の溶出がないこと又は環境基準値以下であること。 ・エコセメントを用いた均し(捨て)コンクリート等であることを証明できること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物、土木工作物の均しコンクリート、捨てコンクリート、基礎コンクリート、裏込めコンクリート等の用途に、試験施工等として、その使用を推進する。
	エコセメントを用いたレディーミクストコンクリート	<ul style="list-style-type: none"> ・原材料に都市ごみ焼却灰をセメント化したものを用いていること。 ・施工時及び使用時に雨水等による重金属等有害物質の溶出がないこと又は環境基準値以下であること。 ・エコセメントを用いたレディーミクストコンクリートであることを証明できること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・レディーミクストコンクリートを使用する用途に、その使用を推進する。
	エコセメント(直接利用)	<ul style="list-style-type: none"> ・都市ごみ焼却灰をセメント化したものであること。 ・施工時及び使用時に雨水等による重金属等有害物質の溶出がないこと又は環境基準値以下であること。 ・エコセメント(直接利用)であることを証明できること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地盤改良材等にセメントが必要な場合は、試験施工として、その使用を推進する。
	エコセメントを用いたコンクリート二次製品	<ul style="list-style-type: none"> ・原材料に都市ごみ焼却灰をセメント化したものを用いていること。 ・施工時及び使用時に雨水等による重金属等有害物質の溶出がないこと又は環境基準値以下であること。 ・エコセメントを用いたコンクリート二次製品であることを証明できること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・コンクリート二次製品を使用する用途に、その使用を推進する。
	スーパーアッシュを用いたコンクリート二次製品	<ul style="list-style-type: none"> ・原材料に都の下水道管理者が下水汚泥を焼却灰化したものを粒度調整等して製造したスーパーアッシュ(粒度調整灰)を用いて製造した基礎くい、JIS A 5372 プレキャスト鉄筋コンクリート製品Ⅱ類、JIS A 5373 プレキャストプレストレストコンクリート製品Ⅱ類規格に適合し、製品にはERと表示されたものであること。 ・施工時及び使用時に雨水等による重金属等有害物質の溶出がないこと又は環境基準値以下であること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・公共用地管理者自らが建築物等の基礎くいとして、その使用を推進する。
島内産材料の利用を促進するもの(岩石、溶岩、火山礫等)	耐火石(石英粗面岩)を用いた土木材料等	<ul style="list-style-type: none"> ・島内で産出する耐火石(石英粗面岩)を用いていること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・島内において、自然公園法特別区域内の道路擁壁等に貼り付けるなど、その使用を推進する。
	火山礫を用いた	<ul style="list-style-type: none"> ・島内で産出する火山礫を用いていること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・島内において、道路の

	土		下層路盤材（都
	木材料等		単独事業）、ブロック擁壁の裏込材、運動場、テニスコート等の路盤材として、その使用を推進する。
	溶岩を用いた土木材料等	・島内で産出する溶岩を用いていること。	・島内において、自然公園法特別区域内の石積み擁壁等として、その使用を推進する。
	その他の岩石を用いた土木材料等	・島内で産出する岩石を加工した、港湾等の埋立、自然再生事業、景観回復事業等に使用する岩石加工品であること。	・港湾等の埋立、自然再生事業、景観回復事業等の用途に、その使用を推進する。
温室効果ガスの削減を図るもの	温室効果ガス削減に資する資材、建設機械、工法、目的物(注2)	<ul style="list-style-type: none"> ・温室効果ガスの削減に資するものであること。(例) ・発生抑制により搬出及び搬入時の運搬を抑制し温室効果ガスの削減を図るもの（非開削工法、管更正工法、組立式人孔、小型マンホール、省面積立坑、高強度セグメント、シールド二次覆工の減少又は省略等による建設発生土や建設泥土の発生土量の削減等） ・現場内利用により搬出及び搬入時の運搬を抑制し温室効果ガスの削減を図るもの（建設発生土や建設泥土改良土等を現場内で盛土、埋立、裏込、埋戻し等に利用） ・多摩産材などの国産木材、都内産の植栽材料等の活用による運搬距離の短縮により温室効果ガスの削減を図るもの ・省エネルギー技術等により温室効果ガスの削減を図るもの（躯体断熱、開口部断熱、日射遮蔽、照明、衛生設備等の採用） 	・土木工事、建築工事、設備工事において、その使用を推進する。
	高効率空調用機器（熱源機器）	・省エネ技術等により温室効果ガスの削減を図るもの。別表3に掲げた各機器において、成績係数（定格COP又はボイラー効率）が数値以上であること。	・建築工事において、施設毎の特性に応じた空調方式に留意しつつ、その使用を推進する。
	高効率空調用機器（熱源以外の空調機器）	<ul style="list-style-type: none"> ・省エネ技術等により温室効果ガスの削減を図るもの。 ・パッケージ形空調機については、別表4で定める基準を満たすこと。 ・上記のほか、別表5に掲げた各機器において、該当する部品のいずれかを採用していること。 	・建築工事において、施設毎の特性に応じた空調方式に留意しつつ、原則として、その使用を推進する。
	ガスエンジンヒートポンプ式空調和機	<ul style="list-style-type: none"> ・省エネ技術等により温室効果ガスや窒素酸化物排出ガスの削減を図るもの。 ・期間成績係数が別表6に示された区分の数 	・建築工事において、施設毎の特性に応じた空調方式に留意しつつ、

	<ul style="list-style-type: none"> 値以上であり、窒素酸化物の排出濃度が別表6に示された区分の数値以下であること 冷媒にオゾン層を破壊する物質が使用されていないこと。 	その使用を推進する。
発光ダイオードを用いた交通信号機	<ul style="list-style-type: none"> 発光ダイオードを用いた交通信号機であること。 	<ul style="list-style-type: none"> 交通信号機を新設、更新、維持補修する場合は、原則として、その使用を推進する。
LEDを光源とする照明器具	<ul style="list-style-type: none"> 別表7で定める基準を満たすこと。 	<ul style="list-style-type: none"> 施設照明を新設、更新する場合は、原則として、その使用を推進する。
高効率のランプ等を使用した照明器具（道路照明）	<ul style="list-style-type: none"> 道路照明においては、光源にLEDを用いたものを標準とするが、セラミックメタルハイドランプ、高圧ナトリウムランプ、を使用した照明施設を選択する場合、水銀ランプを使用した場合と比較して電力消費量が45%以上削減されるものであること。 設置場所に求められる光色、演色性及び配光特性を検討し、適切な光源及び照明器具を選択すること。 	<ul style="list-style-type: none"> 道路照明を新設、更新する場合は、その使用を推進する。
ノンフロン断熱材	<ul style="list-style-type: none"> オゾン層を破壊する物質が使用されていないこと。 ハイドロフルオロカーボン（いわゆる代替フロン）が使用されていないこと。 再生資源を使用している又は使用後に再生資源として使用できること。 	<ul style="list-style-type: none"> 建築設備工事における内外装材などで、材料の特性に応じた使用を推進する。
低炭素（中温化）アスファルト混合物 [機械式フォームド・新材]	<ul style="list-style-type: none"> 機械により水蒸気を添加しアスファルトを発泡させた材料であり、通常のアスファルト混合物と比較して、製造温度を10度以上温度低減可能であること。 通常混合物と同等以上の締固め性能を確保できるものとして、製造された混合物であること。 	<ul style="list-style-type: none"> 再生加熱アスファルト混合物の使用が困難な場合は、使用を推進する。
その他環境負荷の低減に寄与するもの（建築材料、道路施設等）	<ul style="list-style-type: none"> LEDを光源とする非常用照明器具 	<ul style="list-style-type: none"> 非常用照明を新設、更新する場合は、その使用を推進する。
照明制御システム	<ul style="list-style-type: none"> LED照明器具及びそれらの照明器具を制御する照明制御装置（回路分割制御に用いる手動スイッチを含む。）からなるものであること。 分割制御、人感制御、明るさ制御等の電力節減機能を有していること。 	<ul style="list-style-type: none"> 施設照明を新設、更新する場合は、その使用を推進する。
環境配慮形（E	<ul style="list-style-type: none"> 被覆材料は、燃焼時において腐食性ガスを発 	<ul style="list-style-type: none"> 工事等（工事で設置す

M)電線・ケーブル	<ul style="list-style-type: none"> 生ぜず、発煙濃度が非常に低いこと。 ・被覆材料の有害物質（鉛、水銀、カドミウム、六価クロム、ポリ臭化ビフェニル、ポリ臭化ジフェニルエーテル）含有率が RoHS 指令に適合していること。 	<ul style="list-style-type: none"> る機材内配線を含む。）に敷設する場合は、原則として、その使用を推進する。
RoHS 指令対応電線・ケーブル	<ul style="list-style-type: none"> ・被覆材料の有害物質（鉛、水銀、カドミウム、六価クロム、ポリ臭化ビフェニル、ポリ臭化ジフェニルエーテル）含有率が RoHS 指令に適合していること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・主に屋外の工事等（工事で設置する機材内配線を含む。）に使用する場合は、その使用を推進する。
鉛フリー亀甲金網	<ul style="list-style-type: none"> ・ポリ塩化ビニル被覆金網において、材料として有害物質（鉛、水銀、カドミニウム、六価クロム、ポリ臭化ビフェニル、ポリ臭化ジフェニルエーテル）（注3）を添加しないポリ塩化ビニルで被覆した金網であること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・工事等に使用する場合は、その使用を推進する。
低VOC塗料（建築物内装用に限る。）	<ul style="list-style-type: none"> ・鉛、水銀、カドミウム、六価クロム等の有害金属類を添加していない塗料であって、VOC含有量1%以下（鉄部用は5%以下）の水性塗料であること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・塗料を使用する場合は、その使用を推進する。
低VOC塗料（建築物外装用に限る。）	<ul style="list-style-type: none"> ・鉛、水銀、カドミウム、六価クロム等の有害金属類を添加していない塗料であって、粉体・無溶剤系塗料、又は水性塗料であること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・塗料を使用する場合は、その使用を推進する。
低VOC塗料（構造物用（建築物内装用及び外装用を除く。）に限る。）	<ul style="list-style-type: none"> ・鉛、水銀、カドミウム、六価クロム等の有害金属類を添加していない塗料であって、粉体・無溶剤系塗料、水性塗料、又はVOC含有量が30%以下の低VOC塗料（溶剤系）であること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・塗料を使用する場合は、その使用を推進する。
電炉鋼材などのリサイクル鋼材	<ul style="list-style-type: none"> ・鉄スクラップを原料として使用していること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・土木工事、建築工事等において、その使用を推進する。
排出ガス対策型建設機械	<ul style="list-style-type: none"> ・別表8に掲げる建設機械の内、発動発電機について、搭載されているディーゼルエンジンから排出される各排出ガス成分及び黒煙の量が、それぞれ第3次基準又はこれより優れるものであること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・土木工事等において、その使用を推進する。
電気便座	<ul style="list-style-type: none"> ・別表9で定める基準を満たすこと。 	<ul style="list-style-type: none"> ・電気便座を新設、更新する場合は、原則として、その使用を推進する。

(注1) 現場に搬入されるまだ固まらないコンクリートで、JIS A 5308「レディーミクストコンクリート」の規定に相当するもの

(注2) 資材、建設機械、工法、目的物は、温室効果ガス削減に資するものを標準とする。具体的には、工事の種類、建築物や工作物などの使用用途、面積、階数、構造、意匠などを踏まえて工事毎に検討し、採用可能なものを使用する。別表10「温室効果ガスに資する資材、建設機械、工法、目的物の例」を掲載しているので参考とされたい。

(注3) RoHS指令（鉛、水銀、六価クロム、ポリ臭化ビフェニル、ポリ臭化ジフェニルエーテル、フタル酸エステル類4種は含有率1,000ppm以下、カドミウムは含有率100ppm以下）に適合する製品とする。

別表1 不純物量の上限值

分類	不純物の内容	上限値 ^{注)} (%)
A	タイル、れんが、陶磁器類、アスファルト・コンクリート塊	2.0
B	ガラス片	0.5
C	石こう及び石こうボード片	0.1
D	C以外の無機系ボード片	0.5
E	プラスチック片	0.5
F	木片、竹片、布切れ、紙くず、アスファルト塊	0.1
G	金属片	1.0
—	不純物の合計(上記A~Gの不純物の合計)	3.0

(注)上限値は質量比で表し、各分類における不純物の内容の合計に対する値を示している。

(備考) JIS A 5023「再生骨材Lを用いたコンクリート」付属書AのA.4.2によって試験を行う。

別表2 六価クロム化合物の基準値

試験方法	試料形態	六価クロム化合物基準値
溶出試験 (JIS K 0058-1)	有姿	0.05mg/L 以下
含有量試験 (JIS K 0058-2)	粉碎	250mg/kg 以下

別表3 高効率空調用機器(熱源機器)

熱源機種	温熱源基準(定格COP又は ボイラー効率(高位発熱量基準の数値))	冷熱源基準 (定格COP)
蒸気ボイラー (伝熱面積10㎡以上)	0.838	
温水ボイラー	0.855	
直焚吸収冷温水機	0.864	1.283
排熱投入型直焚吸収冷温水機	0.823	1.250
小型吸収冷温水機ユニット	0.847	1.209
空気熱源ヒートポンプユニット	3.650	4.126
熱回収ヒートポンプユニット	2.630	2.558
熱回収ターボ冷凍機	5.386	4.438
水冷チリングユニット		5.120
空冷チリングユニット		3.918
ターボ冷凍機		6.00
ブライントーボ冷凍機		4.634
蒸気吸収冷凍機		1.227
温水吸収冷凍機		0.700

※冷温共用がある機器の場合、高い数値を採用すること。

(参考) 熱源機種の判断基準

熱源機	判断基準
蒸気ボイラー	鋼製ボイラー(炉筒煙管ボイラー、水管ボイラー等)、鋼製簡易ボイラー、小型貫流ボイラー、 鋳鉄製ボイラー(セクショナルボイラー等)、鋳鉄製簡易ボイラー等、燃料の燃焼により蒸気ま たは高温水を製造するもの。
温水ボイラー	鋼製ボイラー、鋼製簡易ボイラー、小型貫流ボイラー、鋳鉄製ボイラー、鋳鉄製簡易ボイラー、 真空式温水発生機、無圧式温水発生機等、燃料の燃焼により温水を製造するもの。
直焚吸収冷温水機	直(ガス・油)焚吸収冷温水機、直焚二重効用吸収冷温水機、直焚三重効用吸収冷温水機、ガス (油)冷温水発生機等、加熱源がガス又は油の吸収冷温水機で冷温水を切替又は同時取出で製造 するもの。
排熱投入型直焚吸収	排熱投入型直(ガス・油)焚吸収冷温水機、ジェネリンク、排熱投入型直焚二重効用吸収冷温水

冷温水機	機、排熱投入型ガス（油）冷温水発生機等、加熱源がコージェネレーション等の排熱及びガス又は油の吸収冷温水機で冷温水を切換又は同時取出で製造するもの。
小型吸収冷温水機ユニット	小型吸収冷温水機ユニット、小型吸収冷温水機、パネル型吸収冷温水機、冷却塔一体型吸収冷温水機等、加熱源がガス又は油の冷凍能力が単体で 281 kW (80RT)未満の吸収冷温水機又は GHP チラーで冷温水を製造するもの。
空気熱源ヒートポンプユニット	空気熱源ヒートポンプユニット、空冷ヒートポンプ、空冷スクリーヒートポンプチラー、氷蓄熱ユニット、水熱源ヒートポンプユニット（温熱源）、ヒーティングタワーヒートポンプ（温熱源）等、往復動圧縮機、スクリー圧縮機、スクロール圧縮機による空気熱源ヒートポンプで冷温水を製造するもの。
熱回収ヒートポンプユニット	熱回収ヒートポンプユニット、熱回収チラー、冷温水同時取出型空冷ヒートポンプチラー等、往復動圧縮機、スクリー圧縮機、スクロール圧縮機によるヒートポンプ又は、遠心圧縮機によるヒーティングタワーヒートポンプ（冷房、暖房及び熱回収運転が可能なもの。）で、冷水と温水を同時に製造するもの。
熱回収ターボ冷凍機	熱回収ターボ冷凍機、ダブルバンドルターボ冷凍機等、遠心圧縮機による水熱源ヒートポンプで、冷水と温水を同時に製造するもの。
水冷チリングユニット	水冷チリングユニット、水冷チラー、水冷スクリー冷凍機、水熱源スクリーヒートポンプチラー、ブラインチラー、水熱源ヒートポンプユニット（冷熱源）、ヒーティングタワーヒートポンプ（冷熱源）等、往復動圧縮機、スクリー圧縮機、スクロール圧縮機による水冷式冷凍機又は冷暖房切替式の水熱源ヒートポンプで、冷水（ブラインを含む。）又は冷温水を製造するもの。
空冷チリングユニット	空冷チリングユニット、空冷チラー、空冷スクリー冷凍機等、往復動圧縮機、スクリー圧縮機、スクロール圧縮機による空冷式冷凍機で冷水（ブラインを含む。）を製造するもの。
ターボ冷凍機	ターボ冷凍機、遠心冷凍機、インバーターターボ冷凍機、小型ターボ冷凍機、蒸気タービン駆動ターボ冷凍機等、遠心圧縮機による水冷式冷凍機で冷水を製造するもの。
ブライントーボ冷凍機	ターボ冷凍機、遠心冷凍機、インバーターターボ冷凍機、小型ターボ冷凍機、蒸気タービン駆動ターボ冷凍機等、遠心圧縮機による水冷式冷凍機で冷水（ブラインの場合に限る。）を製造するもの。
蒸気吸収冷凍機	蒸気吸収冷凍機、蒸気二重効用吸収冷凍機、一重二重効用吸収冷凍機、排熱投入型蒸気吸収冷凍機等、加熱源が蒸気の吸収冷凍機で冷水を製造するもの。
温水吸収冷凍機	温水吸収冷凍機、低温水吸収冷凍機、温水単効用吸収冷凍機等、排ガス排温水投入型吸収冷温水機（冷熱源）等、加熱源が温水の吸収冷凍機で冷水を製造するもの。

別表4 パッケージ形空調機の判断基準

環境配慮仕様	備考
<p>【判断の基準】</p> <p>①家庭用のパッケージ形空調機のうち、表1のものにあつては、エネルギー消費効率が表1に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率に 114/100 を乗じて小数点以下1桁未満の端数を切り捨てた数値を下回らないこと。</p> <p>②上記①以外の家庭用のエアコンディショナーについては、エネルギー消費効率が表2に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率に 114/100 を乗じて小数点以下1桁未満の端数を切り捨てた数値を下回らないこと。</p> <p>③業務の用に供するパッケージ形空調機については、エネルギー消費効率が表3に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率又は算定式を用いて算定した基準エネルギー消費効率を下回らないこと。</p> <p>④家庭用パッケージ形空調機及び業務用に供するパッケージ形空調機（冷房能力が</p>	<p>1 次のいずれかに該当するものについては、本項の判断の基準の対象に含まれないものとする。</p> <p>① 冷房能力が 28kW（マルチタイプの場合は 50.4kW）を超えるもの</p> <p>② ウィンド形・ウォール形及び冷房専用のもの</p> <p>③ 水冷式のもの</p> <p>④ 圧縮用電動機を有しない構造のもの</p> <p>⑤ 電気以外のエネルギーを暖房の熱源とする構造のもの</p> <p>⑥ 機械器具の性能維持若しくは飲食物の衛生管理を目的とするもの</p> <p>⑦ 専ら室外の空気を冷却して室内に送風する構造のもの</p> <p>⑧ スポットエアコンディショナー</p> <p>⑨ 車両その他の輸送機関用に設計されたもの</p> <p>⑩ 高气密・高断熱住宅用ダクト空調システム</p> <p>⑪ 冷房のための熱を蓄える専用の蓄熱槽（暖房用を兼ねるものを含む。）を有する構造のもの</p> <p>⑫ 専用の太陽電池モジュールで発生した電力によって圧縮機、送風機その他主要構成機器を駆動する構造のもの</p> <p>⑬ 床暖房又は給湯の機能を有するもの</p> <p>⑭ 熱回収式マルチエアコン</p> <p>2 「マルチタイプのもの」とは、1の室外機に2以上の室内機を接続するものをいう。</p>

<p>22.4kW 以上のものを除く。) については、冷媒に使用される物質の地球温暖化係数は 750 以下であること。それ以外については冷媒に可能な限り地球温暖化係数の小さい物質が使用されていること。</p> <p>⑤特定の化学物質が含有率基準値を超えないこと。また、当該化学物質の含有情報がウェブサイト等で容易に確認できること。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>①資源有効利用促進法の判断の基準を踏まえ、製品の長寿命化及び省資源化又は材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。</p> <p>②製品を設計し、製造する場合は、冷媒の充填量の低減、一層の漏えい防止、回収のしやすさなどに配慮し、併せてこれらの情報の開示がなされていること。</p> <p>③プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。</p> <p>④製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p> <p>⑤包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。</p>	<p>3 判断の基準④については、経済産業省関係フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律施行規則(平成 27 年経済産業省令第 29 号) 第 3 条に規定する家庭用エアコンディショナー及び店舗・事務所用エアコンディショナーのうち、平成 27 年経済産業省告示第 50 号(エアコンディショナーの製造業者等の判断の基準となるべき事項) により目標値及び目標年度が定められる製品に適用するものとする。</p> <p>4 「地球温暖化係数」とは、地球の温暖化をもたらす程度の二酸化炭素に係る当該程度に対する比を示す数値をいう。</p> <p>5 「特定の化学物質」とは、鉛及びその化合物、水銀及びその化合物、カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、ポリプロモビフェニル並びにポリプロモジフェニルエーテルをいう。</p> <p>6 判断の基準⑤については、ユニット型エアコンディショナー(パッケージ用のものを除く。)に適用することとし、特定の化学物質の含有率基準値は、JIS C 0950:2008(電気・電子機器の特定の化学物質の含有表示方法)の附属書 A の表 A.1(特定の化学物質、化学物質記号、算出対象物質及び含有率基準値)に定める基準値とし、基準値を超える含有が許容される項目については、上記 JIS の附属書 B に準ずるものとする。</p> <p>7 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう(ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。)</p> <p>8 調達を行う各機関は、化学物質の適正な管理のため、物品の調達時に確認した特定の化学物質の含有情報を、当該物品を廃棄するまで管理・保管すること。</p>
--	--

表1 家庭用品品質表示法施行令別表第3号(一)のエアコンディショナーであって直吹き形で壁掛け形のもの(マルチタイプのもののうち室内機の運転を個別制御するものを除く。)のうち冷房能力が4.0kW以下のものに係る基準エネルギー消費効率

区分		基準エネルギー消費効率
冷房能力	室内機の寸法タイプ	
3.2kW 以下	寸法規定タイプ	5.8
	寸法フリータイプ	6.6
3.2kW 超 4.0kW 以下	寸法規定タイプ	4.9
	寸法フリータイプ	6.0

(備考)

- 家庭用品品質表示法施行令別表第3号(一)のエアコンディショナーとは、電動機の定格消費電力の合計が3kW以下、電熱装置を有するものにあつては、その電熱装置の定格消費電力が5kW以下のものに限り、電気冷風機及び熱電素子を使用するものを除く。
- 「室内機の寸法タイプ」とは、室内機の横幅寸法800ミリメートル以下かつ高さ295ミリメートル以下の機種を寸法規定タイプとし、それ以外を寸法フリータイプとする。
- エネルギー消費効率の算定法については、エネルギーの使用の合理化等に関する法律に基づく経済産業省告示第213号(平成21年6月22日)の「3エネルギー消費効率の測定方法(2)」による。表2において同じ。

表2 家庭用のパッケージ形空調機に係る基準エネルギー消費効率

区分		基準エネルギー消費効率
ユニットの形態	冷房能力	
直吹き形で壁掛け形のもの	4.0kW 超 5.0kW 以下	5.5
	5.0kW 超 6.3kW 以下	5.0
	6.3kW 超 28.0kW 以下	4.5
直吹き形で壁掛け形以外のもの(マルチタ)	3.2kW 以下	5.2

イプのものうち室内機の運転を個別制御するものを除く。)	3.2kW超 4.0kW以下	4.8
	4.0kW超 28.0kW以下	4.3
マルチタイプのものであって室内機の運転を個別制御するもの	4.0kW以下	5.4
	4.0kW超 7.1kW以下	5.4
	7.1kW超 28.0kW以下	5.4

表3 業務の用に供するパッケージ形空調機に係る基準エネルギー消費効率

形態及び機能	区分		基準エネルギー消費効率又は算定式
	室内機の種類	冷房能力	
複数組合せ形のもの及び下記以外のもの (室内機の運転を個別制御しないもの)	四方向カセット形	3.6kW未満	E=6.0
		3.6kW以上 10.0kW未満	$E=6.0-0.083 \times (A-3.6)$
		10.0kW以上 20.0kW未満	$E=6.0-0.12 \times (A-10)$
		20.0kW以上 28.0kW以下	$E=5.1-0.060 \times (A-20)$
	四方向カセット形以外	3.6kW未満	E=5.1
		3.6kW以上 10.0kW未満	$E=5.1-0.083 \times (A-3.6)$
		10.0kW以上 20.0kW未満	$E=5.1-0.10 \times (A-10)$
		20.0kW以上 28.0kW以下	$E=4.3-0.050 \times (A-20)$
マルチタイプのもので室内機の運転を個別制御するもの (主にビル用マルチエアコン)	10.0kW未満	E=5.7	
	10.0kW以上 20.0kW未満	$E=5.7-0.11 \times (A-10)$	
	20.0kW以上 40.0kW未満	$E=5.7-0.065 \times (A-20)$	
	40.0kW以上 50.4kW以下	$E=4.8-0.040 \times (A-40)$	
室内機が床置きでダクト接続形のもの及びこれに類するもの (設備用エアコンで工場など大空間に使用されるもの)	直吹き形	20.0kW未満	E=4.9
		20.0kW以上 28.0kW以下	E=4.9
	ダクト形	20.0kW未満	E=4.7
		20.0kW以上 28.0kW以下	E=4.7

(備考)

- 「ダクト接続形のもの」とは、吹き出し口にダクトを接続するものをいう。
- E及びAは次の数値を表すものとする。
E: 基準エネルギー消費効率 (単位: 通年エネルギー消費効率)
A: 冷房能力 (単位: kW)
- エネルギー消費効率の算定法については、エネルギーの使用の合理化等に関する法律に基づく経済産業省告示第213号(平成21年6月22日)の「3エネルギー消費効率の測定方法(3)」による。

別表5 高効率空調用機器(熱源以外の空調機器)

	部品名	部品名	部品名	部品名
	モータ直結型ファン	永久磁石(IPM)モータ	プラグファン	楕円管熱交換器
冷却塔	○	ファン用又は散水ポンプ用		
空調用ポンプ		○		
空調機(いわゆるエアハンドリングユニット)	○	○	○	○
空調・換気設備用ファン	○	○		

(備考)

- 別表5に掲げた各機器において、該当する部品のいずれかを採用していること。
- 冷却塔、空調用ポンプ、空調機(いわゆるエアハンドリングユニット)、空調・換気設備用ファンについても、インバータ制御機器の導入を検討し、その使用を推進すること。

別表6 期間成績係数及び窒素酸化物排出濃度

区分	期間成績係数(APFp)	窒素酸化物排出濃度(12モト)
冷房能力が 28kW 以上 35.5kW 未満	1.27 以上	100ppm 以下
冷房能力が 35.5kW 以上、45kW 未満	1.46 以上	100ppm 以下
冷房能力が 45kW 以上 56kW 未満	1.59 以上	90ppm 以下
冷房能力が 56kW 以上	1.70 以上	90ppm 以下

1 窒素酸化物排出濃度の測定方法は、JIS B 8627 に定める窒素酸化物濃度試験方法による。
2 窒素酸化物排出濃度の数値は、酸素濃度 0%換算値とする。

(備考)

- 1 本項の判断の基準の対象とする「ガスエンジンヒートポンプ式空気調和機」は、JIS B 8627 に規定されるもので、定格冷房能力が 28kW 以上のものとする。
- 2 期間成績係数 (APFp) の算出方法は、JIS B 8627 による。

別表7 LEDを光源とする照明器具の判断の基準

環境配慮仕様	備考																							
<p>【判断の基準】</p> <p>①投光器及び防犯灯を除く LED 照明器具である場合には、次の要件を満たすこと。</p> <p>ア. 固有エネルギー消費効率が下記の表に示された基準を満たすこと。</p> <table border="1" data-bbox="153 922 555 1149"> <thead> <tr> <th>光源色</th> <th>固有エネルギー消費効率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>昼光色</td> <td rowspan="3">120 lm/W 以上</td> </tr> <tr> <td>昼白色</td> </tr> <tr> <td>白色</td> </tr> <tr> <td>温白色</td> <td rowspan="2">85 lm/W 以上</td> </tr> <tr> <td>電球色</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ. 演色性は平均演色評価数 Ra が 80 以上であること。ただし、ダウンライト及び高天井器具の場合は、平均演色評価数 Ra が 70 以上であること。</p> <p>②投光器及び防犯灯である場合は、次の要件を満たすこと。</p> <p>ア. 固有エネルギー消費効率が次に示された基準を満たすこと。</p> <table border="1" data-bbox="153 1503 620 1767"> <thead> <tr> <th rowspan="2">光源色</th> <th colspan="2">固有エネルギー消費効率</th> </tr> <tr> <th>投光器</th> <th>防犯灯</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>昼光色</td> <td rowspan="3">105 lm/W 以上</td> <td rowspan="3">80 lm/W 以上</td> </tr> <tr> <td>昼白色</td> </tr> <tr> <td>白色</td> </tr> <tr> <td>温白色</td> <td rowspan="2">90 lm/W 以上</td> <td rowspan="2">対象外</td> </tr> <tr> <td>電球色</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ. 演色性は平均演色評価数 Ra が 70 以上であること。</p> <p>③LED モジュール寿命は 40,000 時間以上であること</p> <p>④特定の化学物質（鉛及びその化合物、水銀及びその化合物、カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、ポリブロモビフェニル並びにポリブ</p>	光源色	固有エネルギー消費効率	昼光色	120 lm/W 以上	昼白色	白色	温白色	85 lm/W 以上	電球色	光源色	固有エネルギー消費効率		投光器	防犯灯	昼光色	105 lm/W 以上	80 lm/W 以上	昼白色	白色	温白色	90 lm/W 以上	対象外	電球色	<p>1 本項の判断の基準の対象とする「LED 照明器具」とは、照明用白色 LED を用いた、つり下げ形、じか付け形、埋込み形及び壁付け形として使用する照明器具並びに投光器及び防犯灯とする。ただし、従来の蛍光ランプで使用されている口金と同一形状の口金を有する LED ランプを装着できる照明器具のうち、口金を経て LED ランプへ給電する構造を持つ照明器具については、当面の間、対象外とする。また、「誘導灯及び誘導標識の基準（平成 11 年消防庁告示第 2 号）」に定める誘導灯は、LED 照明器具には含まれないものとする。</p> <p>2 本項の LED 照明器具の「LED 照明器具の固有エネルギー消費効率」とは、器具から出る全光束を定格消費電力で割った値とする（定格消費電力は、器具外部に独立型電源装置を設置する必要がある場合はその電源装置の定格消費電力とする。）。なお、調光・調色機能付器具の固有エネルギー消費効率については、最大消費電力時における全光束から算出された値とする。</p> <p>3 「平均演色評価数 Ra」の測定方法は、JIS C 7801（一般照明用光源の測光方法）及び JIS C 8152-2（照明用白色発光ダイオード (LED) の測光方法－第 2 部：LED モジュール及び LED ライトエンジン）に規定する光源色及び演色評価数測定に準ずるものとする。</p> <p>4 本項の LED 照明器具の「ダウンライト」とは、JIS Z 8113:1998「照明用語」に規定されるダウンライトをいう。</p> <p>5 本項の LED 照明器具の「高天井器具」とは、JIS Z 8113:1998「照明用語」に規定される天井灯のうち、定格光束 11,000lm 以上のものをいう。</p> <p>6 本項の LED 照明器具の「投光器」とは、JIS Z 8113:1998「照明用語」に規定される投光器をいう。</p> <p>7 本項の LED 照明器具の「防犯灯」とは、道路等に設置し、犯罪の防止と安全通行の確保等を図る観点から必要な照度を確保することを目的とした照明灯をいう。</p> <p>8 本項の LED 照明器具の「LED モジュール寿命」とは、光源の初期の光束が 70%まで減衰するまでの時間とする。また、その測定方法は、JIS C 8152-3（照明用白色発光ダイオード (LED) の測光方法－第 3 部：光束維持率の測定方法）に準ずるものとする。</p> <p>9 LED 照明器具の全光束測定方法については、JIS C 8105-5:2014（照明器具－第 5 部：配光測定方法）に準ずるものとする。</p>
光源色	固有エネルギー消費効率																							
昼光色	120 lm/W 以上																							
昼白色																								
白色																								
温白色	85 lm/W 以上																							
電球色																								
光源色	固有エネルギー消費効率																							
	投光器	防犯灯																						
昼光色	105 lm/W 以上	80 lm/W 以上																						
昼白色																								
白色																								
温白色	90 lm/W 以上	対象外																						
電球色																								

<p>ロモジフェニルエーテル) が含有率基準値を超えないこと。また、当該化学物質の含有情報がウェブサイト等で容易に確認できること。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>①初期照度補正制御、人感センサー制御、あかるさセンサー制御等の省エネルギー効果の高い機能があること。</p> <p>②分解が容易である等材料再利用のための設計上の工夫がなされていること。</p> <p>③使用される塗料は、有機溶剤及び臭気が可能な限り少ないものであること。</p> <p>④製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再利用の容易さ及び廃棄時の負担軽減に配慮されていること。</p> <p>⑤包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。</p>	<p>10 特定の化学物質の含有率基準値は、JIS C 0950:2008（電気・電子機器の特定の化学物質の含有表示方法）の附属書Aの表A.1（特定の化学物質、化学物質記号、算出対象物質及び含有率基準値）に定める基準値とし、基準値を超える含有が許容される項目については、上記 JIS の附属書Bに準ずるものとする。なお、その他付属品等の扱いについては JIS C 0950:2008 に準ずるものとする。</p> <p>11 「光源色」は、JIS Z 9112（蛍光ランプ・LEDの光源色及び演色性による区分）に規定する光源色の区分に準ずるものとする。</p> <p>12 昼光色、昼白色、白色、温白色及び電球色以外の光を発するものは、本項の「LED照明器具」に含まれないものとする。</p> <p>13 ダウンライトのうち、器具埋込寸法が300mm以下であって、光源色が昼光色、昼白色及び白色のものについては、固有エネルギー消費効率の基準を95lm/W以上、温白色及び電球色のものについては、固有エネルギー消費効率の基準を80lm/W以上とする。</p> <p>14 高天井器具のうち、光源色が昼光色、昼白色及び白色のものについては、固有エネルギー消費効率の基準を130lm/W以上とする。</p>
--	--

別表8 一般工事用建設機械

機種	摘要
発動発電機	ディーゼルエンジン出力8kW以上560kW以下、可搬式（溶接兼用機を含む）

第3次基準値

出力区分	対象物質 (単位)	NMHC+NOx(g/kW・h)		CO (g/kW・h)	PM (g/kW・h)	黒煙 (%)
		HC(g/kW・h)	NOx(g/kW・h)			
8kW以上19kW未満		7.5		5.0	0.8	40
19kW以上37kW未満		1.0	6.0	5.0	0.4	40
37kW以上56kW未満		0.7	4.0	5.0	0.3	35
56kW以上75kW未満		0.7	4.0	5.0	0.25	30
75kW以上130kW未満		0.4	3.6	5.0	0.2	25
130kW以上560kW以下		0.4	3.6	3.5	0.17	25

※測定方法は、別途定める「排出ガス対策型原動機の認定及び排出ガス対策型建設機械の指定に関する技術基準の取扱いについて」（平成18年3月17日付国土交通省国総施第195号）による。

別表9 電気便座の判断の基準

環境配慮仕様			備考
【判断の基準】 エネルギー消費効率が下記の表に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率を上回らないこと。			■ エネルギー消費効率の算定法については、エネルギーの使用の合理化等に関する法律に基づく経済産業省告示第288号（平成19年11月26日）の「3 エネルギー消費効率の測定方法(2)」による。
区分		基礎エネルギー消費効率	
洗浄機能の有無	貯湯タンクの有無		
暖房便座 (洗浄機能なし)		141	
温水洗浄便座 (洗浄機能有り)	貯湯式 (貯湯タンク有り)	175	
	瞬間式 (貯湯タンク無し)	97	
【配慮事項】 ①製品の素材表示がなされていること。 ②部品の再利用や素材の再生利用がしやすいような設計がされていること。 ③鉛、水銀、カドミウム、六価クロム、ポリプロモピフェニル、ポリプロモジフェニルエーテルを極力含まないこと。 ④再生プラスチック材が多く使われていること。 ⑤製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易で、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。			

別表10 「温室効果ガス削減に資する資材、建設機械、工法、目的物の例」(建築工事における一例)

種別	資材、建設機械、工法、目的物などの一例
建築躯体	<ul style="list-style-type: none"> ・躯体断熱（屋根断熱・外壁断熱） ・開口部断熱（複層ガラス・気密サッシ）
電気設備	<ul style="list-style-type: none"> ・変圧器（「エネルギーの使用の合理化に関する法律施行令」において特定機器に指定された変圧器（新基準を満たしたトッランナー変圧器）） ・照明設備（LED） ・照明制御設備（人感センサー連動制御、適正照度調整システム、昼光連動制御システム、タイムスケジュール制御システム） ・電力監視設備 ・高輝度誘導灯 ・高輝度放電ランプ ・コージェネレーションシステム
機械設備	<ul style="list-style-type: none"> ○熱源設備 <ul style="list-style-type: none"> ・トッランナー熱源機器 ・インバータ制御設備（冷温水・冷却水） ・クールヒートトレンチ ○空調設備 <ul style="list-style-type: none"> ・大温度差送風方式、VAV（変風量方式）、VWV（変流量方式） ・省エネファンベルト ・トッランナーエアコン ○換気設備 <ul style="list-style-type: none"> ・外気導入制御システム（CO₂センサー） ・外気冷房（全熱交換ユニット組込） ・全熱交換器（全熱交換型ユニット） ・駐車場CO₂又はCO₂制御システム ・省エネファンベルト ○自動制御装置 <ul style="list-style-type: none"> ・自動制御設備

<ul style="list-style-type: none">・中央監視制御設備（BEMS）○衛生設備<ul style="list-style-type: none">・節水器具・トイレ擬音装置・雨水利用設備・再利用水設備・電気CO₂冷媒ヒートポンプ給湯器及び同等器・ガス潜熱回収型給湯器○搬送設備<ul style="list-style-type: none">・エスカレーター人感センサー・エレベーター電力回生制御・エレベーター回生電力蓄電システム

特定調達品目

【注意事項】

道路上工事で使用するものについては、道路管理者の定める規則等による。

なお、特定調達品目は

- ①試験施工・評価等が完了しており使用が支障ないもの
 - ②試験施工・評価等が進行中で使用に当たっては道路管理者と協議するもの
 - ③試験施工、評価等を今後行うもので試験施工の実施に当たっては道路管理者と協議するもの
- の3種に分かれるため、使用に当たっては道路管理者に相談する必要がある。

・資材の梱包及び容器は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。

【資材】

品目分類	品目名	要件	使用用途等
盛土材等	建設泥土から再生した処理土	①建設泥土から再生された処理土であること。 ②重金属等有害物質の含有及び溶出については、土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）及び「土壤の汚染に係る環境基準」（平成3年環境庁告示第46号）を満たすこと。	・再資源化施設への距離、建設発生土の工事間利用、再生材の発生状況などに留意しつつ、埋戻し材、盛土材、裏込め材等において、その使用を促進する。
	土工用水砕スラグ	○天然砂（海砂、山砂）、天然砂利、砕砂若しくは碎石の一部又は全部を代替して使用できる高炉水砕スラグが使用された土工用材料であること。 【配慮事項】 ○鉄鋼スラグの製造元及び販売元を把握できるものであること。	・供給状況に地域格差があることに留意しつつ ⁷ 、埋戻し材、盛土材、裏込め材、埋立柱材、覆土材等において、その使用を推進する。
	銅スラグを用いたケーソン中詰め材	○ケーソン中詰め材として、天然砂（海砂、山砂）、天然砂利、砕砂若しくは碎石の一部又は全部を代替して使用することができる銅スラグであること。	・供給状況に地域格差があることに留意しつつ、ケーソン中詰めにおいて、その使用を推進する。
	フェロニッケルスラグを用いたケーソン中詰め材	○ケーソン中詰め材として、天然砂（海砂、山砂）、天然砂利、砕砂若しくは碎石の一部又は全部を代替して使用することができるフェロニッケルスラグであること。	・供給状況に地域格差があることに留意しつつ、ケーソン中詰めにおいて、その使用を推進する。
地盤改良材	地盤改良用製鋼スラグ	○サンドコンパクションパイル工法において、天然砂（海砂、山砂）の全部を代替して使用することができる製鋼スラグであること。 【配慮事項】 ○鉄鋼スラグの製造元及び販売元を把握でき	・供給状況に地域格差があることに留意するとともに、地盤の特性等を十分検討した上でサンドコンパクションパイルの地盤改良材として、その使用を推進する。

⁷（巻末）用語の解説「供給状況に地域格差があることに留意しつつ」

		るものであること。	
コンクリート用スラグ骨材	高炉スラグ骨材	○天然砂（海砂、山砂）、天然砂利、砕砂若しくは砕石の一部又は全部を代替して使用できる高炉スラグが使用された骨材であること。 【配慮事項】 ○鉄鋼スラグの製造元及び販売元を把握できるものであること。	・供給状況に地域格差があることに留意しつつ、沿岸部におけるコンクリート構造物及び消波ブロック等のコンクリート製品において、その使用を推進する。

（備考）「高炉スラグ骨材」については、JIS A 5011-1（コンクリート用スラグ骨材―第1部：高炉スラグ骨材）に適合する資材は、本基準を満たす。

コンクリート用スラグ骨材	フェロニッケルスラグ骨材	○天然砂（海砂、山砂）、天然砂利、砕砂若しくは砕石の一部又は全部を代替して使用できるフェロニッケルスラグが使用された骨材であること。	・供給状況に地域格差があることに留意しつつ、コンクリート単位体積重量が増加する特徴を考慮し、重力式擁壁などのコンクリート構造物で、その使用を推進する。
--------------	--------------	--	---

（備考）「フェロニッケルスラグ骨材」については、JIS A 5011-2（コンクリート用スラグ骨材―第2部：フェロニッケルスラグ骨材）に適合する資材は、本基準を満たす。

コンクリート用スラグ骨材	銅スラグ骨材	○天然砂（海砂、山砂）、天然砂利、砕砂若しくは砕石の一部又は全部を代替して使用できる銅スラグ骨材が使用された骨材であること。	・供給状況に地域格差があることに留意しつつ、コンクリート単位体積重量が増加する特徴を考慮し、重力式擁壁などのコンクリート構造物で、その使用を推進する。
--------------	--------	--	---

（備考）「銅スラグ骨材」については、JIS A 5011-3（コンクリート用スラグ骨材―第3部：銅スラグ骨材）に適合する資材は、本基準を満たす。

コンクリート用スラグ骨材	電気炉酸化スラグ骨材	○天然砂（海砂、山砂）、天然砂利、砕砂若しくは砕石の一部又は全部を代替して使用できる電気炉酸化スラグ骨材が使用された骨材であること。 【配慮事項】 ○鉄鋼スラグの製造元及び販売元を把握できるものであること。	・供給状況に地域格差があることに留意しつつ、その使用を推進する。
--------------	------------	---	----------------------------------

（備考）「電気炉酸化スラグ骨材」については、JIS A 5011-4（コンクリート用スラグ骨材―第4部：電気炉酸化スラグ骨材）に適合する資材は、本基準を満たす。

アスファルト混合物	再生加熱アスファルト混合物	○アスファルト・コンクリート塊から製造した骨材が含まれること。	・再資源化施設への距離、再生材の発生状況などに留意しつつ、重交通ではない道路や空港におけるアスファルト舗装の基層・表層材料
-----------	---------------	---------------------------------	---

			として、その使用を促進する。
	鉄鋼スラグ混入アスファルト混合物	○加熱アスファルト混合物の骨材として、道路用鉄鋼スラグが使用されていること。 【配慮事項】 ○鉄鋼スラグの製造元及び販売元を把握できるものであること。	・供給状況に地域格差があることに留意しつつ、その使用を推進する。

備考)「道路用鉄鋼スラグ」については、JIS A 5015 (道路用鉄鋼スラグ)に適合する資材は、本基準を満たす。

路盤材	鉄鋼スラグ混入路盤材	○路盤材として、道路用鉄鋼スラグが使用されていること。 【配慮事項】 ○鉄鋼スラグの製造元及び販売元を把握できるものであること。	・供給状況に地域格差があることに留意しつつ、その使用を推進する。
-----	------------	--	----------------------------------

備考)「道路用鉄鋼スラグ」については、JIS A 5015 (道路用鉄鋼スラグ)に適合する資材は、本基準を満たす。

路盤材	再生骨材等	○コンクリート塊又はアスファルト・コンクリート塊から製造した骨材が含まれること。	・再資源化施設への距離、再生材の発生状況などに留意しつつ、構造物の基礎砕石などの高強度を必要としない部位や路盤などにおいて、積極的にその使用を推進する。
小径丸太材	間伐材	①間伐材(林地残材・小径木等の再生資源を含む。)であって、有害な腐れ又は割れ等の欠陥がないこと。 ②林地残材・小径木等の再生資源以外の場合にあつては、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。 【配慮事項】 ○林地残材・小径木等の再生資源以外の場合にあつては、原料の原木は、持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。	・供給状況に地域格差があることに留意しつつ、河川工事における木材を使用する多自然型護岸工、砂防工事における山腹工、公園工事・港湾植栽工事・道路植栽工事における植栽支柱などで、高強度を必要としない場合などに、その使用を推進する。

(備考) 間伐材の原料となる原木についての合法性及び持続可能な森林経営が営まれている森林からの産出に係る確認を行う場合には、木材関連事業者にあつては、クリーンウッド法に則するとともに、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン(平成18年2月15日)」に準拠して行うものとする。また、木材関連事業者以外にあつては、同ガイドラインに準拠して行うものとする。調達するに当たっては、当該調達品目の合法性証明に係る業界等の運用状況等を勘案すること。

混合セメント	高炉セメント	○高炉セメントであつて、原料30%を超える分量の高炉スラグが使用されていること。	・供給状況に地域格差があることに留意しつつ、河川工事における護岸基礎、道路
--------	--------	--	---------------------------------------

			工事における橋梁下部工、港湾工事や海岸工事における消波ブロック、空港工事における舗装などで、早期強度を必要としない場合に、その使用を推進する。
--	--	--	---

(備考)「高炉セメント」については、JIS R 5211 で規定される B 種及び C 種に適合する資材は、本基準を満たす。

混合セメント	フライアッシュセメント	○フライアッシュセメントであって、原料に 10%を超える分量のフライアッシュが使用されていること。	・供給状況に地域格差があることに留意しつつ、ダム本体工などのマスコンクリートで、早期強度を必要としない場合に、その使用を推進する。
--------	-------------	---	---

(備考)「フライアッシュセメント」については、JIS R 5213 で規定される B 種及び C 種に適合する資材は、本基準を満たす。

セメント	エコセメント	○都市ごみ焼却灰等を主原料とするセメントであって、製品 1 トンにつきこれらの廃棄物が乾燥ベースで 500 kg 以上使用されていること。	・供給状況に地域格差があることに留意しつつ、側溝などの高強度を必要としないコンクリート構造物及びコンクリート二次製品において、その使用を推進する。
------	--------	---	---

(備考)

- 1 「エコセメント」は、高強度を必要としないコンクリート構造物又はコンクリート製品において使用するものとする。
- 2 「エコセメント」については、JIS R 5214 に適合する資材は、本基準を満たす。

コンクリート及びコンクリート製品	透水性コンクリート	○透水係数 $1 \times 10^{-2} \text{cm/sec}$ 以上であること。	・公園工事における園内舗装など、建築工事における構内舗装等高強度を必要としない部位において、また、側溝、集水桝等の水路に使用するコンクリート二次製品において、その使用を推進する。
------------------	-----------	---	---

(備考)

- 1 「透水性コンクリート」は、雨水を浸透させる必要がある場合に、高強度を必要としない部分において使用するものとする。
- 2 「透水性コンクリート」については、JIS A 5371 (プレキャスト無筋コンクリート製品 附属書 B 舗装・境界ブロック類 推奨仕様 B-1 平板) で規定される透水性平板に適合する資材は、本基準を満たす。

鉄鋼スラグ水和固化体	鉄鋼スラグブロック	<p>○骨材のうち別表に示された製鋼スラグを重量比で50%以上使用していること。かつ、結合材に高炉スラグ微粉末を使用していること。</p> <p>別表</p> <table border="1"> <tr> <th>種類</th> </tr> <tr> <td>転炉スラグ（銑鉄予備処理スラグを含む）</td> </tr> <tr> <td>電気炉酸化スラグ</td> </tr> </table> <p>【配慮事項】</p> <p>○鉄鋼スラグの製造元及び販売元を把握できるものであること。</p>	種類	転炉スラグ（銑鉄予備処理スラグを含む）	電気炉酸化スラグ	・供給状況に地域格差があることに留意しつつ、その使用を推進する。
種類						
転炉スラグ（銑鉄予備処理スラグを含む）						
電気炉酸化スラグ						
吹付けコンクリート	フライアッシュを用いた吹付けコンクリート	○吹付けコンクリートであって、1 m ³ 当たり100kg以上のフライアッシュが混和材として使用されていること。	・供給状況に地域格差があることに留意しつつ、道路トンネル工事及び道路や河川などの法面保護工事における吹付けコンクリートにおいて、その使用を推進する。			
塗料	下塗用塗料（重防食）	○鉛又はクロムを含む顔料が配合されていないこと。	・河川・ダム・港湾工事における機械設備、鋼管・鋼矢板等の鋼材、道路工事等における鋼構造物等などに重防食下塗用塗料として、その使用を推進する。			
	低揮発性有機溶剤型の路面標示用水性塗料	○水性型の路面標示用塗料であって、揮発性有機溶剤（VOC）の含有率（塗料総質量に対する揮発性有機溶剤の質量の割合）が5%以下であること。	・車道中央線等の区画線において、その使用を推進する。			
	高日射反射率塗料	<p>①近赤外波長域日射反射率が表に示す数値以上であること。</p> <p>②近赤外波長域の日射反射率保持率の平均が80%以上であること。</p>	・建築の屋上・屋根等において、金属面に塗装を施す工事に、その使用を推進する。			

（備考）

- 1 本項の判断の基準の対象とする高日射反射率塗料は、日射反射率の高い顔料を含有する塗料であり、建物の屋上・屋根等において、金属面等に塗料を施す工事に使用されるものとする。
- 2 近赤外波長域日射反射率、明度L*値、日射反射率保持率の測定及び算出方法は、JIS K 5675による。
- 3 「高日射反射率塗料」については、JIS K 5675に適合する資材は、本基準を満たす。

表 近赤外波長域日射反射率

明度L*値	近赤外波長域日射反射率（%）
40.0 以下	40.0
40.0 を越え 80.0 未満	明度L*値の値
80.0 以上	80.0

防水	高日射反射率防水	○近赤外域における日射反射率が50.0%以上であること。	・建築の屋上・屋根等において、その使用を推進する。
----	----------	------------------------------	---------------------------

(備考)

- 1 本項の判断の基準の対象とする高日射反射率防水は、日射反射率の高い顔料が防水層の素材に含有されているもの又は日射反射率の高い顔料を有した塗料を防水層の仕上げとして施すものであり、建築の屋上・屋根等において使用されるものとする。
- 2 日射反射率の求め方は、JIS K 5602 に準じる。

舗装材	再生材料を用いた舗装用ブロック（焼成）	<p>①原料に再生材料（別表の左欄に掲げるものを原料として、同表の右欄に掲げる前処理方法に従って処理されたもの等）を用い、焼成されたものであること。</p> <p>②再生材料が原材料の重量比で20%以上（複数の材料を使用している場合は、それらの材料の合計）使用されていること。ただし、再生材料の重量の算定において、通常利用している同一工場からの廃材の重量は除かれるものとする。</p> <p>③「土壌の汚染に係る環境基準」（平成3年環境庁告示第46号）の規定に従い、製品又は使用している再生材料の焼成品を2mm以下に粉碎したものにおいて、重金属等有害物質の溶出について問題のないこと。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>○土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）に関する規定に従い、製品又は使用している再生材料の焼成品を2mm以下に粉碎したものにおいて、重金属等有害物質の含有について問題のないこと。</p>	<p>・道路・公園工事及び建築工事における外構等の歩行者用舗装において、その使用を推進する。なお、材料の選択にあたっては、「土壌の汚染に係る環境基準」（平成3年8月23日環境庁告示第46号）等に基づき、安全性の確保に留意する。</p>										
	再生材料を用	<p>別表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>再生材料の原料となるものの分類区分</th> <th>前処理方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>採石及び窯業廃土、無機珪砂（キラ）、鉄鋼スラグ、非鉄スラグ、鋳物砂、陶磁器屑、石炭灰、建材廃材、廃ガラス（無色及び茶色の廃ガラスびんを除く）、製紙スラッジ、アルミスラッジ、磨き砂汚泥、石材屑</td> <td>前処理方法によらず対象</td> </tr> <tr> <td>都市ごみ焼却灰</td> <td>溶融スラグ化</td> </tr> <tr> <td>下水道汚泥</td> <td>焼却灰化又は溶融スラグ化</td> </tr> <tr> <td>上水道汚泥</td> <td rowspan="2">前処理方法によらず対象</td> </tr> <tr> <td>湖沼等の汚泥</td> </tr> </tbody> </table>	再生材料の原料となるものの分類区分	前処理方法	採石及び窯業廃土、無機珪砂（キラ）、鉄鋼スラグ、非鉄スラグ、鋳物砂、陶磁器屑、石炭灰、建材廃材、廃ガラス（無色及び茶色の廃ガラスびんを除く）、製紙スラッジ、アルミスラッジ、磨き砂汚泥、石材屑	前処理方法によらず対象	都市ごみ焼却灰	溶融スラグ化	下水道汚泥	焼却灰化又は溶融スラグ化	上水道汚泥	前処理方法によらず対象	湖沼等の汚泥
再生材料の原料となるものの分類区分	前処理方法												
採石及び窯業廃土、無機珪砂（キラ）、鉄鋼スラグ、非鉄スラグ、鋳物砂、陶磁器屑、石炭灰、建材廃材、廃ガラス（無色及び茶色の廃ガラスびんを除く）、製紙スラッジ、アルミスラッジ、磨き砂汚泥、石材屑	前処理方法によらず対象												
都市ごみ焼却灰	溶融スラグ化												
下水道汚泥	焼却灰化又は溶融スラグ化												
上水道汚泥	前処理方法によらず対象												
湖沼等の汚泥													

いた舗装用ブロック類（プレキャスト無筋コンクリート製品）	<p>を原料として、同表の右欄に掲げる前処理方法に従って処理されたもの）が用いられたものであること。</p> <p>②再生材料が原材料の重量比で20%以上（複数の材料が使用されている場合は、それらの材料の合計）使用されていること。なお、透水性確保のために、粗骨材の混入率を上げる必要がある場合は、再生材料が原材料の重量比15%以上使用されていること。ただし、再生材料の重量の算定において、通常利用している同一工場からの廃材の重量は除かれるものとする。</p> <p>③再生材料における重金属等有害物質の含有及び溶出について問題がないこと。</p> <p>別表</p> <table border="1" data-bbox="510 772 1053 929"> <thead> <tr> <th>再生材料の原料となるものの分類区分</th> <th>前処理方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>都市ごみ焼却灰</td> <td>溶融スラグ</td> </tr> <tr> <td>下水道汚泥</td> <td>化</td> </tr> </tbody> </table>	再生材料の原料となるものの分類区分	前処理方法	都市ごみ焼却灰	溶融スラグ	下水道汚泥	化	<p>事における外構等の歩行者用舗装において、その使用を推進する。なお、材料の選択にあたっては、「土壌の汚染に係る環境基準」（平成3年8月23日環境庁告示第46号）等に基づき、安全性の確保に留意する。</p>
再生材料の原料となるものの分類区分	前処理方法							
都市ごみ焼却灰	溶融スラグ							
下水道汚泥	化							

（備考）判断の基準③については、JIS A 5031（一般廃棄物、下水汚泥又はそれらの焼却灰を溶融固化したコンクリート用溶融スラグ骨材）に定める基準による。

園芸資材	パークたい肥	<p>○以下の基準を満たし、木質部より剥離された樹皮を原材料として乾燥重量比50%以上を使用し、かつ、発酵補助材を除くその他の原材料には畜ふん、動植物性残さ又は木質系廃棄物等の有機性資源を使用していること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・有機物の含有率（乾物）70%以上 ・炭素窒素比〔C/N比〕35以下 ・陽イオン交換容量〔CEC〕（乾物）70meq/100g以上 ・pH5.5～7.5 ・水分55～65% ・幼植物試験の結果 生育阻害その他異常が認められない ・窒素全量〔N〕（現物）0.5%以上 ・りん酸全量〔P₂O₅〕（現物）0.2%以上 ・加里全量〔K₂O〕（現物）0.1%以上 	<p>・施工箇所の土壌及び植栽する植物の性質に留意しつつ、公園、緑地などにおける植栽や緑化などの工事で、その使用を推進する。</p>
	下水汚泥を使用した汚泥発酵肥料（下水汚泥コンポスト）	<p>○以下の基準を満たし、下水汚泥を主原材料として重量比（脱水汚泥ベース）25%以上使用し、かつ、無機質の土壌改良材を除くその他の原材料には畜ふん、動植物性残さ又は木質系廃棄物等の有機性資源を使用していること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・有機物の含有率（乾物）35%以上 ・炭素窒素比〔C/N比〕20以下 	<p>・施工箇所の土壌及び植栽する植物の性質に留意しつつ、公園、緑地などにおける植栽や緑化などの工事で、その使用を推進する。</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ・ pH8.5以下 ・ 水分50%以下 ・ 窒素全量〔N〕（現物）0.8%以上 ・ リン酸全量〔P₂O₅〕（現物）1.0%以上 ・ アルカリ分（現物）15%以下（ただし、土壌の酸度を矯正する目的で使用する場合はこの限りでない。） 	
--	--	--

（備考）

- 1 「下水汚泥を用いた汚泥発酵肥料」には、土壌改良資材として使用される場合も含む。
- 2 （昭和25年法律127号）第3条及び第25条ただし書の規定に基づく普通肥料の公定規格（昭和61年農林水産省告示第284号）に適合するもの。

道路照明	LED道路照明	<p>【判断の基準】</p> <p>○LEDを用いた道路照明施設であって、次のいずれかの要件を満たすこと。</p> <p>①道路照明器具（連続照明、歩道照明、局部照明）である場合は、次の基準を満たすこと。</p> <p>ア. 標準皮相電力が表1に示された設計条件タイプごとの値以下であること。</p> <p>イ. 演色性は平均演色評価数Raが60以上であること。</p> <p>ウ. LEDモジュール及びLEDモジュール用制御装置の定格寿命はそれぞれ60,000時間以上であること。</p> <p>②トンネル照明器具（基本照明）である場合は、次の基準を満たすこと。</p> <p>ア. 標準皮相電力が表2に示された設計条件タイプごとの値以下であること。</p> <p>イ. 演色性は平均演色評価数Raが60以上であること。</p> <p>ウ. LEDモジュール及びLEDモジュール用制御装置の定格寿命はそれぞれ90,000時間以上であること。</p> <p>③トンネル照明器具（入口照明）である場合は、次の基準を満たすこと。</p> <p>ア. 標準皮相電力が表3に示された種別ごとの値以下であること。</p> <p>イ. 演色性は平均演色評価数Raが60以上であること。</p> <p>ウ. LEDモジュール及びLEDモジュール用制御装置の定格寿命はそれぞれ75,000時間以上であること。</p>	<p>・ 道路照明を新設、更新する場合は、その使用を推進する。</p>
------	---------	---	-------------------------------------

（備考）

- 1 「平均演色評価数 Ra」の測定方法は、JIS C 7801（一般照明用光源の測定方法）及び JIS C 8152-2（照明用白色発光ダイオード（LED）の測定方法－第2部：LEDモジュール及びLEDライトエンジン）に規定する光源色及び演色評価数測定に準ずるものとする。
- 2 「定格寿命」とは、一定の期間に製造された、同一形式のLEDモジュールの寿命及び同一形式のLEDモジュール用制御装置の寿命の残存率が50%となる時間の平均値をいう。

なお、「LED モジュールの寿命」は、規定する条件で点灯させた LED モジュールが点灯しなくなるまでの時間又は、光束が点灯初期に測定した値（LED モジュールの規定光束）の 80%未満になった時点（不点灯とみなす）までの総点灯時間のいずれか短い時間とし、「LED モジュール用制御装置の寿命」は、規定する条件で使用したとき、LED モジュール用制御装置が故障するか、出力が定格出力未満となり、使用不能となるまでの総点灯時間とする。

表1 道路照明器具（連続照明、歩道照明、局部照明）の標準皮相電力

区分	設計条件タイプ			標準皮相電力
連続照明	a	2車線 路面輝度 1.0 cd/m ²	歩道有り	125 VA
	b	2車線 路面輝度 1.0 cd/m ²	歩道無し	
	c	3車線 路面輝度 1.0 cd/m ²	歩道有り	180 VA
	d	3車線 路面輝度 1.0 cd/m ²	歩道無し	
	e	2車線 路面輝度 1.0 cd/m ²	高規格	175 VA
	f	2車線 路面輝度 0.7 cd/m ²	歩道有り	95 VA
	g	2車線 路面輝度 0.7 cd/m ²	歩道無し	
	h	3車線 路面輝度 0.7 cd/m ²	歩道有り	125 VA
	i	3車線 路面輝度 0.7 cd/m ²	歩道無し	
	j	2車線 路面輝度 0.7 cd/m ²	高規格	120 VA
	k	平均路面輝度 0.5 cd/m ²	歩道有り	70 VA
	ℓ	平均路面輝度 0.5 cd/m ²	歩道無し	
	歩道照明	—	平均路面照度 5 lx	
—		平均路面照度 10 lx		40 VA
局部照明	m	十字路 (2車線×2車線) 20 lx		160 VA
	n	十字路 (2車線×2車線) 15 lx		125 VA
	o	十字路 (2車線×2車線) 10 lx		95 VA
	p	十字路 (4車線×2車線) 20 lx	連続照明用	125 VA
			交差点隅切り部用	120 VA
	q	十字路 (4車線×2車線) 15 lx	連続照明用	95 VA
			交差点隅切り部用	95 VA
	q'	十字路 (4車線×2車線) 10 lx	連続照明用	70 VA
			交差点隅切り部用	70 VA
	r	十字路 (4車線×4車線) 20 lx	連続照明用	125 VA
			交差点隅切り部用	120 VA
	s	十字路 (4車線×4車線) 15 lx	連続照明用	95 VA
			交差点隅切り部用	95 VA
	t	十字路 (6車線×4車線) 20 lx	連続照明用	125 VA
			交差点隅切り部用	120 VA
	u	十字路 (6車線×4車線) 15 lx	連続照明用	95 VA
			交差点隅切り部用	95 VA
	—	T字路 (2車線×2車線) 20 lx		95 VA
	—	T字路 (2車線×2車線) 15 lx		70 VA
	—	T字路 (2車線×2車線) 10 lx		70 VA
	—	T字路 (4車線×2車線) 20 lx	連続照明用	125 VA
			交差点隅切り部用	120 VA
	—	T字路 (4車線×2車線) 15 lx	連続照明用	95 VA
交差点隅切り部用			95 VA	
—	T字路 (4車線×2車線) 10 lx	連続照明用	70 VA	
		交差点隅切り部用	70 VA	
—	Y字路 (4車線×2車線) 20 lx		125 VA	
—	Y字路 (4車線×2車線) 15 lx		95 VA	
—	Y字路 (4車線×2車線) 10 lx		70 VA	
v	歩行者の背景を照明する方式 20 lx		180 VA	
—	歩行者の背景を照明する方式 10 lx		95 VA	

w	歩行者の自身を照明する方式 20 lx	180 VA
-	歩行者の自身を照明する方式 10 lx	95 VA

(備考)

- 1 「設計条件タイプ」は、「LED 道路・トンネル照明導入ガイドライン(案)(平成 27 年 3 月 国土交通省)」による。
- 2 「標準皮相電力」は、LED 道路照明の定格寿命末期の皮相電力の値とする。
- 3 電球色 LED を用いる場合の皮相電力は、上表の皮相電力の 1.2 倍の値を標準とする。

表2 トンネル照明器具(基本照明)の標準皮相電力

区分	設計条件タイプ		標準皮相電力
一般国道等 車道幅員 6~7m (歩道有りの断面含む)	x (1/2 低減)	設計速度 40(km/h) 2 車線 0.75(cd/m ²) 千鳥	40 VA
	z (1/2 低減)	設計速度 50(km/h) 2 車線 0.95(cd/m ²) 千鳥	50 VA
	bb (1/2 低減)	設計速度 60(km/h) 2 車線 1.15(cd/m ²) 千鳥	65 VA
	x	設計速度 40(km/h) 2 車線 1.5(cd/m ²) 千鳥	65 VA
	y	設計速度 40(km/h) 2 車線 1.5(cd/m ²) 向合せ	40 VA
	z	設計速度 50(km/h) 2 車線 1.9(cd/m ²) 千鳥	75 VA
	aa	設計速度 50(km/h) 2 車線 1.9(cd/m ²) 向合せ	50 VA
	bb	設計速度 60(km/h) 2 車線 2.3(cd/m ²) 千鳥	95 VA
高速自動車国道等	cc	設計速度 60(km/h) 2 車線 2.3(cd/m ²) 向合せ	65 VA
	dd	設計速度 70(km/h) 2 車線 3.2(cd/m ²) 千鳥	95 VA
	ee	設計速度 70(km/h) 2 車線 3.2(cd/m ²) 向合せ	65 VA
	ff	設計速度 80(km/h) 2 車線 4.5(cd/m ²) 千鳥	125 VA
	gg	設計速度 80(km/h) 2 車線 4.5(cd/m ²) 向合せ	95 VA

(備考)

- 1 「設計条件タイプ」は、「LED 道路・トンネル照明導入ガイドライン(案)(平成 27 年 3 月 国土交通省)」による。
- 2 「標準皮相電力」は、LED 道路照明の定格寿命末期の皮相電力の値とする。

表3 トンネル照明器具(入口照明)の標準皮相電力

種別	標準皮相電力
NH 70W 相当	50 VA
NH 110W 相当	75 VA
NH 150W 相当	105 VA
NH 180W 相当	160 VA
NH 220W 相当	205 VA
NH 270W 相当	250 VA
NH 360W 相当	290 VA

(備考)「種別」は高圧ナトリウムランプ相当の LED トンネル照明器具をさす。

中央分離帯ブロック	再生プラスチック製中央分	【判断の基準】 ○再生プラスチックが原材料の重量比で	・中央分離帯ブロックを新設、更新する場合は、その
-----------	--------------	-------------------------------	--------------------------

	離帯ブロック	70%以上使用されていること。 【配慮事項】 ①撤去後に回収して再生利用するシステムがあること。 ②製品に使用されるプラスチックは、使用後に回収し、再リサイクルを行う際に支障を来さないものであること。	使用を推進する。
--	--------	---	----------

(備考)

- 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。
- 「再生プラスチック製中央分離帯ブロック」については、JIS A 9401（再生プラスチック製中央分離帯ブロック）に適合する資材は、本基準を満たす。

タイル	セラミックタイル（陶磁器質タイル）	<p>①原料に再生材料（別表の左欄に掲げるものを原料として、同表の右欄に掲げる前処理方法に従って処理されたもの等）が用いられているものであること。</p> <p>②再生材料が原材料の重量比で20%以上（複数の材料を使用している場合は、それらの材料の合計）使用されていること。ただし、再生材料の重量の算定において、通常利用している同一工場からの廃材の重量は除かれるものとする。</p> <p>③「土壌の汚染に係る環境基準」（平成3年環境庁告示第46号）の規定に従い、製品を2mm以下に粉砕したものにおいて、重金属等有害物質の溶出について問題のないこと。</p> <p>【配慮事項】 ○土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）に関する規定に従い、製品を2mm以下に粉砕したものにおいて、重金属等有害物質の含有について問題のないこと。</p> <p>別表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>再生材料の原料となるものの分類区分</th> <th>前処理方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>採石及び窯業廃土、無機珪砂（キラ）、鉄鋼スラグ、非鉄スラグ、鋳物砂、陶磁器屑、石炭灰、廃プラスチック、建材廃材、廃ゴム、廃ガラス（無色及び茶色の廃ガラスびんを除</td> <td>前処理によらず対象</td> </tr> </tbody> </table>	再生材料の原料となるものの分類区分	前処理方法	採石及び窯業廃土、無機珪砂（キラ）、鉄鋼スラグ、非鉄スラグ、鋳物砂、陶磁器屑、石炭灰、廃プラスチック、建材廃材、廃ゴム、廃ガラス（無色及び茶色の廃ガラスびんを除	前処理によらず対象	・建築工事における床仕上げなどで、その使用を推進する。
再生材料の原料となるものの分類区分	前処理方法						
採石及び窯業廃土、無機珪砂（キラ）、鉄鋼スラグ、非鉄スラグ、鋳物砂、陶磁器屑、石炭灰、廃プラスチック、建材廃材、廃ゴム、廃ガラス（無色及び茶色の廃ガラスびんを除	前処理によらず対象						

		く)、製紙スラッジ、アルミスラッジ、磨き砂汚泥、石材屑	
		都市ごみ焼却灰	溶融スラグ化
		下水道汚泥	焼却灰化又は溶融スラグ化
		上水道汚泥	前処理によらず対象
		湖沼等の汚泥	
建具	断熱サッシ・ドア	<p>○建築物の窓等を通しての熱の損失を防止する建具であって、次のいずれかに該当すること。</p> <p>①複層ガラスを用いたサッシであること。</p> <p>②二重サッシであること。</p> <p>③断熱材の使用その他これに類する有効な断熱の措置が講じられたドアであること。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>①サッシの枠、障子の枠及びそれに使用されるガラスに有効な断熱の措置が講じられていること、又は断熱性の高い素材を使用したものであること。</p> <p>②エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和54年政令第267号）第21条第2号及び第3号に定めるサッシ及び複層ガラスについては、可能な限り熱損失防止性能の数値が小さいものであること。</p>	<p>・気温条件等が厳しい場所に建設される庁舎の建築工事で高い断熱性が要求される開口部などで、その使用を推進する。</p>

(備考)「熱損失防止性能」の定義及び測定方法は、「サッシの性能の向上に関する熱損失防止建築材料製造業者等の判断の基準等」(平成26年経済産業省告示第234号)、「複層ガラスの性能の向上に関する熱損失防止建築材料製造業者等の判断の基準等」(平成26年経済産業省告示第235号)による。

製材等	製材	<p>【判断の基準】</p> <p>①間伐材、林地残材又は小径木であること、かつ、間伐材は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。</p> <p>②上記①以外の場合は、原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>○原料の原木は、持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。ただし、林地残材、小径木等の再生資源である原木は除く。</p>	<p>・使用部位及び樹種の機能的特性に留意しつつ、建築工事において、その使用を推進する。</p>
	・集成材	<p>【判断の基準】</p>	<p>・使用部位及び樹種の機能的</p>

<ul style="list-style-type: none"> ・合板 ・単板積層材 (LVL) ・直交集成板 (CLT) 	<p>①間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の残材、林地残材又は小径木等の体積比割合が10%以上であり、かつ、合板・製材工場から発生する端材等の残材、林地残材、小径木以外の原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続きが適切になされたものであること。</p> <p>②上記①以外の場合は、合板・製材工場から発生する端材等の残材、林地残材、小径木以外の原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続きが適切になされたものであること。</p> <p>③居室の内装材にあつては、ホルムアルデヒドの放散量が平均値で0.3mg/L以下かつ最大値で0.4mg/L以下であること。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>①原料の原木は、持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。ただし、合板・製材工場から発生する端材等の残材、林地残材、小径木等の再生資源である原木は除く。</p> <p>②木質系材料にあつては、再生資源及び間伐材の利用割合が可能な限り高いものであること。</p>	<p>特性に留意しつつ、建築工事において、その使用を推進する。</p>
---	---	-------------------------------------

(備考)

- 1 本項の判断の基準の対象とする「製材」「集成材」「合板」「単板積層材」及び「直交集成板」(以下「製材等」という。)は、建築の木工事において使用されるものとする。
- 2 「製材等」の判断の基準の②は、機能的又は需給上の制約がある場合とする。
- 3 ホルムアルデヒドの放散量の測定方法は、日本農林規格による。
- 4 製材、集成材等の原料となる原木についての合法性及び持続可能な森林経営が営まれている森林からの産出に係る確認を行う場合には、木材関連事業者にあつては、クリーンウッド法に則するとともに、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン(平成18年2月15日)」に準拠して行うものとする。また、木材関連事業者以外にあつては、同ガイドラインに準拠して行うものとする。調達するに当たっては、当該調達品目の合法性証明に係る業界等の運用状況等を勘案すること。ただし、平成18年4月1日より前に伐採業者が加工・流通業者等と契約を締結している原木については、平成18年4月1日の時点で原料・製品等を保管している者が予め当該原料・製品等を特定し、毎年1回林野庁に報告を行うとともに、証明書に特定された原料・製品等であることを記載した場合には、上記ガイドラインに定める合法的な木材であることの証明は不要とする。なお、本ただし書きの設定期間については、市場動向を勘案しつつ、適切に検討を実施することとする。

フローリング	フローリング	<p>【判断の基準】</p> <p>①間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の残材、林地残材又は小径木等を使用していること、かつ、間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の残材、林地残材、小径木以外の原料の原木は、伐採に当た</p>	<p>・建築工事における内装材などで、その使用を推進する。</p>
--------	--------	--	-----------------------------------

		<p>て、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続きが適切になされたものであること。</p> <p>②上記①以外の場合は、間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の残材、林地残材又は小径木以外の原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らし手続きが適切になされたものであること。</p> <p>③基材に木材を使用した場合は、原料の間伐材は伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続きが適切になされたものであること。</p> <p>④居室の内装材にあつては、ホルムアルデヒドの放散量が平均値で 0.3mg/L 以下かつ最大値で 0.4mg/L 以下であること。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>①原料の原木は、持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。ただし、合板・製材工場から発生する端材等の残材、林地残材、小径木等の再生資源、間伐材（基材に木材を使用しない場合に限る。）である原木は除く。</p> <p>②木質系材料にあつては、再生資源及び間伐材の利用割合が可能な限り高いものであること。</p>	
--	--	---	--

(備考)

- 1 本項の判断の基準の対象は、建築の木工事において使用されるものとする。
 - 2 判断の基準の②は、機能的又は需給上の制約がある場合とする。
 - 3 ホルムアルデヒドの放散量の測定方法は、日本農林規格による。
 - 4 フローリングの原料となる原木についての合法性及び持続可能な森林経営が営まれている森林からの産出に係る確認を行う場合には次による。
 - ア. 基材に木材を使用したものにあつては、木材関連事業者は、当該木材についてはクリーンウッド法に則するとともに、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン(平成 18 年 2 月 15 日)」に準拠して行うものとする。また、調達するに当たっては、当該調達品目の合法性証明に係る業界等の運用状況等を勘案すること。木材関連事業者以外にあつては、同ガイドラインに準拠して行うものとする。
 - イ. 上記ア以外の物品にあつては、上記ガイドラインに準拠して行うものとする。なお、都道府県等による森林、木材等の認証制度も合法性の確認に活用できることとする。
- ただし、平成 18 年 4 月 1 日より前に伐採業者が加工・流通業者等と契約を締結している原木については、平成 18 年 4 月 1 日の時点で原料・製品等を保管している者が予め当該原料・製品等を特定し、毎年 1 回林野庁に報告を行うとともに、証明書に特定された原料・製品等であることを記載した場合には、上記ガイドラインに定める合法的な木材であることの証明は不要とする。なお、本ただし書きの設定期間については、市場動向を勘案しつつ、適切に検討を実施することとする。
- 5 判断の基準③にある「基材に木材を使用した場合」及び、配慮事項①にある「(基材に木材を使用しない場合に限る。)、備考 4 のアにある「基材に木材を使用したもの」の木材とはクリーンウッド法の対象となるものを示す。

再生木質ボード	・パーティクルボード	①間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の残材、建築解体木材、使用済梱包材、	・建築工事における内装材などで、その使用を推進す
---------	------------	---	--------------------------

	<p>・繊維板</p>	<p>製紙未利用低質チップ、林地残材・かん木・小径木等の再生資源である木質材料や植物繊維の重量比配合割合が50%以上であること（この場合、再生資材全体に占める体積比配合率が20%以下の接着剤、混和剤等（パーティクルボードにおけるフェノール系接着剤等で主要な原材料相互間を接着する目的で使用されるもの。）を計上せずに、重量比配合率を計算することができるものとする。）。</p> <p>②間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の残材、建築解体木材、使用済梱包材、製紙未利用低質チップ、林地残材・かん木、小径木以外の原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続きが適切になされたものであること。</p> <p>③居室の内装材にあつては、ホルムアルデヒドの放散量が平均0.3mg/L以下かつ最大値で0.4mg/L以下であること。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>①原料の原木は持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。ただし、合板・製材工場から発生する端材等の残材、建築解体木材、使用済梱包材、製紙未利用低質チップ、林地残材・かん木、小径木等の再生資源、間伐材である原木は除く。</p> <p>②木質系材料にあつては、再生資源及び間伐材の利用割合が可能な限り高いものであること。</p>	<p>る。</p>
	<p>木質系セメント板</p>	<p>①間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の残材、建築解体木材、使用済梱包材、製紙未利用低質チップ、林地残材・かん木、小径木等の木質材料や植物繊維の重量比配合割合が50%以上であること（この場合、再生資材全体に占める体積比配合率が20%以下の接着剤、混和剤等（木質系セメント板におけるセメント等で主要な原材料相互間を接着する目的で使用されるもの）を計上せずに、重量比配合率を計算することができるものとする。）。</p> <p>②合板・製材工場から発生する端材等の残材、建築解体木材、使用済梱包材、製紙未利用低質チップ、林地残材・かん木、小径</p>	<p>・建築工事における内装材などで、その使用を推進する。</p>

		<p>木以外の原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。</p> <p>③居室の内装材にあつては、ホルムアルデヒドの放散量が平均値で0.3mg/L以下かつ最大値で0.4mg/L以下であること。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>①原料の原木は、持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。ただし、合板・製材工場から発生する端材等の残材、建築解体木材、使用済梱包材、製紙未利用低質チップ、林地残材・かん木、小径木等の再生資源である原木は除く。</p> <p>②木質系材料にあつては、再生資源及び間伐材の利用割合が可能な限り高いものであること。</p>	
--	--	--	--

(備考)

- ホルムアルデヒドの放散量の測定方法は、JIS A 1460による。
- パーティクルボード、繊維板の原料となる原木についての合法性及び持続可能な森林経営が営まれている森林からの産出に係る確認を行う場合には、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン（平成18年2月15日）」に準拠して行うものとする。なお、都道府県等による森林、木材等の認証制度も合法性の確認に活用できることとする。
- 木質セメント板の原料となる原木についての合法性及び持続可能な森林経営が営まれている森林からの産出に係る確認を行う場合には、木材関連事業者にあつては、クリーンウッド法に則するとともに、上記ガイドラインに準拠して行うものとする。また、調達するに当たっては、当該調達品目の合法性証明に係る業界等の運用状況等を勘案すること。木材関連事業者以外にあつては、上記ガイドラインに準拠して行うものとする。
- 「パーティクルボード」及び「繊維板」については、判断の基準③について、JIS A 5908及びA 5905で規定されるF☆☆☆☆等級に適合する資材は、本基準を満たす。

木材・プラスチック複合材製品	木材・プラスチック再生複合材製品 (WPRC)	<p>【判断の基準】</p> <p>①リサイクル材料等として認められる原料が原材料の重量比で60%以上（複数の材料が使用されている場合は、それらの材料の合計）使用されていること。</p> <p>②原料として使用される木質材料は、リサイクル材料等として認められる木質原料の割合が100%であること。</p> <p>③重金属等有害物質の含有及び溶出について問題がないこと。</p> <p>④製品に使用されるプラスチックは、使用後に回収し、再リサイクルを行う際に支障を来さないものであること。</p>	<p>・建築の外構工事、都市公園における園路広場工事、港湾緑地の整備工事などで、その使用を推進する。</p>
----------------	-------------------------	--	--

		【配慮事項】 ○撤去後に回収して再生利用するシステムがあること。	
--	--	--	--

(備考)

- 1 本項の判断の基準の対象とする「木材・プラスチック再生複合材製品」は、建築の外構工事、都市公園における園路広場工事、港湾緑地の整備工事において使用されるものとする。
- 2 判断の基準①②及び③については、JIS A 5741 で規定される「木材・プラスチック再生複合材」に定める基準による。
- 3 判断の基準①③及び④については、JIS A 5741 で規定される「木材・プラスチック再生複合材」 4.2 リサイクル材料等の含有率区分 R60、R70、R80 及び R90 は本基準を満たす。

ビニル系床材	ビニル系床材	○再生ビニル樹脂系材料の合計重量が製品の総重量比で15%以上使用されていること。 【配慮事項】 ○工事施工時に発生する端材の回収、再生利用システムについて配慮されていること。	・建築工事における内装材などで、その使用を推進する。
--------	--------	--	----------------------------

(備考) JIS A 5705 (ビニル系床材) に規定されるビニル系床材の種類で記号 KS に該当するものについては、本項の判断の基準に対象とする「ビニル系床材」に含まれないものとする。

断熱材	断熱材	○建築物の外壁等を通しての熱の損失を防止するものであって、次の要件を満たすものとする。 ① フロン類が使用されていないこと。 ② 再生資源を使用しているか又は使用後に再生資源として使用できること。 【配慮事項】 ○押出法ポリスチレンフォーム断熱材、グラスウール断熱材、ロックウール断熱材、硬質ウレタンフォーム断熱材2種及び硬質ウレタンフォーム断熱材3種については、可能な限り熱損失防止性能の数値が小さいものであること。	・建築設備工事における内外装材などで、材料の特性に応じた使用を推進する。
-----	-----	--	--------------------------------------

(備考)

- 1 「フロン類」とは、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成 13 年法律第 64 号）第 2 条第 1 項に定める物質をいう。
- 2 「熱損失防止性能」の定義及び測定方法は、「断熱材の性能の向上に関する熱損失防止建築材料製造事業者等の判断の基準等」（平成 25 年経済産業省告示第 270 号）による。
- 3 「硬質ウレタンフォーム断熱材2種」、「硬質ウレタンフォーム断熱材3種」とは、それぞれ JIS A 9521 に規定する硬質ウレタンフォーム断熱材の種類が2種のもの、3種のものをいう。

照明機器	照明制御システム	○連続調光可能なLED照明器具及びそれらの照明器具を制御する照明制御装置からなるもので、初期照度補正制御及び外光（昼光）利用制御の機能を有していること。	・建築工事における事務室の照明など常時使用される室等で、その使用を推進する。
------	----------	--	--

変圧器	変圧器	○エネルギー消費効率が表に示された区分ごとの算定式を用いて算出した値を上回らな	・建築工事、設備工事において、使用時の負荷率の実態
-----	-----	---	---------------------------

		いこと。 【配慮事項】 ○運用時の負荷率の実態に配慮されたものであること。	に留意しつつ、その使用を推進する。
--	--	---	-------------------

(備考)

本項の判断の基準の対象とする「変圧器」は、定格一次電圧が 600V を超え、7000V 以下のものであって、かつ、交流の電路に使用されるものに限る。次のいずれかに該当するものは、これに含まれないものとする。

- ①絶縁材料としてガスを使用するもの
- ②H種絶縁材料を使用するもの
- ③スコット結線変圧器
- ④3以上の巻線を有するもの
- ⑤柱上変圧器
- ⑥単相変圧器であって定格容量が 5kVA 以下のもの又は 500kVA を超えるもの
- ⑦三相変圧器であって定格容量が 10kVA 以下のもの又は 2000kVA を超えるもの
- ⑧樹脂製の絶縁材料を使用する三相変圧器であって三相交流を単相交流及び三相交流に変成するためのもの
- ⑨定格二次電圧が 100V 未満のもの又は 600V を超えるもの
- ⑩風冷式又は水冷式のもの

表 変圧器に係る基準エネルギー消費効率の算定式

変圧器の種類	区分			基準エネルギー消費効率の算定式
	相数	定格周波数	定格容量	
油入変圧器	単相	50Hz		$E = 11.2 S^{0.732}$
	三相	50Hz	500kVA 以下	$E = 16.6 S^{0.696}$
			500kVA 超	$E = 11.1 S^{0.809}$
モールド変圧器	単相	50Hz		$E = 16.9 S^{0.674}$
	三相	50Hz	500kVA 以下	$E = 23.9 S^{0.659}$
			500kVA 超	$E = 22.7 S^{0.718}$

(備考)

- 1 「油入変圧器」とは、絶縁材料として絶縁油を使用するものをいう。
- 2 「モールド変圧器」とは、樹脂製の絶縁材料を使用するものをいう。
- 3 E及びSは、次の数値を表すものとする。
E：基準エネルギー消費効率（単位：W）
S：定格容量（単位：kVA）
- 4 表の規定は、JIS C 4304 及びC 4306 並びに日本電機工業会規格 1500 及び 1501 に規定する標準仕様状態で使用しないものについて準用する。この場合において、表の右欄に掲げる基準エネルギー消費効率の算定式は、それぞれ当該算定式の右辺に 1.10（モールド変圧器にあつては 1.05）を乗じた式として取り扱うものとする。
- 5 エネルギー消費効率の算定法については、JIS C 4304「7.4 エネルギー消費効率」及び JIS C 4306「7.4 エネルギー消費効率」による。

空調用機器	吸収冷温水機	①冷房の成績係数が表に示された区分の数値以上であること。 ②冷房の期間成績係数が表 2 に示された区分の数値以上であること。	・建築設備工事において、施設毎の特性に応じた空調方式に留意しつつ、その使用を推進する。
-------	--------	---	---

(備考)

- 1 本項の判断基準の対象とする「吸収冷温水機」は、冷凍能力が 105kW 以上のものとする。ただし、木質ペレットを燃料とする機器は、対象外とする。
- 2 吸収冷温水機の成績係数の算出方法は、JIS B 8622 による。

表 1 冷房の成績係数

区分	成績係数
冷凍能力が 352kW 未満	1.20

表2 冷房の機関成績係数

区分	成績係数
冷凍能力が 352kW 以上	1.45

空調用機器	氷蓄熱式空調機器	①氷蓄熱槽を有していること。 ②冷媒にオゾン層を破壊する物質が使用されていないこと。 ③冷房の成績係数が別表3に示された区分の数値以上であること。	・建築設備工事において、施設毎の特性に応じた空調方式に留意しつつ、その使用を推進する。
-------	----------	---	---

(備考)

- 「氷蓄熱式空調機器」とは、氷蓄熱ユニット又は氷蓄熱式パッケージエアコンディショナーをいう。
- 「氷蓄熱式空調機器」の判断の基準は、氷蓄熱ユニットについては非蓄積熱形相当冷却能力が、氷蓄熱式パッケージエアコンディショナーについては定格蓄熱利用冷房能力がそれぞれ 28kW以上のものに適用する。
- 成績係数の算出方法は、以下の算定式により、昼間熱源機運転時間は 10 時間とする。

①氷蓄熱ユニット

$$\text{成績係数} = \frac{\text{定格日量冷却能力 (kW} \cdot \text{h)}}{\text{定格蓄熱消費電力量 (kW} \cdot \text{h)} + \text{昼間熱源機冷却消費電力量 (kW} \cdot \text{h)}}$$

②氷蓄熱式パッケージエアコンディショナー

$$\text{成績係数} = \text{日量蓄熱利用冷房効率}$$

- 「非蓄熱形相当冷却能力」とは、冷房時の時間当たり平均負荷率（時間当たりのピーク負荷の負荷率を 100%とした時の平均負荷の割合）を 85%として、この時のピーク負荷熱量をいう。
- 「定格蓄熱利用冷房能力」とは、氷蓄熱式パッケージエアコンディショナーが別表1に規定された一定の定格冷房温度条件で、主として蓄熱を利用して室内から除去する熱量をいう。

別表1 温度条件(単位:°C)

		室内側入口空気条件		室外側空気条件	
		乾球温度	湿球温度	乾球温度	湿球温度
冷房	定格冷房	27	19	35	—
	定格冷房蓄熱	—	—	25	—

- 「定格日量冷却能力」とは、蓄熱槽内に蓄熱した熱量のうちの正味有効蓄熱容量と、昼間熱源機冷却の運転によって冷却される熱量を合計して、冷水出口温度 7°Cで、二次側に供給できる日積算総熱量をいう。
- 「定格蓄熱消費電力量」とは、別表2に規定された蓄熱温度条件で定格蓄熱容量までに消費する電力（ラインポンプ等の一次側補機の消費電力を含む。）を積算したものをいう。

別表2 温度条件(単位:°C)

		室外側空気条件	
		乾球温度	湿球温度
冷却	定格冷却	35	—
	定格冷却蓄熱	25	—

- 「昼間熱源機冷却消費電力量」とは、別表2に規定された定格冷却温度条件で、熱源機と蓄熱槽が直列に接続されて運転された時に消費する電力を積算したものをいう。
- 「日量蓄熱利用冷房効率」とは、日量蓄熱利用冷房能力を日量蓄熱利用冷房消費電力量で除した値をいう。
- 「日量蓄熱利用冷房能力」とは、氷蓄熱式パッケージエアコンディショナーが別表1に規定された一定の定格冷房蓄熱温度条件で、最大 10 時間蓄熱運転した後、別表1に規定された一定の定格冷房温度条件で、蓄熱利用冷房時間、蓄熱利用冷房運転する間に室内から除去する熱量を積算したものをいう。
- 「日量蓄熱利用冷房消費電力量」とは、氷蓄熱式パッケージエアコンディショナーが別表1に規定された一定の定格冷房蓄熱温度条件で、最大 10 時間蓄熱運転した間に消費する電力、及び別表1に規定された一定の定格冷房温度条件で、蓄熱利用冷房時間、蓄熱利用冷房運転する間に消費する室外機の電力を積算したものをいう。

別表3 冷房の成績係数

区分	成績係数
氷蓄熱ユニット	2.2
氷蓄熱式パッケージエアコンディショナー	3.0

空調用機器	ガスエンジン ヒートポンプ 式空気調和機	①期間成績係数が表に示された区分の数値以上であること。 ②冷媒にオゾン層を破壊する物質が使用されていないこと。	・建築設備工事において、施設毎の特性に応じた空調方式に留意しつつ、その使用を推進する。
-------	----------------------------	--	---

(備考)

- 1 本項の判断の基準の対象とする「ガスエンジンヒートポンプ式空気調和機」は、JIS B 8627に規定されるもので、定格冷房能力が28kW以上のものとする。
- 2 期間成績係数(APFp)の算出方法は、JIS B 8627による。

表 期間成績係数

区分	期間成績係数(APFp)
冷房能力が28kW以上35.5kW未満	1.22以上
冷房能力が35.5kW以上45kW未満	1.37以上
冷房能力が45kW以上56kW未満	1.59以上
冷房能力が56kW以上	1.70以上

空調用機器	送風機	○プレミアム効率のモータが使用されていること。	・建築設備工事において、施設毎の特性に応じた空調方式に留意しつつ、その使用を推進する。
-------	-----	-------------------------	---

(備考)

- 1 プレミアム効率のモータは、JIS C 4213(低圧三相かご形誘導電動機-低圧トップランナーモータ)で規定される低圧トップランナーモータとする。
- 2 適用範囲は、定格電圧600V以下の三相誘導電動機を用いる空調用及び換気用遠心送風機とする。ただし、電動機直動式及び排煙機は除く。

空調用機器	ポンプ	○プレミアム効率のモータが使用されていること。	・建築設備工事において、施設毎の特性に応じた空調方式に留意しつつ、その使用を推進する。
-------	-----	-------------------------	---

(備考)

- 1 プレミアム効率のモータは、JIS C 4213(低圧三相かご形誘導電動機-低圧トップランナーモータ)で規定される低圧トップランナーモータとする。
- 2 適用範囲は、定格電圧600V以下の三相誘導電動機を用いる空調用ポンプのうち、軸継手により電動機とポンプ本体を直結した遠心ポンプとする。

配管材	排水・通気用 再生硬質ポリ 塩化ビニル管	○排水用又は通気用の硬質のポリ塩化ビニル管であってリサイクル材料使用率が表に示された区分の数値以上であること。 【配慮事項】 ○製品使用後に回収され、再生利用されるための仕組みが整っていること。	・建築設備工事において、建物(敷地内を含む。)の排水及び通気用に塩化ビニル管を用いる場合においては、その使用を推進する。
-----	----------------------------	---	--

(備考)

- 1 判断の基準は、敷地内の排水設備で、屋内の排水管・通気管及び屋外の排水管に硬質のポリ塩化ビニル管を用いる場合の無圧配管においてのみ適用する。
- 2 「排水・通気用再生硬質ポリ塩化ビニル管」は、JIS K 9797で規定される「リサイクル硬質ポリ塩化ビニル三層管」、JIS K9798で規定される「リサイクル硬質ポリ塩化ビニル発砲三層管」、AS 58で規定される「排水用リサイクル硬質ポリ塩化ビニル管」に定める基準による。
- 3 「リサイクル材料使用率」とは、管体の質量に対して、硬質ポリ塩化ビニル管・継手類から作られた「再利用ポリ塩化ビニル」の割合をいう。
- 4 「再利用ポリ塩化ビニル」とは、JIS K 9797の3.a)4)、JIS K 9798の3.a)4)及びAS 58の3.1による。

表 重量比

管の区分	管の種類	重量比
三層管	リサイクル硬質ポリ塩化ビニル三層管	50%
	リサイクル硬質ポリ塩化ビニル発砲三層管	30%
単層管	排水用リサイクル硬質ポリ塩化ビニル管	80%

衛生器具	自動水栓	○電氣的制御により、水栓の吐水口に手を近づけた際に非接触にて自動で吐水し、手を遠ざけた際に自動で止水するものであること。	・建築設備工事において、使用頻度の高い箇所で施設ごとの特性に応じ、その使用を推進する。
	自動洗浄装置及びその組み込み小便器	○洗浄水量が4L/回以下であり、また、使用状況により、洗浄水量を制御されること。	・建築設備工事において、使用頻度の高い箇所で施設ごとの特性に応じ、その使用を推進する。
	洋風便器	○洗浄水量が6.5L/回以下であること。	・建築設備工事において、施設ごとの特性に応じ、その使用を推進する。

(備考)

- 1 自動水栓の判断の基準は、公共用トイレの洗面用または手洗用の水栓を対象とし、止水の際、手を遠ざけた後速やかに止水することができるものであること。
- 2 大便器のうち、高座面形及び和風便器は、対象外とする。
- 3 大便器の導入に当たっては、排水設備全体の排水機能の確保を十分配慮すること。

コンクリート 用型枠	再生材料を使用した型枠	<p>○再生材料を使用した型枠については、再生材料（別表に掲げる物を原料としたもの）が原材料の重量比で50%以上（複数の材料が使用されている場合は、それらの材料の合計）使用されており、使用後の再リサイクルが行われていること。</p> <p>別表</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>再生材料の原料となるものの分類区分</td> </tr> <tr> <td>廃プラスチック</td> </tr> <tr> <td>古紙パルプ</td> </tr> </table> <p>【配慮事項】</p> <p>①再生材料を使用した型枠については、通常品と同等の施工性及び経済性（材料費、転用回数、回収費、再生処理費等を考慮）が</p>	再生材料の原料となるものの分類区分	廃プラスチック	古紙パルプ	・コンクリート打設において、使用部位等に応じ、その使用を推進する。
再生材料の原料となるものの分類区分						
廃プラスチック						
古紙パルプ						

		確保されたものであること。 ②製品に使用されるプラスチックは、使用後に回収し、再リサイクルを行う際に支障を来さないものであること。	
--	--	--	--

(備考)

- 1 プレキャスト型枠等構造体の一部として利用する型枠及び化粧型枠は本品目の対象外とする。
- 2 再生材料として再生プラスチックを用いる場合、「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう。(ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く)。

コンクリート 用型枠	合板型枠	<p>【判断の基準】</p> <p>①間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の残材、林地残材又は小径木の体積比割合が10%以上であり、かつ、合板・製材工場から発生する端材等の残材、林地残材以外の原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。</p> <p>②①以外の場合は、原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>①原料の原木は、持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。ただし、合板・製材工場から発生する端材等の残材、林地残材、小径木等の再生資源、間伐材は除く。</p> <p>②木質系材料にあつては、再生資源及び間伐材の利用割合が可能な限り高いものであること。</p>	・コンクリート打設において、使用部位等に応じ、その使用を推進する。
---------------	------	--	-----------------------------------

(備考)

- 1 本項の判断の基準②は、機能的又は需給上の制約がある場合とする。
- 2 合板型枠の原料となる原木についての合法性及び持続可能な森林経営が営まれている森林からの産出に係る確認を行う場合には、合板型枠の板面において、備考3ア.及びイ.に示す内容が表示されていることを確認すること。
- 3 合板型枠の板面には、次の内容を表示することとする。なお、当該表示内容については林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン(平成18年2月15日)」に準拠したものとする。なお、都道府県等による森林、木材等の認証制度も合法性の確認に活用できることとする。

ア. 本項の判断の基準の①又は②の手続が適切になされた原木を使用していることを示す文言又は認証マーク

イ. 認定・認証番号、認定団体名等

なお、合板型枠の板面の表示は、各個ごとに板面の見やすい箇所に明瞭に表示していること。ただし、表面加工コンクリート型枠用合板であつて、コンクリート型枠用として使用するために裏面にも塗装又はオーバーレイを施し、板面への表示が困難なものにあつては木口面の見やすい箇所に明瞭に表示していること。

また、合板型枠は、再使用に努めることとし、上記ア.及びイ.を板面への表示をした合板型枠であっても、再使用等で板面への表示が確認できなくなる場合については、公共工事の受注者が、調達を行う機関に板面への表示をした合板型枠を活用していることを示した書面を提出することをもって、板面への表示がなされているものとみなす。

【建設機械】

品目名	要件	使用用途等																																																																		
排出ガス対策型建設機械	<p>○別表1及び別表2に掲げる建設機械について、搭載されているディーゼルエンジンから排出される各排出ガス成分及び黒煙の量が、それぞれ下表の第2次基準値又はこれより優れるものであること。</p> <p>別表1 トンネル工事中用建設機械</p> <table border="1" data-bbox="331 450 1256 819"> <thead> <tr> <th>機種</th> <th>適要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>バックホウ</td> <td>ディーゼルエンジン出力30KW以上560KW以下、大型ブレーカを装着したものを含む</td> </tr> <tr> <td>ホイールローダ・クローラローダ</td> <td>ディーゼルエンジン出力30KW以上560KW以下</td> </tr> <tr> <td>ダンプトラック</td> <td>ディーゼルエンジン出力30KW以上560KW以下、ただし、有効な自動車検査証の交付を受けているものを除く</td> </tr> <tr> <td>トラックミキサ</td> <td>ディーゼルエンジン出力30KW以上560KW以下、ただし、有効な自動車検査証の交付を受けているものを除く</td> </tr> </tbody> </table> <p>別表2 一般工事中用建設機械</p> <table border="1" data-bbox="331 898 1114 1066"> <thead> <tr> <th>機種</th> <th>適要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>バックホウ</td> <td>ディーゼルエンジン出力8KW以上560KW以下</td> </tr> <tr> <td>ホイールローダ</td> <td>ディーゼルエンジン出力8KW以上560KW以下</td> </tr> <tr> <td>ブルドーザ</td> <td>ディーゼルエンジン出力8KW以上560KW以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>第2次基準値</p> <table border="1" data-bbox="331 1144 1256 1491"> <thead> <tr> <th>対象物質(単位)</th> <th>HC (g/kW・h)</th> <th>NOx (g/kW・h)</th> <th>CO (g/kW・h)</th> <th>PM (g/kW・h)</th> <th>黒煙 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>出力区分</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>8KW以上19KW未満</td> <td>1.5</td> <td>9</td> <td>5</td> <td>0.8</td> <td>40</td> </tr> <tr> <td>19KW以上37KW未満</td> <td>1.5</td> <td>8</td> <td>5</td> <td>0.8</td> <td>40</td> </tr> <tr> <td>37KW以上75KW未満</td> <td>1.3</td> <td>7</td> <td>5</td> <td>0.4</td> <td>40</td> </tr> <tr> <td>75KW以上130KW未満</td> <td>1</td> <td>6</td> <td>5</td> <td>0.3</td> <td>40</td> </tr> <tr> <td>130KW以上560KW以下</td> <td>1</td> <td>6</td> <td>3.5</td> <td>0.2</td> <td>40</td> </tr> </tbody> </table> <p>1. 測定方法は、別途定める「排出ガス対策型建設機械指定要領」（平成3年10月8日付建設省経機発第249号）による。 2. トンネル工事中用建設機械は黒煙の基準値が表示基準値の1/5以下とする。</p> <p>○別表3及び別表4に掲げる建設機械について、搭載されているディーゼルエンジンから排出される各排出ガス成分及び黒煙の量が、それぞれ下表の第1次基準又はこれより優れるものであること。</p> <p>別表3 トンネル工事中用建設機械</p> <table border="1" data-bbox="331 1895 1203 2054"> <thead> <tr> <th>機種</th> <th>適要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ドリルジャンボ</td> <td>ディーゼルエンジン出力30KW以上260KW以下(40.8PS以上353PS以下)</td> </tr> <tr> <td>コンクリート吹付機</td> <td>ディーゼルエンジン出力30KW以上260KW</td> </tr> </tbody> </table>	機種	適要	バックホウ	ディーゼルエンジン出力30KW以上560KW以下、大型ブレーカを装着したものを含む	ホイールローダ・クローラローダ	ディーゼルエンジン出力30KW以上560KW以下	ダンプトラック	ディーゼルエンジン出力30KW以上560KW以下、ただし、有効な自動車検査証の交付を受けているものを除く	トラックミキサ	ディーゼルエンジン出力30KW以上560KW以下、ただし、有効な自動車検査証の交付を受けているものを除く	機種	適要	バックホウ	ディーゼルエンジン出力8KW以上560KW以下	ホイールローダ	ディーゼルエンジン出力8KW以上560KW以下	ブルドーザ	ディーゼルエンジン出力8KW以上560KW以下	対象物質(単位)	HC (g/kW・h)	NOx (g/kW・h)	CO (g/kW・h)	PM (g/kW・h)	黒煙 (%)	出力区分						8KW以上19KW未満	1.5	9	5	0.8	40	19KW以上37KW未満	1.5	8	5	0.8	40	37KW以上75KW未満	1.3	7	5	0.4	40	75KW以上130KW未満	1	6	5	0.3	40	130KW以上560KW以下	1	6	3.5	0.2	40	機種	適要	ドリルジャンボ	ディーゼルエンジン出力30KW以上260KW以下(40.8PS以上353PS以下)	コンクリート吹付機	ディーゼルエンジン出力30KW以上260KW	<p>・「建設機械に関する技術指針」（平成3年10月8日付建設省経機発第247号）に従い、その使用を推進する。</p>
機種	適要																																																																			
バックホウ	ディーゼルエンジン出力30KW以上560KW以下、大型ブレーカを装着したものを含む																																																																			
ホイールローダ・クローラローダ	ディーゼルエンジン出力30KW以上560KW以下																																																																			
ダンプトラック	ディーゼルエンジン出力30KW以上560KW以下、ただし、有効な自動車検査証の交付を受けているものを除く																																																																			
トラックミキサ	ディーゼルエンジン出力30KW以上560KW以下、ただし、有効な自動車検査証の交付を受けているものを除く																																																																			
機種	適要																																																																			
バックホウ	ディーゼルエンジン出力8KW以上560KW以下																																																																			
ホイールローダ	ディーゼルエンジン出力8KW以上560KW以下																																																																			
ブルドーザ	ディーゼルエンジン出力8KW以上560KW以下																																																																			
対象物質(単位)	HC (g/kW・h)	NOx (g/kW・h)	CO (g/kW・h)	PM (g/kW・h)	黒煙 (%)																																																															
出力区分																																																																				
8KW以上19KW未満	1.5	9	5	0.8	40																																																															
19KW以上37KW未満	1.5	8	5	0.8	40																																																															
37KW以上75KW未満	1.3	7	5	0.4	40																																																															
75KW以上130KW未満	1	6	5	0.3	40																																																															
130KW以上560KW以下	1	6	3.5	0.2	40																																																															
機種	適要																																																																			
ドリルジャンボ	ディーゼルエンジン出力30KW以上260KW以下(40.8PS以上353PS以下)																																																																			
コンクリート吹付機	ディーゼルエンジン出力30KW以上260KW																																																																			

	以下 (40.8PS以上353PS以下)			
別表4 一般工事用建設機械				
機種	適要			
発動発電機	ディーゼルエンジン出力7.5KW以上260KW以下 (10.2PS以上353PS以下)、可搬式 (溶接兼用機を含む)			
空気圧縮機	ディーゼルエンジン出力7.5KW以上260KW以下 (10.2PS以上353PS以下)、可搬式			
油圧ユニット	ディーゼルエンジン出力7.5KW以上260KW以下 (10.2PS以上353PS以下)、基礎工事用機械で独立したもの			
ローラ	ディーゼルエンジン出力7.5KW以上260KW以下 (10.2PS以上353PS以下)、ロードローラ、タイヤローラ、振動ローラ			
ホイールクレーン	ディーゼルエンジン出力7.5KW以上260KW以下 (10.2PS以上353PS以下)、ラフテレーンクレーン			
第1次基準値				
対象物質(単位) 出力区分	HC (g/kW・h)	NOx (g/kW・h)	CO (g/kW・h)	黒煙 (%)
7.5KW以上15KW未満	2.4	12.4	5.7	50
15KW以上30KW未満	1.9	10.5	5.7	50
30KW以上272KW以下	1.3	9.2	5	50
<p>1. 測定方法は、別途定める「排出ガス対策型建設機械指定要領」(平成3年10月8日付建設省経機発第249号)による。</p> <p>2. トンネル工事用建設機械は黒煙の基準値が表示基準値の1/5以下とする。</p>				

(備考)「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律」(平成17年法律第51号)において、規制対象となる建設機械を使用する際は、同法の技術基準に適合したものをを使用すること。

低騒音型建設機械	○建設機械の騒音の測定値が別表に掲げる値以下のものであること。			・「建設工事に伴う騒音振動対策指針技術指針」(昭和51年3月2日付建設省経機発第54号)に従い、騒音、振動を防止することにより住民の
	(別表)			
	機種	機関出力 (kW)	騒音基準値 (dB)	
	ブルドーザ	P < 55	102	
		55 ≤ P < 103	105	
		103 ≤ P	105	
バックホウ	P < 55	99		
	55 ≤ P < 103	104		
	103 ≤ P < 206	106		
	206 ≤ P	106		
ドラグライン	P < 55	100		
クラムシェル	55 ≤ P < 103	104		

	103 ≦ P < 206	107	生活環境を 保全する必 要があると 認められる 区域におい て、その使 用を推進す る。
	206 ≦ P	107	
トラクターショベル	P < 55	102	
	55 ≦ P < 103	104	
	103 ≦ P	107	
クローラクレーン	P < 55	100	
トラッククレーン	55 ≦ P < 103	103	
ホイールクレーン	103 ≦ P < 206	107	
	206 ≦ P	107	
バイブロハンマー		107	
油圧式杭拔機	P < 55	98	
油圧式鋼管圧入・引拔機	55 ≦ P < 103	102	
油圧式杭圧入引拔機	103 ≦ P	104	
アースオーガー	P < 55	100	
	55 ≦ P < 103	104	
	103 ≦ P	107	
オールケーシング掘削機	P < 55	100	
	55 ≦ P < 103	104	
	103 ≦ P < 206	105	
	206 ≦ P	107	
アースドリル	P < 55	100	
	55 ≦ P < 103	104	
	103 ≦ P	107	
さく岩機（コンクリートブレーカー）		106	
ロードローラ	P < 55	101	
タイヤローラ	55 ≦ P	104	
振動ローラ			
コンクリートポンプ(車)	P < 55	100	
	55 ≦ P < 103	103	
	103 ≦ P	107	
コンクリート圧砕機	P < 55	99	
	55 ≦ P < 103	103	
	103 ≦ P < 206	106	
	206 ≦ P	107	
アスファルトフィニッシャー	P < 55	101	
	55 ≦ P < 103	105	
	103 ≦ P	107	
コンクリートカッター		106	
空気圧縮機	P < 55	101	
	55 ≦ P	105	
発動発電機	P < 55	98	
	55 ≦ P	102	

【工法】

品目分類	品目名	要件	使用用途等
建設発生土有効利用工法	低品質土有効利用工法	○施工現場で発生する粘性土等の低品質土を、当該現場内において利用することにより、建設発生土の場外搬出量を削減することができる工法であること。	・粘性土等の低品質土が発生する現場において、現場内で土質改良や施工上の工夫を行うことにより、再利用できる工種等がある工事において、その使用を推進する。なお、土質改良等については、「発生土利用基準」に基づき、品質の確保に留意する。
建設泥土再生処理工法	建設泥土再生処理工法	①施工現場で発生する建設泥土を、現場内再生利用を目的として現場内で盛土材や流動化処理土へ再生する工法であること。 ②重金属等有害物質の含有及び溶出については、土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）及び土壌の汚染に係る環境基準（平成3年環境庁告示第46号）を満たすこと。	・建設泥土が発生する現場において、現場内再生処理設備の設置場所、稼働時の騒音及び振動等に留意しつつ、建設泥土を再生した処理土及び流動化処理土として、4MPa以上の脱水圧力処理又は流動化処理により現場内再利用できる工種等がある工事において、その使用を推進する。なお、再生処理土については「建設汚泥再生利用技術基準」及び「建設汚泥の再生利用に関するガイドライン」、流動化処理土については「流動化処理土利用技術マニュアル」に基づき、品質の確保に留意する。
コンクリート塊再生処理工法	コンクリート塊再生処理工法	○施工現場で発生するコンクリート塊を、現場内再生利用を目的としてコンクリート又は骨材に再生処理する工法であること。	・コンクリート塊の発生する現場において、現場内再生処理設備の設置場所、稼働時の騒音及び振動等に留意しつつ、コンクリート用再生骨材、路盤材及び埋め戻し材・裏込め材として現場内利用できる工種等がある工事において、その使用を推進する。なお、コンクリート用再生骨材として使用する場合は、JIS A 5021(コンクリート用再生骨材H)、JIS A 5023(再生骨材Lを用いたコンクリート)、JIS A 5022(再生骨材Mを用いた

			コンクリート)に基づき、品質の確保に留意する。
--	--	--	-------------------------

舗装（表層）	路上表層再生工法	○既設アスファルト舗装の表層を粉砕し、必要に応じて新規アスファルト混合物や添加材料を加え、混合して締め固め、現位置又は当該現場付近で表層を再生する工法であること。	・舗装計画交通量1000台/日未満の道路の表層を補修する場合に、その使用を推進する。
舗装（路盤）	路上再生路盤工法	○既設舗装の路盤材とアスファルト・コンクリート層を粉砕して混合し、安定処理を施し、現位置で路盤を再生する工法であること。	・舗装計画交通量1000台/日未満の道路の路盤を補修する場合に、その使用を推進する。

（備考）アスファルト混合物の層の厚さが10 cm以下の道路において使用するものとする。

法面緑化工法	伐採材又は建設発生土を活用した法面緑化工法	○施工現場における伐採材や建設発生土を、当該施工現場において有効利用する工法であること。 ただし、伐採材及び建設発生土を合算した使用量は、現地で添加する水を除いた生育基盤材料の容積比で70%以上を占めること。	・道路等の切土法面や盛土法面において、その使用を推進する。
山留め工法	泥土低減型ソイルセメント柱列壁工法	○セメント系固化剤の一部として泥土を再利用又はセメント系固化剤の注入量を削減することにより、施工に伴い発生する泥土が低減できる工法であること。	・仮設工事において、その使用を推進する。

（備考）本項の判断の基準の対象とする「泥土低減型ソイルセメント柱列壁工法」は、仮設工事において使用するものとする。

【目的物】

品目分類	品目名	要件	使用用途等
舗装	排水性舗装	○雨水を道路の路面下に浸透させて排水溝に流出させ、かつ、道路交通騒音の発生を減少させることができる舗装であること。	・道路交通騒音を減少させる必要のある道路において、その使用を推進する。

(備考) 道路交通騒音を減少させる必要がある場合に使用するものとする。

舗装	透水性舗装	○雨水を道路の路床に浸透させることができる舗装であること。	・雨水を道路の路床に浸透させる必要がある歩行者道等の自動車交通がない道路において、その使用を推進する。
----	-------	-------------------------------	---

(備考) 雨水を道路の路床に浸透させる必要のある歩行者道等の自動車交通がない道路の部分において使用するものとする。

屋上緑化	屋上緑化	<p>①植物の健全な生育及び生育基盤を有するものであること。</p> <p>②ヒートアイランド現象の緩和等都市環境改善効果を有するものであること。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>①屋上緑化に適した植物を使用するものであること。</p> <p>②灌水への雨水利用に配慮するとともに、植物の生育基盤の保水及び排水機能が適切に確保された構造であること。</p>	・荷重の増大による構造体への影響に留意しつつ、建物の屋上などでの整備を推進する。
------	------	---	--

(備考) 建物の屋上等において設置するものとする。

【設備】

品目名	要件	使用用途等
太陽光発電システム（公共・産業用）	<p>【判断の基準】</p> <p>①太陽電池モジュールのセル実効変換効率が表1に示された区分ごとの基準変換効率を下回らないこと。</p> <p>②太陽電池モジュール及び周辺機器について、表2に示された項目について、情報が開示され、ウェブサイト等により、容易に確認できること。</p> <p>③発電電力量等が確認できるものであること。</p> <p>④太陽電池モジュールの出力については、公称最大出力の80%以上を最低10年間維持できるように設計・製造されていること。</p> <p>⑤パワーコンディショナについては、定格負荷効率及び2分の1負荷時の部分負荷効率について、出荷時の効率の90%以上を5年以上の使用期間にわたり維持できるように設計・製造されていること。</p> <p>⑥太陽電池モジュールについては、エネルギーペイバックタイムが3年以上内であること。</p> <p>⑦太陽電池モジュールについては、表3に掲げた環境配慮設計の事前評価が行われており、その内容が確認できること。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>①修理及び部品交換が容易である等長期間の使用が可能な設計がなされている、又は、分解が容易である等部品の再使用または材料の再生利用が容易になるような設計がなされていること。</p> <p>②来庁者の多い施設等に設置するものにあつては、可能な限り発電電力量等を表示するなど、来庁者に対して効果の説明が可能となるよう考慮したシステムであること。</p> <p>③設備撤去時には、撤去事業者又は排出事業者による回収及び再使用又は再生利用が可能であり、再使用又は再生利用されない部分については適正処理が可能であること。</p> <p>④特定の化学物質を含有する二次電池が使用される場合には、二次電池の回収及びリサイクルシステムがあること。</p> <p>⑤太陽電池モジュールの外枠・フレーム・架台等にアルミニウム合金を使用する製品では、アルミニウム二次地金（再生地金）を原材料の一部として使用している合金を用いること。</p> <p>⑥重金属等有害物質を製品の製造に使用しない又は可能な限り使用量を低減すること。</p>	<p>・太陽光発電システムを新設、更新する場合は、その使用を推進する。</p>

（備考）

- 1 本項の判断の基準の対象とする「太陽光発電システム」は、商用電源の代替として、10kW以上の太陽電池モジュールを使用した太陽光発電による電源供給ができる公共・産業用のシステムをいう。
- 2 「太陽電池モジュールのセル実効変換効率」とは、JIS C 8960において定められた実効変換効率を基に、モジュール化後のセル実効変換効率をいい、次式により算出する。

$$\text{セル実効変換効率} = \text{モジュールの公称最大出力} / (\text{太陽電池セルの合計面積} \times \text{放射照度})$$

$$\text{太陽電池セルの合計面積} = 1 \text{セルの全面積} \times 1 \text{モジュールのセル数}$$

$$\text{放射照度} = 1000 \text{W/m}^2$$

1セルの全面積には、セル内の非発電部を含む。ただし、シリコン薄膜系、化合物系のセル全面積には集積部を含まない。
- 3 「定格負荷効率」「部分負荷効率」はJIS C 8961に準拠して算出するものとする。
- 4 太陽電池モジュールの適格性確認試験及び形式認証についてはJIS C 61215-1又はJIS C 61215-2に準拠するものとする。なお、令和2年2月以前に認証を受けているものは、認証を受けた時から5年間はJIS C 8990又はJIS C

8991も有効とする。5 調達を行う各機関は、次の事項に十分留意すること。

- ア. 発電量の適正な把握・管理のため、物品の調達時に確認した別表1又は2の設置報告項目の情報を、当該設備を廃棄するまで管理・保管すること。
- イ. 調達に当たっては、発電に係る機器の設置条件・方法を十分勘案し、設置に当たっては架台の部分が過剰に大きくなることを避けること。
- ウ. 太陽光発電システムの導入に当たっては、太陽電池の特性を十分勘案した上で設置条件・方法を検討すること。なお、薄膜系太陽電池にあつては、設置事業者側に適切な設計体制が整っていること等、環境負荷低減効果を十分確認すること。
- エ. 調達に当たっては、設置事業者が設置要領の詳細の提出を求め、その内容を確認するとともに、当該設備の維持・管理に必要となる情報（製造事業者が有する情報を含む。）を設置事業者を通じ把握すること。
- オ. 使用済みの太陽光発電システムを撤去・廃棄する場合は、資源循環の観点から再使用又は再生利用に努めることとし、再使用又は再生利用できない部分については、重金属等有害物質の含有情報等を踏まえ、その性状等に応じた適正な処理を行うこと。

表1 太陽電池モジュールのセル実効変換効率に係る基準

区分	基準変換効率
シリコン単結晶系太陽電池	16.0%
シリコン多結晶系太陽電池	15.0%
シリコン薄膜系太陽電池	8.5%
化合物系太陽電池	12.0%

表2 太陽光発電装置機器に係る情報開示項目

区分	項目	確認事項
太陽電池モジュール	発電電力量の推定方法の提示 (基準状態)	年間の推定発電電力量
		算定条件（用いた日射量データ、太陽電池及びパワーコンディショナの損失等）
	基準状態での発電電力量が得られない条件及び要因	影の影響、日射条件（モジュールへの影のかかり方や日射条件と発電量の下がり方の対応について、具体的に記載）
		温度の影響（モジュールの温度と発電量の下がり方の対応について具体的に記載）
		気候条件、地理条件（気候条件や地理条件と発電量の対応について具体的に記載）
その他（配線、受光面の汚れによる損失等、具体的に記載）		
周辺機器	パワーコンディショナ	形式、定格容量、出力電気方式、周波数、系統連結方式 等
	接続箱	形式等
	連系保護装置	可能となる設置方法
	二次電池	使用の有無、（有の場合）回収・リサイクル方法
保守点検・修理の要件	保守点検	範囲、内容
	修理	範囲、内容
モジュール及び周辺機器	廃棄	廃棄方法、廃棄時の注意事項（使用済製品が最終処分された際の適正処理に必要な情報等）等
	保証体制	保証履行期限等

表3 太陽電池モジュールに係る環境配慮設計の事前評価方法等

目的	評価項目	事前評価方法等
減量化・共通化	減量化	モジュールに使用する原材料を削減するため、質量を評価していること。
	部品の削減	モジュールに使用されている部品の点数・種類を評価していること。
	部品の共通化	他機種と共通化している部品の割合を評価していること。
再生資源の使用	再生資源の使用	モジュールに使用されている部品のうち、再生資源を使用した部品の割合を評価していること。

長期使用	耐久性の向上	モジュールの信頼性試験結果を評価していること。
	耐汚染性の向上	モジュールの表面の耐汚染性を評価していること。
撤去の容易性	撤去作業の容易性	使用済みモジュールの撤去が容易な構造となっているか(取外しに要する時間)を評価していること。
再生資源等の活用	リサイクル可能率の向上	モジュール全体質量のうち、リサイクル可能な部品や材料の質量の比率を評価していること。
解体・分別処理の容易化	フレーム解体の容易性	分別処理のために、モジュールのフレームの解体が容易な構造となっているか(取外しに要する時間)を評価していること。
	フレーム解体で取り外すネジの数量・種類の削減	フレーム解体時に取り外すネジの数量・種類を評価していること。
	フレーム解体のための情報提供	フレームを取り外す際に、フレームの固定方法等の解体・分別に必要な情報を提供している又は提供する仕組みがあること。
	端子箱解体の容易性	端子ボックスのモジュールからの取外しが容易な構造となっているか(取外しに要する時間)を評価していること。
	端子箱解体で取り外すネジの数量・種類の削減	端子ボックスの取外し時に取り外すネジの数量・種類を評価していること。
	端子箱解体のための情報提供	端子箱を取り外す際に、端子ボックスの固定方法等の解体・分別に必要な情報を提供している又は提供する仕組みがあること。
環境保全性	環境負荷物質等の減量化	モジュールに含まれる環境負荷物質、適正処理・リサイクル処理に当たって負荷要因となる原材料の質量を評価していること。
情報の提供	使用、保守点検、安全性に関する情報提供	使用上の注意、故障診断及びその措置、保守点検・修理、安全性等に関する情報を提供している又は提供する仕組みがあること。
	撤去、解体、適正処理・リサイクルに必要な情報提供	撤去、解体、適正処理・リサイクルに必要な情報を提供している又は提供する仕組みがあること。
ライフサイクルの各段階における環境負荷低減	ライフサイクルアセスメントの実施	資源採取、製造段階、使用段階、撤去、解体、適正処理・リサイクルまでの一連のライフサイクルの各段階における環境負荷を定量的に評価していること。

別表1 太陽光発電装置機器に係る情報開示項目

<p>太陽熱利用システム（公共・産業用）</p>	<p>【判断の基準】</p> <p>①日集熱効率が次の要件を満たすこと。</p> <p>ア. 基準値1は、表1の基準値1の欄に示された集熱器の区分ごとの基準。</p> <p>イ. 基準値2は、表1の基準値2の欄に示された集熱器の区分ごとの基準。</p> <p>②集熱器及び周辺機器について、表2に示された項目が、ウェブサイト等により、容易に確認できること。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>①修理及び部品交換が容易である等長期間の使用が可能な設計がなされている、又は、分解が容易である等部品の再使用または材料の再生利用が容易になるような設計がなされていること。</p> <p>②集熱器の稼働に係るエネルギーが最小限となるような設計がなされていること。</p> <p>③設備撤去時には、撤去事業者又は排出事業者による回収及び再使用又は再生利用が可能であり、再使用又は再生利用されない部分については適正処理が可能であること。</p> <p>④外枠・フレーム・架台等にアルミニウム合金を使用する製品では、アルミニウム二次地金（再生地金）を原材料の一部として使用している合金を用いること。</p>	<p>・太陽熱利用システムを新設、更新する場合は、その使用を推進する。</p>
--------------------------	---	---

	⑤重金属等有害物質を製品の製造に使用しない又は可能な限り使用量を低減すること。	
--	---	--

(備考)

- 1 本項の判断の基準の対象とする「太陽熱利用システム」は、給湯又は冷暖房用の熱エネルギーとして、太陽エネルギーを利用した公共・産業用のシステムをいう。
- 2 「日集熱効率」とは、集熱器の1日の単位面積当たりの集熱量（集熱媒体平均温度から、周囲温度を差し引いた値が10Kかつ日射量が20,000kJ/(㎡・日)であるときの値をJIS A 4112に準拠して算出したもの）を、集熱器総面積に入射する単位面積当たりの太陽放射エネルギー又はソーラーシミュレーターによって受けるエネルギーの1日の積分値で除した値をいう。
- 3 調達を行う各機関は、次の事項に十分留意すること。
 - ア. 集熱量の適正な把握・管理のため、物品の調達時に確認した表2の設置報告項目の情報を、当該設備を廃棄するまで管理・保管すること。
 - イ. 調達に当たっては、集熱に係る機器の設置条件・方法を十分勘案し、設置に当たっては架台の部分が過剰に大きくなることを避けること。
 - ウ. 太陽熱利用システムの導入に当たっては、現在の使用熱エネルギー量を十分考慮した設計を行うこと。
 - エ. 調達に当たっては、設置業者に設置要領の詳細の提出を求め、その内容を確認するとともに、当該設備の維持・管理に必要となる情報（製造事業者が有する情報を含む。）を設置事業者を通じ把握すること。

表1 集熱器に係る日集熱効率の基準

集熱器の区分		日集熱効率	
集熱媒体・機能	集熱器の形状・透過体	基準値1	基準値2
液体	平板形透過体付き	60%以上	40%以上
	真空ガラス管形	50%以上	40%以上
空気	平板形	透過体付き	40%以上
		透過体なし	10%以上
太陽光発電機能付き	—	—	10%以上

備考) 空気集熱式の集熱器であって平板形透過体なしのもの及び太陽光発電機能付き集熱器に係る判断の基準は基準値2のみとする。

表2 太陽熱利用装置機器に係る情報開示項目

区分	項目	確認事項
集熱器	集熱量の推定方法の提示	年間の推定集熱量
		算定条件（用いた日射量データ、集熱器及び蓄熱槽の損失等）
	集熱量が判断の基準①を満たさない条件及び要因	影の影響、日射条件（集熱器への影のかかり方や日射条件と集熱効率の下がり方の対応について、具体的に記載）
		温度の影響（集熱器の温度と集熱効率の下がり方の対応について具体的に記載）
		気候条件、地理条件（気候条件や地理条件と集熱効率の対応について具体的に記載）
その他（配管や配線、受光面の汚れによる損失等、具体的に記載）		
集熱器及び周辺機器	廃棄	廃棄方法、廃棄時の注意事項（使用済製品が最終処分された際の適正処理に必要な情報等）等
	保守点検	保守点検の条件（点検の頻度等）等
	保証体制	保証条件（修理・交換の対応範囲、内容）、保証履行期限等

品目名	要件	使用用途等
燃料電池	<p>【判断の基準】</p> <p>○商用電源の代替として、燃料中の水素及び空気中の酸素を結合させ、電気エネルギー及び熱エネルギーを取り出すものであること（熱需要がない場合は、この限りでない。）。</p>	・太陽熱利用システムを新設、更新する場合は、その

	<p>【配慮事項】 ○分解が容易である等部品の再使用又は材料の再生利用が容易になるような設計がなされていること。</p>	使用を推進する。
エネルギー管理システム	<p>【判断の基準】 ○建物内で使用する電力等のエネルギーを、受入、変換・搬送及び消費の各ポイントにおいて用途別・設備機器別等で計測することにより、導入拠点等において可視化できるシステムであること。</p> <p>【配慮事項】 ○設備・機器等の制御を効率的に行う管理システムであること。</p>	・エネルギー管理システムを新設、更新する場合は、その使用を推進する。
節水器具	<p>【判断の基準】 ①電気を使用しないこと。 ②吐水口装着型にあつては、単一個装置で多様な吐水口に対応できること。</p> <p><個別事項> ①節水コマにあつては、次の要件を満たすこと。 ア. 水栓のハンドルを120°に開いた場合に、普通コマを組み込んだ場合に比べ20%を超え70%以下の吐水流量であること。 イ. ハンドルを全開にした場合に、普通コマを組み込んだ場合に比べ70%以上の吐水流量であること。 ②定流量弁にあつては、次の要件を満たすこと。 ア. 水圧0.1MPa以上、0.7MPa以下の各水圧において、ハンドル開度全開の場合、適正吐水流量は8L/分以下であること。 イ. 水量的に用途に応じた設置ができるよう、用途ごとの設置条件が説明書に明記されていること。 ウ. 定流量弁1個は、水栓1個に対応していること。 ③泡沫キャップにあつては、次の要件を満たすこと。 ア. 水圧0.1MPa以上、0.7MPa以下の各水圧において、ハンドル（レバー）開度全開の場合、適正吐水流量が、泡沫キャップなしの同型水栓の80%以下であること。 イ. 水圧0.1MPa、ハンドル（レバー）全開において5リットル/分以上の吐水流量であること。 ④流量調整弁にあつては、次の要件を満たすこと。 ア. 水圧0.1MPa以上、0.7MPa以下の各水圧において、ハンドル（レバー）開度全開の場合、吐水流量が、流量調整弁なしの同型水栓の80%以下であること。 イ. 水圧0.1MPa、ハンドル（レバー）全開において器具設置場所での吐水流量が、表に示す数値以上であること。 ウ. 水量的に用途に応じた設置ができるよう、用途ごとの設置条件が説明書に明記されていること。</p> <p>【配慮事項】 ①取替用のコマにあつては、既存の水栓のコマとの取替が容易に行えること。 ②使用用途における従前どおりの使用感であること。</p>	・節水器具を新設、更新する場合は、その使用を推進する。

(備考)

- 1 「節水コマ」とは、給水栓において、節水を目的として製作したコマをいう。なお、普通コマを組み込んだ給水栓に比べ、節水コマを組み込んだ水栓は、ハンドル開度が同じ場合、吐水量が大幅に減ずる。固定式を含む。
- 2 本項の判断の基準の対象とする「節水コマ」は、呼び径 13mm の水用単水栓に使用されるものであって、弁座パッキン固定用ナットなどを特殊な形状にするなどして、該当品に取り替えるだけで節水が図れるコマとする。また、既存の水栓のコマとの取替が容易に行えるものであること。
- 3 「定流量弁」とは、弁の入口側又は出口側の圧力変化にかかわらず、ある範囲で流量を一定に保持する調整弁のうち、流量設定が固定式のものをいう。
- 4 本項の判断の基準の対象とする「定流量弁」は、手洗い、洗顔又は食器洗浄に用いるものであって、ある吐水量より多く吐水されないよう、該当品に取り換えるだけで節水が図れる v 弁とする。
- 5 本項の判断の基準の対象とする「泡沫キャップ」は、水流にエアーを混入することにより、節水が図れるキャップとする。
- 6 「流量調整弁」とは、弁の入口側又は出口側の圧力変化にかかわらず、ある範囲で流量を一定に保持する調整弁のうち、流量設定が可変のものであって、止水栓より吐水口側に設置することにより節水が図れる弁をいう。
- 7 判断の基準<個別事項>①の吐水流量の試験方法は、JIS B 2061 の吐水流量試験に準ずるものとする。

表 流量調整弁に係る機器設置場所別の吐水流量

機器設置場所	吐水流量
洗面所	5L/分
台所・調理場	5L/分
シャワー	8L/分

給水栓	<p>【判断の基準】</p> <p>①節水コマ内蔵水栓にあつては、次の要件を満たすこと。</p> <p>ア. ハンドルを120°に開いた場合に、普通コマを組み込んだ場合に比べ20%を超え70%以下の吐水流量であること。</p> <p>イ. ハンドルを全開にした場合に、普通コマを組み込んだ場合に比べ70%以上の吐水流量であること。</p> <p>ウ. 電気を使用しないこと。</p> <p>②定流量弁内蔵水栓にあつては、次の要件を満たすこと。</p> <p>ア. 水圧0.1MPa以上、0.7MPa以下の各水圧において、ハンドル開度全開の場合、適正吐水流量は8L/分以下であること。</p> <p>イ. 水量的に用途に応じた設置ができるよう、用途ごとの設置条件が説明書に明記されていること。</p> <p>ウ. 電気を使用しないこと。</p> <p>③泡沫機能付水栓にあつては、次の要件を満たすこと。</p> <p>ア. 水圧0.1MPa以上、0.7MPa以下の各水圧において、ハンドル（レバー）開度全開の場合、適正吐水流量が、泡沫キャップなしの同型水栓の80%以下であること。</p> <p>イ. 水圧0.1MPa、ハンドル（レバー）全開において5L/分以上の吐水流量であること。</p> <p>ウ. 電気を使用しないこと。</p> <p>④時間止め水栓にあつては、次の要件を満たすこと。</p> <p>ア. 設定した時間に達すると自動的に止水すること。</p> <p>イ. 次の性能を有していること。</p> <p style="padding-left: 20px;"> (設定時間 - 実時間) / 設定時間 ≤ 0.05</p> <p>⑤定量止め水栓にあつては、次の要件を満たすこと。</p> <p>ア. 次の性能を有していること。</p> <p style="padding-left: 20px;"> (設定吐水量 - 実吐水量) / 設定吐水量 ≤ 0.2</p> <p>イ. 電気を使用しないこと。</p>	<p>・給水栓を新設、更新する場合は、その使用を推進する。</p>
-----	---	-----------------------------------

	<p>⑥自動水栓（自己発電機構付）にあつては、次の要件を満たすこと。</p> <p>ア. 電氣的制御により、水栓の吐水口に手を近づけた際に非接触にて自動で吐水し、手を遠ざけた際に自動で止水するものであること。また、止水までの時間は2秒以内であること。</p> <p>イ. 水圧0.1MPa以上、0.7MPa以下の各水圧において、吐水流量が5L/分以下であること。</p> <p>ウ. 単相交流（100V）の外部電源が不要で、自己発電できる機構を有していること。</p> <p>⑦自動水栓（AC100Vタイプ・乾電池式）にあつては、次の要件を満たすこと。</p> <p>ア. 電氣的制御により、水栓の吐水口に手を近づけた際に非接触にて自動で吐水し、手を遠ざけた際に自動で止水するものであること。また、止水までの時間は2秒以内であること。</p> <p>イ. 水圧0.1MPa以上、0.7MPa以下の各水圧において、吐水流量が5L/分以下であること。</p> <p>⑧手元止水機構を有する水栓にあつては、次の要件を満たすこと。</p> <p>ア. 吐水切替機能、流量及び温度の調節機能から独立して吐水及び止水操作ができる機構を有していること。</p> <p>イ. ボタンやセンサーなどのスイッチによって使用者の操作範囲内で吐水及び止水操作だけができること。</p> <p>⑨小流量吐水機構を有する水栓にあつては、吐水力が、次のいずれかの要件を満たすこと。</p> <p>ア. 流水中に空気を混入させる構造を持たないものにあつては、0.6N以上であること。</p> <p>イ. 流水中に空気を混入させる構造を持つものにあつては、0.55N以上であること。</p> <p>⑩水優先吐水機構を有する水栓にあつては、次のいずれかの要件を満たすこと。</p> <p>ア. 吐水止水操作部と一体の温度調節を行うレバーハンドルが水栓の胴の上面に位置し、レバーハンドルが水栓の正面にあるときに湯が吐出しない構造であること。</p> <p>イ. 吐水止水操作部と一体の温度調節を行うレバーハンドルが水栓の胴の左右の側面に位置し、温度調節を行う回転軸が水平で、かつ、レバーハンドルが水平から上方45°までの角度で湯が吐出しない構造であること。</p> <p>ウ. 湯水の吐水止水操作部から独立して水専用の吐水止水操作部が設けられた構造であること。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>○製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であつて、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p>	
--	---	--

（備考）

- 1 「節水コマ内蔵水栓」とは、給水栓において、節水を目的として製作されたコマを内蔵した水栓をいう。普通コマを組み込んだ給水栓に比べ、節水コマを組み込んだ水栓は、ハンドル開度が同じ場合、吐水量が大幅に減ずる。固定式を含む。
- 2 「定流量弁内蔵水栓」とは、弁の入口側又は出口側の圧力変化にかかわらず、ある範囲で流量を一定に保持する調整弁のうち、流量設定が固定式のを内蔵した水栓をいう。
- 3 「泡沫機能付水栓」とは、水流にエアーを混入することにより、節水が図れる水栓をいう。

- 4 「時間止め水栓」とは、設定した時間に達すると自動的に止水する水栓をいう。
- 5 「定量止め水栓」とは、浴槽などへの貯水及び貯湯に用い、ハンドルで設定した所定の水量で自動的に止水する水栓をいう。
- 6 「自動水栓」とは、光電式などのセンサー、電磁弁などを組み込み、自動的に開閉する給水栓をいう。なお、水用と湯用があり、また、自己発電機構により作動するものとAC100Vの電源又は乾電池を使用するものがある。
- 7 「節湯水栓」とは、サーモスタット湯水混合水栓（あらかじめ温度調整ハンドルによって吐水温度を設定することにより、湯水の圧力及び温度変動などがあつた場合でも、湯水の混合量を自動的に調整し、設定温度の混合水を供給する機構を組み込んだ湯水混合水栓）、ミキシング湯水混合水栓（一つのハンドル操作によって、吐水温度の調整ができる湯水混合水栓）又はシングル湯水混合水栓（一つのハンドル操作によって、吐水、止水、吐水流量及び吐水温度の調節ができる湯水混合水栓）であつて、流量調節部および温度調節部が使用者の操作範囲内にあり湯の使用量を削減できる水栓をいい、手元止水機構を有する水栓、小流量吐水機構を有する水栓、又は水優先吐水機構を有する水栓などの型式を総称するもの。
- 8 「手元止水機構を有する水栓」とは、節湯水栓のうち、台所水栓、浴室シャワー水栓又は浴室シャワーバス水栓であつて、使用者の操作範囲内で吐水及び止水ができる水栓（シャワー部を含む。）をいう。
- 9 「小流量吐水機構を有する水栓」とは、節湯水栓のうち、浴室シャワー水栓又は浴室シャワーバス水栓において小流量吐水性能を持つ水栓（シャワー部を含む。）をいう。
- 10 「水優先吐水機構を有する水栓」とは、節湯水栓のうち、台所水栓及び洗面水栓において、意図しない操作による湯の使用を削減する水栓をいう。
- 11 吐水流量の試験方法は、JIS B 2061の吐水流量試験に準ずるものとする。
- 12 定量止水性能の試験方法は、JIS B 2061の定量止水性能試験に準ずるものとする。
- 13 止水までの時間は、吐水の本流が収束した時点までとし、5回測定した平均とする。
- 14 調達する各機関は、湯用の自動水栓の調達に当たつて、水道直圧式（瞬間式）のガス給湯器・石油給湯器では湯側流量が着火流量に満たない可能性があることに十分留意すること。

品目名	要件	使用用途等
日射調整フィルム	<p>【判断の基準】</p> <p>①遮蔽係数は0.7未満、かつ、可視光線透過率は10%以上であること。</p> <p>②熱貫流率は5.9W/(㎡・K)未満であること。</p> <p>③日射調整性能について、適切な耐候性が確認されていること。</p> <p>④貼付前と貼付後を比較して環境負荷低減効果が確認されていること。</p> <p>⑤上記①から④について、ウェブサイト等により容易に確認できること、又は第三者により客観的な立場から審査されていること。</p> <p>⑥フィルムの貼付について、適切な施工に関する情報開示がなされていること。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>○遮蔽係数が可能な限り低いものであること。</p>	<p>・日射調整フィルムを新設、更新する場合は、その使用を推進する。</p>

(備考)

- 1 「日射調整フィルム」とは、建築物の窓ガラスに貼付するフィルムであつて、室内の冷房効果を高めるために日射遮蔽の機能を持ったフィルムをいう。
 - 2 遮蔽係数、可視光線透過率、熱貫流率の計測方法は、JIS A 5759による。
 - 3 判断の基準①において、可視光線透過率が70%以上の場合は、遮蔽係数は0.8未満とする。
 - 4 日射調整性能の「耐候性」の確認とは、JIS A 5759に規定された耐候性試験において1,000時間の試験を実施し、遮蔽係数の変化が判断の基準①に示されたものから±0.10の範囲であること。
 - 5 「貼付前と貼付後を比較して環境負荷低減効果が確認されていること」とは、輻射熱を考慮した熱負荷計算システムにおけるシミュレーションで、冷房負荷低減効果が確認されていることをいう。併せて、年間を通じた環境負荷に関する情報を開示すること。
 - 6 調達を行う各機関は、次の事項に留意すること。
- ア. ガラスの熱割れ等を考慮し、「建築フィルム1・2級技能士」の技術資格を有する若しくはこれと同等と認められる

技能を有する者による施工について検討を行うこと。

- イ. 電波遮蔽性能を有するものを貼付する場合は、電波遮蔽による影響について考慮すること。
- ウ. 著しい光の反射が懸念される場所において施工する場合には、周辺の建物等への影響について確認を行うこと。
- エ. 照明効率及び採光性を考慮する場合は、可視光線透過率の高いフィルムを検討すること。

提出書類の様式（チェックリスト）

(島しょ地域)環境物品等(特別品目)使用予定(実績)チェックリスト

(令和5年度)

工 事 件 名 :	
起 工 日 :	
工 期 :	
受 注 者 名 :	

※全ての黄色セルに入力すること

品目分類	品目名	単位	数量		入力 チェック	備考	使用割合 (%)	特別品目が調達できない理由 (通常品を調達する理由)
			特別品目	通常品				
建設発生土の有効利用を図るもの	建設発生土							
	改良土	m3			未入力		エラー	
	しゅんせつ土							
熱帯雨林材等の使用を抑制するもの	環境配慮型型枠(複合合板型枠等)							別紙1チェックリストに入力
再生クラッシュラン	再生クラッシュラン	m3			未入力		エラー	
	再生砕石(擁壁等裏込め用)	m3			未入力		エラー	
	再生砕石(グラベルコンパクションバイブル工法用)	m3			未入力		エラー	
	再生単粒度砕石(浸透トレンチ用)	m3			未入力		エラー	
	再生粒度調整砕石	m3			未入力		エラー	
	再生砂	m3			未入力		エラー	
コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊等の有効利用を図るもの	再生加熱アスファルト混合物					本表下段の当該項目欄に入力		
	再生加熱アスファルト処理混合物	t			未入力		エラー	
	再生コンクリート路盤材	m3			未入力			
	再生コンクリート砕石等	m3			未入力			
	再生コンクリート埋立材	m3			未入力			
	再生骨材Lを用いたコンクリート					均しコンクリート、捨てコンクリート、裏込めコンクリート等		
産業物処理に伴う副産物の有効利用を図るもの	再生骨材Mを用いたコンクリート	m3			未入力	乾燥収縮や塩害を受けにくい構造部材や無筋コンクリート部材等	エラー	
	再生骨材Hを用いたレディーミクストコンクリート					建築物の主要構造部、基礎、杭、耐圧版、基礎梁、鋼管充填、鉄筋コンクリート等		
	エコセメントを用いた均し(捨て)コンクリート等							
	エコセメントを用いたレディーミクストコンクリート							
	エコセメント(直接利用)	t			未入力			
	エコセメントを用いたコンクリート二次製品						別紙2チェックリストに入力	
島内産材の利用を促進するもの(岩石、溶岩、火山礫等)	スーパーアッシュを用いた二次製品(基礎くい)	t			未入力		エラー	
	抗火石(石英粗面岩)を用いた土木材料等	m3			未入力			
	火山礫を用いた土木材料等	m3			未入力			
	溶岩を用いた土木材料等	m3			未入力			
温室効果ガスの削減を図るもの	その他の岩石を用いた土木材料等	m3			未入力			
	都内産木材	m3			未入力			
	国産木材	m3			未入力			
	高効率空調用機器(熱源機器)							別紙3チェックリストに入力
	高効率空調用機器(熱源以外の空調機器)							
	ガスエンジンヒートポンプ式空気調和機	台			未入力		エラー	
その他環境負荷の低減に寄与するもの	発光ダイオードを用いた交通信号機	個			未入力		エラー	
	LEDを光源とする照明器具	台			未入力		エラー	
	高効率のランプ等を使用した照明器具(道路照明)	台			未入力		エラー	
	ノンフロン断熱材	工事数			未入力	1又は0を入力	エラー	
	低炭素(中温化)アスファルト混合物 [機械式フォーム方式・新材]							本表下段の当該項目欄に入力
	LEDを光源とする非常用照明器具	台			未入力		エラー	
アスファルト混合物に係るもの	照明制御システム	台			未入力		エラー	
	環境配慮形(EM)電線・ケーブル	m			未入力		エラー	
	RoHS指令対応電線・ケーブル	m			未入力		エラー	
	鉛フリー鉛筆金網	m2			未入力		エラー	
	低VOC塗料(建築物内装用)	kg			未入力		エラー	
	低VOC塗料(建築物外装用)	kg			未入力		エラー	
	低VOC塗料(構造物用(建築物内装用及び外装用を除く))	kg			未入力		エラー	
	電炉鋼材などのリサイクル鋼材(鉄筋等の棒鋼)	t			未入力		エラー	
	電炉鋼材などのリサイクル鋼材(H鋼の形鋼等)	t			未入力		エラー	
	電炉鋼材などのリサイクル鋼材(鋼板)	t			未入力		エラー	
	発動発電機	台			未入力		エラー	
	電気便座	台			未入力		エラー	
再生加熱アスファルト混合物	t			未入力	数量算出は「使用の手引」2-3参照	エラー		
低炭素(中温化)アスファルト混合物 [機械式フォーム方式・新材]	t			未入力	数量算出は「使用の手引」2-3参照			

□記入の際は、最初に別シート⑧使用の手引、⑨通常品の考え方を確認すること
□品目の内容は、本方針の本文で確認すること

設計業務段階：本チェックリスト(使用予定)を「リサイクル計画書」に添付する。(「起工日」は起工前と入力)
施工計画書作成段階：本チェックリスト(使用予定)を「施工計画書」に添付する。(「起工日」は発注者に確認)
調達完了段階：本チェックリスト(実績)により報告する。

特別品目が調達できない理由(通常品を調達する理由)

1	経済性の観点から調達できない
2	特別品目が調達品質を満たさない
3	調達先都合で調達できない(供給量、運搬時間など)
4	調達先、特別品目が存在しない
5	特別品目がわからない
6	その他(右欄に理由を具体的に記載)

(島しょ地域)環境物品等(特別品目)使用予定(実績)チェックリスト (環境配慮型枠)
(令和5年度)

別紙1

工 事 件 名 :
起 工 日 :
工 期 :
受 注 者 名 :

} シート『①特別品目リスト』の入力内容とリンク
※全ての黄色セルに入力すること

品目分類	品目名 ^注	単位	数量	入力 チェック	備考	使用割合 (%)	特別品目が調達できない理由 (通常品を調達する理由)
特別品目 熱帯雨林材等の使用 を抑制するもの	合板型枠	m2		未入力	認証材等 ^注 であること		
	金属型枠	m2		未入力			
	再生木材型枠	m2		未入力	P52特定調達品目(合板型枠)判断 基準①に該当するもの		
	再生樹脂混入木材型枠	m2		未入力			
	樹脂製型枠	m2		未入力	製品に使用されるプラスチック は、使用後に回収し、再リサイクル を行う際に支障を来さないもので あること	エラー	
	再生樹脂製型枠	m2		未入力			
	熱帯雨林材合板型枠	m2		未入力			
通常品	国産材合板型枠(非認証材等 ^注)	m2		未入力	全て国内で生育された木材で製造 されたもの、非認証材等 ^注		
	上記以外の型枠	m2		未入力			
不明 (中古品で、特別品目か通常品かの区別ができないもの)		m2		未入力			

購入材だけでなく転用した型枠(中古品)数量も入力する。中古品を使用した場合でも、環境配慮型枠であると区別できるものは環境配慮型枠として扱う。

記入の際は、最初に別シート⑧使用の手引を確認すること

品目の内容は、環境物品等調達方針の本文で確認すること

設計業務段階：本チェックリスト(使用予定)を「リサイクル計画書」に添付する。(「起工日」は起工前と入力)

施工計画書作成段階：本チェックリスト(使用予定)を「施工計画書」に添付する。(「起工日」は発注者に確認)

調達完了段階：本チェックリスト(実績)により報告する

(認証材等について)

認証材(FSC、PEFC又はSGECによるもの*)、

又は以下の①、②の条件を全て満たすものであること

①原木の伐採に当たって生産された国における森林に関する法令に照らして合法な木材

②持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたもの

* FSC : Forest Stewardship Council(森林管理協議会)

* PEFC : Programme for the Endorsement of Forest Certification schemes

* SGEC : Sustainable Green Ecosystem Council(緑の循環認証会議)

特別品目が調達できない理由(通常品を調達する理由)

1	現所有型枠(中古品)を転用(再利用)したため
2	立地条件により、安定的な特別品目型枠入手が困難なため
3	多量に使用するため、特別品目型枠が不足したため
4	特殊構造により特別品目型枠材での施工が困難なため
5	認証材等が見つからなかったため
6	その他(右欄に理由を具体的に記載)

(島しょ地域)環境物品等(特別品目)使用予定(実績)チェックリスト(エコセメントを用いたコンクリート二次製品)
(令和5年度)

別紙2

工 事 件 名 :
起 工 日 :
工 期 :
受 注 者 名 :

} シート『①特別品目リスト』の入力内容とリンク

※全ての黄色セルに入力すること

品目分類	品目名 ^注	単位	数量		数量入力 チェック	使用割合 (%)	特別品目が調達しない理由 (通常品を調達する理由)
			特別品目	通常品			
廃棄物処理に伴う副産物の有効利用を図るもの	エコセメントを用いたコンクリート二次製品 (舗装用コンクリート平板)	個			数量未入力	エラー	
	エコセメントを用いたコンクリート二次製品 (視覚障がい者用誘導用ブロック)	個			数量未入力	エラー	
	エコセメントを用いたコンクリート二次製品 (イターロッキングブロック)	個			数量未入力	エラー	
	エコセメントを用いたコンクリート二次製品 (鉄筋コンクリートU形)	個			数量未入力	エラー	
	エコセメントを用いたコンクリート二次製品 (鉄筋コンクリートU形用ふた)	個			数量未入力	エラー	
	エコセメントを用いたコンクリート二次製品 (鉄筋コンクリートL形)	個			数量未入力	エラー	
	エコセメントを用いたコンクリート二次製品 (鉄筋コンクリート特殊L形(鉄筋コンクリートU形ふた掛け用))	個			数量未入力	エラー	
	エコセメントを用いたコンクリート二次製品 (鉄筋コンクリート特殊L形及び縁塊(場所打側溝ふた掛け用))	個			数量未入力	エラー	
	エコセメントを用いたコンクリート二次製品 (コンクリート境界ブロック)	個			数量未入力	エラー	
	エコセメントを用いたコンクリート二次製品 (歩道境界特殊コンクリートブロック)	個			数量未入力	エラー	
	エコセメントを用いたコンクリート二次製品 (セミフラット型街きよ)	個			数量未入力	エラー	
	エコセメントを用いたコンクリート二次製品 (集水ます(街きよ用・L形用・U形用)ブロック類)	個			数量未入力	エラー	
	エコセメントを用いたコンクリート二次製品 (植樹帯用コンクリートブロック)	個			数量未入力	エラー	
	エコセメントを用いたコンクリート二次製品 (道路浸透ます(コンクリート枠))	個			数量未入力	エラー	
	エコセメントを用いたコンクリート二次製品 (公園用ハンドホール)	個			数量未入力	エラー	
	エコセメントを用いたコンクリート二次製品 (鉄筋コンクリート境界標杭)	個			数量未入力	エラー	
	エコセメントを用いたコンクリート二次製品 (コンクリート積みブロック)	個			数量未入力	エラー	
	エコセメントを用いたコンクリート二次製品 (空洞コンクリートブロック)	個			数量未入力	エラー	
	エコセメントを用いたコンクリート二次製品 (鉄筋コンクリート管(ソケット))	個			数量未入力	エラー	
	エコセメントを用いたコンクリート二次製品 (プレキャスト街きよ)	個			数量未入力	エラー	
	エコセメントを用いたコンクリート二次製品 (信号機用ハンドホール)	個			数量未入力	エラー	
	エコセメントを用いたコンクリート二次製品 (人孔)	個			数量未入力	エラー	
	エコセメントを用いたコンクリート二次製品 (汚水ます・雨水ます)	個			数量未入力	エラー	
	エコセメントを用いたコンクリート二次製品 (組合せ暗きよブロック)	個			数量未入力	エラー	
	エコセメントを用いたコンクリート二次製品 (エプロンブロック)	個			数量未入力	エラー	
	エコセメントを用いたコンクリート二次製品 (護岸ブロック類)	個			数量未入力	エラー	
	エコセメントを用いたコンクリート二次製品 (ポーラスコンクリート製品類)	個			数量未入力	エラー	
	エコセメントを用いたコンクリート二次製品 (電線共同溝用(特殊部・一般部))	個			数量未入力	エラー	
	エコセメントを用いたコンクリート二次製品 (その他上記以外の製品)	個			数量未入力		

□記入の際は、最初に別シート⑧使用の手引、⑩通常品の考え方を確認すること
□品目の内容は、環境物品等調達方針の本文で確認すること

設計業務段階：本チェックリスト(使用予定)を「リサイクル計画書」に添付します。(「起工日」は起工前と入力する。)
施工計画書作成段階：本チェックリスト(使用予定)を「施工計画書」に添付します。(「起工日」は発注者に確認する。)
調達完了段階：本チェックリスト(実績)により報告します。

特別品目が調達できない理由(通常品を調達する理由)

1 特別品目が調達品質を満たさない
2 経済性の観点から調達できない
3 調達先都合で調達できない(供給量、運搬時間など)
4 調達先、特別品目が存在しない
5 特別品目がわからない
6 その他(右欄に理由を具体的に記載してください)

(島しょ地域)環境物品等(特別品目)使用予定(実績)チェックリスト (高効率空調用機器)
(令和5年度)

別紙4

工 事 件 名 :
起 工 日 :
工 期 :
受 注 者 名 :

シート『①特別品目リスト』の入力内容とリンク

※全ての黄色セルに入力すること

品目分類	品目名 ^注	単位	数量		数量入力 チェック	使用割合 (%)	特別品目が調達しない理由 (通常品を調達する理由)
			特別品目	通常品			
温室効果ガスの削減を図るもの	高効率空調用機器(熱源機器) (蒸気ボイラー伝熱面積10㎡以上)	台			数量未入力	エラー	
	高効率空調用機器(熱源機器) (温水ボイラー)	台			数量未入力	エラー	
	高効率空調用機器(熱源機器) (直焚吸収冷温水機)	台			数量未入力	エラー	
	高効率空調用機器(熱源機器) (排熱投入型直焚吸収冷温水機)	台			数量未入力	エラー	
	高効率空調用機器(熱源機器) (小型吸収冷温水機ユニット)	台			数量未入力	エラー	
	高効率空調用機器(熱源機器) (空気熱源ヒートポンプユニット)	台			数量未入力	エラー	
	高効率空調用機器(熱源機器) (熱回収ヒートポンプユニット)	台			数量未入力	エラー	
	高効率空調用機器(熱源機器) (熱回収ターボ冷凍機)	台			数量未入力	エラー	
	高効率空調用機器(熱源機器) (水冷チリングユニット)	台			数量未入力	エラー	
	高効率空調用機器(熱源機器) (空冷チリングユニット)	台			数量未入力	エラー	
	高効率空調用機器(熱源機器) (ターボ冷凍機)	台			数量未入力	エラー	
	高効率空調用機器(熱源機器) (ブラインターボ冷凍機)	台			数量未入力	エラー	
	高効率空調用機器(熱源機器) (蒸気吸収冷凍機)	台			数量未入力	エラー	
	高効率空調用機器(熱源機器) (温水吸収冷凍機)	台			数量未入力	エラー	
	高効率空調用機器(熱源以外の空調機器) (冷却塔)	台			数量未入力	エラー	
	高効率空調用機器(熱源以外の空調機器) (空調用ポンプ)	台			数量未入力	エラー	
	高効率空調用機器(熱源以外の空調機器) (空調機いわゆるエアハンドリングユニット)	台			数量未入力	エラー	
	高効率空調用機器(熱源以外の空調機器) (パッケージ形空調機)	台			数量未入力	エラー	
	高効率空調用機器(熱源以外の空調機器) (空調・換気設備用ファン)	台			数量未入力	エラー	

□記入の際は、最初に別シート⑧使用の手引、⑩通常品の考え方を必ずご確認ください。

□品目の内容は、環境物品等調達方針の本文で確認すること

設計業務段階：本チェックリスト(使用予定)を「リサイクル計画書」に添付します。(「起工日」は起工前と入力する。)
 施工計画書作成段階：本チェックリスト(使用予定)を「施工計画書」に添付します。(「起工日」は発注者に確認する。)
 調達完了段階：本チェックリスト(実績)により報告します。

特別品目が調達できない理由(通常品を調達する理由)

1	特別品目が調達品質を満たさない
2	経済性の観点から調達できない
3	調達先都合で調達できない(供給量、運搬時間など)
4	調達先、特別品目が存在しない
5	特別品目がわからない
6	その他(右欄に理由を具体的に記載してください)

環境物品等(調達推進品目)使用予定(実績)チェックリスト

工 事 件 名 :
 起 工 日 :
 工 期 :
 受 注 者 名 :

} シート『①特別品目リスト』の入力内容とリンク

※全ての黄色セルに入力すること

	(品目分類)	(品目名)	使用量	単位
資材				
建設機械				
工法				
目的物				

設計業務段階：本チェックリスト(使用予定)を「リサイクル計画書」に添付します。（「起工日」は起工前と入力する。）

施工計画書作成段階：本チェックリスト(使用予定)を「施工計画書」に添付します。（「起工日」は発注者に確認する。）

調達完了段階：本チェックリスト(実績)により報告します。

「環境物品等使用予定(実績)チェックリスト」作成ファイル使用の手引

○ 調達方針の確認

本チェックリストを作成する際は、最初に「東京都島しょ地域における環境物品等調達方針(公共工事)」をご確認下さい。
<https://www.toshiseibi.metro.tokyo.lg.jp/seisaku/recy/index.html>

1. 構成

本ファイルは、下記のシートにより構成されています。

- ①特別品目リスト
- ②特別品目リスト別紙(環境配慮型型枠)
- ③特別品目リスト別紙(エコセメント二次製品)
- ④特別品目リスト別紙(スーパーアッシュ二次製品)
- ⑤特別品目リスト別紙(高効率空調用機器)
- ⑥特定調達品目リスト
- ⑦調達推進品目リスト
- ⑧使用の手引
- ⑨通常品考え方(特別品目リスト)
- ⑩通常品考え方(エコセメント二次製品)
- ⑪通常品考え方(スーパーアッシュ二次製品)
- ⑫通常品考え方(空調用機器)

上記のうち、①～⑦は直接入力兼印刷用のシートとなっています。⑧～⑫は使用の手引となっています。

2. 特別品目

-1 「特別品目リスト」に直接数量等を入力し、これを印刷し、それぞれの報告書に添付してください。

- ①設計業務段階：各使用物品の予定使用量を入力し、本リストを印刷し、これを「リサイクル計画書」に添付します。
- ②施工計画書作成段階：各使用物品の予定使用量を入力し、本リストを印刷し、これを「施工計画書」に添付します。
- ③調達完了段階：各使用物品の実施使用量を入力し、本リストを印刷し、これにより報告します。

-2 ①特別品目には、判断の基準を満足する資材の使用量を記載します。

- ②特別品目の使用量の把握が困難な場合は、当該物品等に係る工事金額を単価で割り戻して算出してもよいです。
- ③「通常品」欄には、通常品の数量を記載します。⑨～⑫シートの「考え方」をご利用ください。
- ④「通常品」欄は、特別品目を使わない場合(特別品目の数量が「0」)でも記入が必要ですのでご注意ください。
※特別品目の使用割合を算出するための調査です。(通常品を使用しない場合は「0」を記入してください。)
- ⑤「使用割合」欄は自動的に計算されますので入力不要です。

$$\text{使用割合} = \frac{\text{特別品目の使用量}}{\text{特別品目の使用量} + \text{通常品の使用量}}$$

- ⑥「特別品目が調達しない理由」欄は、通常品欄で「0」以外の数値を記入する場合に理由を選択等してください。
- ⑦通常品を調達する場合は、特別品目が調達できない理由(通常品を調達する理由)をプルダウンメニューから選択してください。プルダウンメニューには品目ごとに一般的な理由を事前に設定しています。

○プルダウンメニュー(例)

- 1 経済性の観点から調達できない
- 2 特別品目が調達品目を満たさない
- 3 調達先都合で調達できない(供給量、運搬時間など)
- 4 調達先、特別品目が存在しない
- 5 特別品目がわからない
- 6 その他

なお、「1～5」のプルダウンメニューに適切な理由がない場合は、「6 その他」を選択し、具体的な理由を理由欄に入力してください。

(例) 低VOC塗料の場合

建築内装で水性塗料を使用する場合、低VOCが一般的であり通常品を選択する余地はなく、調達は特別品目が一般です。一方、溶剤系が一般的な塗装(耐候性塗料など)を発注者が指定している場合、特別品目は調達できず通常品を調達することになります。この場合、適切な理由がプルダウンメニューの「1～5」にないため、「6 その他」を選択し、理由欄に「発注者指定のため」や「契約仕様のため」と記載してください。

-3 <個別>

1)アスファルト混合物の数量は、面積(m²)×厚さ(m)×締固め後密度(t/m³)により下表を参考に入力してください。

	車道・路肩	歩道	アスカーブ
粗粒度及び密粒度アスコン	2.35	2.20	—
細粒度アスコン	2.30	2.15	2.10
開粒度アスコン	1.94	—	—
瀝青安定処理路盤材	2.35	—	—
排水性アスコン	2.00	—	—

3. 特定調達品目

-1 「特別調達品目リスト」に直接数量等を入力し、これを印刷し、それぞれの報告書に添付してください。

- ①設計業務段階：各使用物品の予定使用量を入力し、本リストを印刷し、これを「リサイクル計画書」に添付します。
- ②施工計画書作成段階：各使用物品の予定使用量を入力し、本リストを印刷し、これを「施工計画書」に添付します。
- ③調達完了段階：各使用物品の実施使用量を入力し、本リストを印刷し、これこれにより報告します。

-2 「特定調達品目」は国が設定したものをそのまま掲載しているため、「特別品目」と重複している品目が存在します。重複している物品は、「特別品目」にのみ記載します。

-3 <個別>

高炉セメント、フライアッシュセメントは、実際はコンクリートとして使用する場合が多く、契約数量もコンクリートボリュームであるため、「コンクリートの使用量(m³)」及び「セメントとして用いられた量(t)」の両方での集計を可能とします。

4. 調達推進品目

「調達推進品目リスト」に直接数量等を入力し、これを印刷し、それぞれの報告書に添付してください。

- ①設計業務段階：各使用物品の予定使用量を入力し、本リストを印刷し、これを「リサイクル計画書」に添付します。
- ②施工計画書作成段階：各使用物品の予定使用量を入力し、本リストを印刷し、これを「施工計画書」に添付します。
- ③調達完了段階：各使用物品の実施使用量を入力し、本リストを印刷し、これにより報告します。

5. 環境物品等チェックリスト作成ファイルの提出

環境物品等チェックリスト作成ファイルは、工事毎に各監督員に提出してください。

○その他

・物品を使用しない場合は「0」と明記してください。無記入は記入漏れとの区別がつかないので避けてください。

「数量」欄は全てのセルに数字を入力しないと、「記入漏れチェック」欄の色が無色になりません。

- ・セルがロックされていて記入ができないときは、「書式」「シートの保護...」で解除できます。(通常この操作は不要です。)
- ・セルは結合・分割・削除の作業を行わないでください。(集計作業を行うため。)

(島しょ地域)環境物品等(特別品目)使用予定(実績)チェックリスト
「通常品」の例と考え方

品目分類	品目名	単位	数量		「通常品」の例と考え方
			通常品		
建設発生土の有効利用を図るもの	建設発生土	m3	[黄色]	[黄色]	山土、山砂等：新材を使用した場合にカウント
	改良土				
	粒状改良土				
	流動化処理土				
	一体の施工システム内処理土				
	分級処理土				
	しゅんせつ土				
建設泥土の有効利用を図るもの	建設泥土改良土	m3	[黄色]	[黄色]	山土、山砂等：新材を使用した場合にカウント
	流動化処理土				
建設発生木材の有効利用を図るもの	再生木質ボード類	m2	[黄色]	[黄色]	木質ボードなど：再生木質の割合が不足している木質又は新材の木質を使用したボード類をカウント
	環境配慮型型枠(複合合板型枠等)				別紙1チェックリスト
熱帯雨林材等の使用を抑制するもの	再生クラッシュラン	m3	[黄色]	[黄色]	クラッシュラン：新材(C40等のC材)を使用した場合にカウント
	再生砕石(擁壁等裏込め用)	m3	[黄色]	[黄色]	砕石：擁壁等裏込め用として、新材(C材)を使用した場合にカウント
	再生砕石(グラベルコンパクションバイブル工法用)	m3	[黄色]	[黄色]	砕石：グラベルコンパクションバイブル工法用として、新材(C材)を使用した場合にカウント
	再生単粒度砕石(浸透トレンチ用)	m3	[黄色]	[黄色]	単粒度砕石：浸透トレンチ用として、新材(C材)を使用した場合にカウント
	再生粒度調整砕石	m3	[黄色]	[黄色]	粒度調整砕石：新材(M30等のM材)を使用した場合にカウント
	再生砂	m3	[黄色]	[黄色]	砂：埋戻し等に新たに採取した砂を使用した場合カウント
	再生加熱アスファルト混合物				本表下段の当該項目欄
	再生加熱アスファルト処理混合物	t	[黄色]	[黄色]	加熱アスファルト処理混合物：新材の骨材のみを使用していた場合カウント
	再生コンクリート路盤材	m3	[黄色]	[黄色]	
	再生コンクリート砕石等	m3	[黄色]	[黄色]	
	道床砕石	m3	[黄色]	[黄色]	
	再生骨材Lを用いたコンクリート	m3	[黄色]	[黄色]	レディーミクストコンクリート：均しコンクリート、捨てコンクリート、裏込めコンクリート等の再生骨材Lを用いたコンクリートが利用できる用途に通常のレディーミクストコンクリートを使用していた場合カウント
	再生骨材Mを用いたコンクリート		[黄色]	[黄色]	レディーミクストコンクリート：乾燥収縮や塩害を受けにくい構造部材等の再生骨材Mを用いたコンクリートが利用できる用途に使用していた場合カウント。無筋コンクリート
再生骨材Hを用いたレディーミクストコンクリート	[黄色]		[黄色]	レディーミクストコンクリート：建築物の基礎、主要構造部等の再生骨材L又はMを用いたコンクリートが使用できない用途に使用していた場合カウント。鉄筋コンクリート	
エコセメントを用いた均し(捨て)コンクリート等	[黄色]		[黄色]		
廃棄物処理に伴う副産物の有効利用を図るもの	エコセメントを用いたレディーミクストコンクリート				
	エコセメント(直接利用)	t	[黄色]	[黄色]	
	エコセメントを用いたコンクリート二次製品				別紙2チェックリスト
	熔融スラグ(直接利用)	t	[黄色]	[黄色]	
	熔融スラグを用いたコンクリート二次製品	個	[黄色]	[黄色]	
	熔融スラグを用いた再生加熱アスファルト混合物	t	[黄色]	[黄色]	
	スーパーアッシュを用いたコンクリート二次製品				別紙3チェックリスト
	スーパーアッシュを用いた土木材料	t	[黄色]	[黄色]	
	アスファルト混合物用汚泥焼却灰を用いた加熱アスファルト混合物(再生・一般)	t	[黄色]	[黄色]	
	浄水場発生土を用いたグラッド舗装材	t	[黄色]	[黄色]	グラッド舗装材：浄水場発生土を用いていないグラッド舗装材をカウント
浄水場発生土を用いた緑化用土	t	[黄色]	[黄色]	緑化用土：浄水場発生土を用いていない緑化用土をカウント	
浄水場発生土を用いた土ブロック	個	[黄色]	[黄色]	土ブロック：浄水場発生土を用いていない土ブロックをカウント	
都内の森林再生のため多摩産材の有効利用を図るもの	多摩産材(直接利用)	m3	[黄色]	[黄色]	
	多摩産材を用いた道路(林道を含む)施設材料	m3	[黄色]	[黄色]	
	多摩産材を用いた河川(治山を含む)施設材料	m3	[黄色]	[黄色]	
	多摩産材を用いた建築材料	m3	[黄色]	[黄色]	
	多摩産材を用いた仮設材料	m3	[黄色]	[黄色]	
	国産木材(直接利用)	m3	[黄色]	[黄色]	
	国産木材を用いた道路(林道を含む)施設材料	m3	[黄色]	[黄色]	
	国産木材を用いた河川(治山を含む)施設材料	m3	[黄色]	[黄色]	
	国産木材を用いた建築材料	m3	[黄色]	[黄色]	
	国産木材を用いた仮設材料	m3	[黄色]	[黄色]	
温室効果ガスの削減を図るもの	高効率空調用機器(熱源機器)				別紙4チェックリスト
	高効率空調用機器(熱源以外の空調機器)				
	ガスエンジンヒートポンプ式空調和機	台	[黄色]	[黄色]	ガスエンジンヒートポンプ式空調和機：期間成績係数、窒素酸化物の排出濃度が環境物品等調達方針の別表6(R.31)に掲げた数値を満たさない機器を通常品としてカウント
	発光ダイオードを用いた交通信号機	個	[黄色]	[黄色]	発光ダイオードを用いていない交通信号機：発光ダイオードを用いていない交通信号機をカウント
	LEDを光源とする照明器具	台	[黄色]	[黄色]	LEDを光源としない照明器具：施設照明でLEDを光源としない照明器具や要件を満たさないものをカウント
	高効率のランプ等を使用した照明器具(道路照明)	台	[黄色]	[黄色]	高効率のランプ等を使用しない照明器具：道路照明で要件を満たさない照明器具をカウント
	ノンフロン断熱材	工事数	[黄色]	[黄色]	ノンフロンではない断熱材：ノンフロンではない断熱材を使用している工事数をカウント
ヒートアイランド対策を図るもの	低炭素(中温化)アスファルト混合物〔機械式フォームド方式・新材〕				本表下段の当該項目欄
	高反射率塗料	kg	[黄色]	[黄色]	高反射率ではない塗料：屋根等のトップコートに反射率等の要件を満たさない塗料を使用した量をカウント(屋内塗料は除く)但し、屋上緑化等の代替手段の適用により不要な場合はカウントしない
	LEDを光源とする非常用照明器具	台	[黄色]	[黄色]	LEDを光源としない非常用照明器具：非常用照明器具でLEDを光源としない照明器具や要件を満たさないものをカウント
	照明制御システム	台	[黄色]	[黄色]	電力節減機能を有さない照明制御システム：LED照明用の照明制御システムで電力節減機能を有さないシステムをカウント
	環境配慮形(EM)電線・ケーブル	m	[黄色]	[黄色]	環境配慮形ではない電線・ケーブル：要件を満たさない電線・ケーブルをカウント(RoHSケーブルは除く)
	RoHS指令対応電線・ケーブル	m	[黄色]	[黄色]	RoHS指令対応ではない電線・ケーブル：要件を満たさない電線・ケーブルをカウント
	鉛フリー亀甲金網	m2	[黄色]	[黄色]	鉛フリーではない亀甲金網：鉛フリーではない亀甲金網をカウント
	低VOC塗料(建築物内装用)	kg	[黄色]	[黄色]	低VOCではない塗料：低VOC等の要件(建築物内装用：VOC含有量1%以下(鉄部用は5%以下)の水性塗料)を満たさない塗料をカウント
	低VOC塗料(建築物外装用)	kg	[黄色]	[黄色]	低VOCではない塗料：低VOC等の要件(建築物外装用：粉体・無溶剤系塗料、もしくは水性塗料であること。)を満たさない塗料をカウント
	低VOC塗料(構造物用(建築物内装用及び外装用を除く))	kg	[黄色]	[黄色]	低VOCではない塗料：低VOC等の要件(構造物用：粉体・無溶剤系塗料、水性塗料、もしくはVOC含有量が30%以下の低VOC塗料(溶剤系)であること。)を満たさない塗料をカウント
その他環境負荷の低減に寄与するもの	都内産緑化植物(支給材)	本	[黄色]	[黄色]	都内産ではない緑化植物：支給材で都内産の要件を満たさない緑化植物をカウント
	都内産緑化植物(請負材)	本	[黄色]	[黄色]	都内産ではない緑化植物：請負材で都内産の要件を満たさない緑化植物をカウント
	電炉鋼材などのリサイクル鋼材(鉄筋等の棒鋼)	t	[黄色]	[黄色]	新材の鋼材(棒鋼)：高炉で鉄鉱石を主体に製造された鋼材を使用した棒鋼をカウント
	電炉鋼材などのリサイクル鋼材(H鋼の形鋼等)	t	[黄色]	[黄色]	新材の鋼材(形鋼)：高炉で鉄鉱石を主体に製造された鋼材を使用した形鋼等をカウント
	電炉鋼材などのリサイクル鋼材(鋼板)	t	[黄色]	[黄色]	新材の鋼材(鋼板)：高炉で鉄鉱石を主体に製造された鋼材を使用した鋼板をカウント
	発動発電機	台	[黄色]	[黄色]	発動発電機：各排出ガス成分及び黒煙の量が、環境物品等調達方針の別表9に掲げた第3次基準を満たさない機器を通常品としてカウント
	電気便座	台	[黄色]	[黄色]	電気便座：基準エネルギー消費効率を上回る電気便座をカウント
	再生加熱アスファルト混合物	t	[黄色]	[黄色]	
	低炭素(中温化)アスファルト混合物〔機械式フォームド方式・新材〕	t	[黄色]	[黄色]	加熱アスファルト混合物：新材の骨材のみを使用かつ低炭素(中温化)アスファルト混合物に該当しない場合カウント

(島しょ地域)環境物品等(特別品目)使用予定(実績)チェックリスト(エコセメントを用いたコンクリート二次製品)

「通常品」の考え方

品目分類	品目名	単位	数量 通常品	「通常品」の考え方
廃棄物処理に伴う副産物の有効利用を図るもの	エコセメントを用いたコンクリート二次製品 (舗装用コンクリート平板)	個		エコセメントを用いないコンクリート二次製品(舗装用コンクリート平板)をカウント
	エコセメントを用いたコンクリート二次製品 (視覚障がい者用誘導用ブロック)	個		エコセメントを用いないコンクリート二次製品(視覚障がい者用誘導用ブロック)をカウント
	エコセメントを用いたコンクリート二次製品 (インターロッキングブロック)	個		エコセメントを用いないコンクリート二次製品(インターロッキングブロック)をカウント
	エコセメントを用いたコンクリート二次製品 (鉄筋コンクリートU形)	個		エコセメントを用いないコンクリート二次製品(鉄筋コンクリートU形)をカウント
	エコセメントを用いたコンクリート二次製品 (鉄筋コンクリートU形用ふた)	個		エコセメントを用いないコンクリート二次製品(鉄筋コンクリートU形用ふた)をカウント
	エコセメントを用いたコンクリート二次製品 (鉄筋コンクリートL形)	個		エコセメントを用いないコンクリート二次製品(鉄筋コンクリートL形)をカウント
	エコセメントを用いたコンクリート二次製品 (鉄筋コンクリート特殊L形(鉄筋コンクリートU形ふた掛け用))	個		エコセメントを用いないコンクリート二次製品(鉄筋コンクリート特殊L形(鉄筋コンクリートU形ふた掛け用))をカウント
	エコセメントを用いたコンクリート二次製品 (鉄筋コンクリート特殊L形及び縁塊(場所打側溝ふた掛け用))	個		エコセメントを用いないコンクリート二次製品(鉄筋コンクリート特殊L形及び縁塊(場所打側溝ふた掛け用))をカウント
	エコセメントを用いたコンクリート二次製品 (コンクリート境界ブロック)	個		エコセメントを用いないコンクリート二次製品(コンクリート境界ブロック)をカウント
	エコセメントを用いたコンクリート二次製品 (歩車道境界特殊コンクリートブロック)	個		エコセメントを用いないコンクリート二次製品(歩車道境界特殊コンクリートブロック)をカウント
	エコセメントを用いたコンクリート二次製品 (セミフラット型街きよ)	個		エコセメントを用いないコンクリート二次製品(セミフラット型街きよ)をカウント
	エコセメントを用いたコンクリート二次製品 (集水ます(街きよ用・L形用・U形用)ブロック類)	個		エコセメントを用いないコンクリート二次製品(集水ます(街きよ用・L形用・U形用)ブロック類)をカウント
	エコセメントを用いたコンクリート二次製品 (植樹帯用コンクリートブロック)	個		エコセメントを用いないコンクリート二次製品(植樹帯用コンクリートブロック)をカウント
	エコセメントを用いたコンクリート二次製品 (道路浸透ます(コンクリート枠))	個		エコセメントを用いないコンクリート二次製品(道路浸透ます(コンクリート枠))をカウント
	エコセメントを用いたコンクリート二次製品 (公園用ハンドホール)	個		エコセメントを用いないコンクリート二次製品(公園用ハンドホール)をカウント
	エコセメントを用いたコンクリート二次製品 (鉄筋コンクリート境界標杭)	個		エコセメントを用いないコンクリート二次製品(鉄筋コンクリート境界標杭)をカウント
	エコセメントを用いたコンクリート二次製品 (コンクリート積みブロック)	個		エコセメントを用いないコンクリート二次製品(コンクリート積みブロック)をカウント
	エコセメントを用いたコンクリート二次製品 (空洞コンクリートブロック)	個		エコセメントを用いないコンクリート二次製品(空洞コンクリートブロック)をカウント
	エコセメントを用いたコンクリート二次製品 (鉄筋コンクリート管(ソケット))	個		エコセメントを用いないコンクリート二次製品(鉄筋コンクリート管(ソケット))をカウント
	エコセメントを用いたコンクリート二次製品 (プレキャスト街きよ)	個		エコセメントを用いないコンクリート二次製品(プレキャスト街きよ)をカウント
	エコセメントを用いたコンクリート二次製品 (信号機用ハンドホール)	個		エコセメントを用いないコンクリート二次製品(信号機用ハンドホール)をカウント
	エコセメントを用いたコンクリート二次製品 (人孔)	個		エコセメントを用いないコンクリート二次製品(人孔)をカウント
	エコセメントを用いたコンクリート二次製品 (汚水ます・雨水ます)	個		エコセメントを用いないコンクリート二次製品(汚水ます・雨水ます)をカウント
	エコセメントを用いたコンクリート二次製品 (組合せ暗きよブロック)	個		エコセメントを用いないコンクリート二次製品(組合せ暗きよブロック)をカウント
	エコセメントを用いたコンクリート二次製品 (エプロンブロック)	個		エコセメントを用いないコンクリート二次製品(エプロンブロック)をカウント
	エコセメントを用いたコンクリート二次製品 (護岸ブロック類)	個		エコセメントを用いないコンクリート二次製品(護岸ブロック類)をカウント
	エコセメントを用いたコンクリート二次製品 (ポーラスコンクリート製品類)	個		エコセメントを用いないコンクリート二次製品(ポーラスコンクリート製品類)をカウント
	エコセメントを用いたコンクリート二次製品 (電線共同溝用(特殊部・一般部))	個		エコセメントを用いないコンクリート二次製品(電線共同溝用(特殊部・一般部))をカウント

*エコセメントを用いないコンクリート二次製品には、「スーパーアッシュを用いたコンクリート二次製品」も含む

(島しょ地域)環境物品等(特別品目)使用予定(実績)チェックリスト (高効率空調用機器)

通常品の考え方

品目分類	品目名	単位	数量 通常品	「通常品」の考え方
温室効果ガスの削減 を図るもの	高効率空調用機器 (熱源機器) (蒸気ボイラー(伝熱面積10㎡以上))	台		成績係数が環境物品等調達方針 特別品目「別表3 高効率空調用機器(熱源機器)」に掲げた数値未満の機器を通常品としてカウント
	高効率空調用機器 (熱源機器) (温水ボイラー)	台		成績係数が環境物品等調達方針 特別品目「別表3 高効率空調用機器(熱源機器)」に掲げた数値未満の機器を通常品としてカウント
	高効率空調用機器 (熱源機器) (直焚吸収冷水機)	台		成績係数が環境物品等調達方針 特別品目「別表3 高効率空調用機器(熱源機器)」に掲げた数値未満の機器を通常品としてカウント
	高効率空調用機器 (熱源機器) (排熱投入型直焚吸収冷水機)	台		成績係数が環境物品等調達方針 特別品目「別表3 高効率空調用機器(熱源機器)」に掲げた数値未満の機器を通常品としてカウント
	高効率空調用機器 (熱源機器) (小型吸収冷水機ユニット)	台		成績係数が環境物品等調達方針 特別品目「別表3 高効率空調用機器(熱源機器)」に掲げた数値未満の機器を通常品としてカウント
	高効率空調用機器 (熱源機器) (空気熱源ヒートポンプユニット)	台		成績係数が環境物品等調達方針 特別品目「別表3 高効率空調用機器(熱源機器)」に掲げた数値未満の機器を通常品としてカウント
	高効率空調用機器 (熱源機器) (熱回収ヒートポンプユニット)	台		成績係数が環境物品等調達方針 特別品目「別表3 高効率空調用機器(熱源機器)」に掲げた数値未満の機器を通常品としてカウント
	高効率空調用機器 (熱源機器) (熱回収ターボ冷凍機)	台		成績係数が環境物品等調達方針 特別品目「別表3 高効率空調用機器(熱源機器)」に掲げた数値未満の機器を通常品としてカウント
	高効率空調用機器 (熱源機器) (水冷チリングユニット)	台		成績係数が環境物品等調達方針 特別品目「別表3 高効率空調用機器(熱源機器)」に掲げた数値未満の機器を通常品としてカウント
	高効率空調用機器 (熱源機器) (空冷チリングユニット)	台		成績係数が環境物品等調達方針 特別品目「別表3 高効率空調用機器(熱源機器)」に掲げた数値未満の機器を通常品としてカウント
	高効率空調用機器 (熱源機器) (ターボ冷凍機)	台		成績係数が環境物品等調達方針 特別品目「別表3 高効率空調用機器(熱源機器)」に掲げた数値未満の機器を通常品としてカウント
	高効率空調用機器 (熱源機器) (ブライントーボ冷凍機)	台		成績係数が環境物品等調達方針 特別品目「別表3 高効率空調用機器(熱源機器)」に掲げた数値未満の機器を通常品としてカウント
	高効率空調用機器 (熱源機器) (蒸気吸収冷凍機)	台		成績係数が環境物品等調達方針 特別品目「別表3 高効率空調用機器(熱源機器)」に掲げた数値未満の機器を通常品としてカウント
	高効率空調用機器 (熱源機器) (温水吸収冷凍機)	台		成績係数が環境物品等調達方針 特別品目「別表3 高効率空調用機器(熱源機器)」に掲げた数値未満の機器を通常品としてカウント
	高効率空調用機器 (熱源以外の空調機器) (冷却塔)	台		環境物品等調達方針 特別品目「別表5 高効率空調用機器(熱源以外の空調機器)」に該当する部品のいずれも採用していない機器を通常品としてカウント
	高効率空調用機器 (熱源以外の空調機器) (空調用ポンプ)	台		環境物品等調達方針 特別品目「別表5 高効率空調用機器(熱源以外の空調機器)」に該当する部品のいずれも採用していない機器を通常品としてカウント
	高効率空調用機器 (熱源以外の空調機器) (空調機いわゆるエアハンドリングユニット)	台		環境物品等調達方針 特別品目「別表5 高効率空調用機器(熱源以外の空調機器)」に該当する部品のいずれも採用していない機器を通常品としてカウント
	高効率空調用機器 (熱源以外の空調機器) (パッケージ形空調機)	台		環境物品等調達方針 特別品目「別表4 パッケージ形空調機の判断基準」に該当する部品のいずれも採用していない機器を通常品としてカウント
	高効率空調用機器 (熱源以外の空調機器) (空調・換気設備用ファン)	台		環境物品等調達方針 特別品目「別表5 高効率空調用機器(熱源以外の空調機器)」に該当する部品のいずれも採用していない機器を通常品としてカウント

特記仕様書記載例

(参 考) 特記仕様書記載例

(1) 設計業務段階 (基本事項)
(2) 設計業務段階 (特別品目等使用の検討)
(3) 設計業務段階 (チェックリストの作成)
(4) 施工段階 (特別品目の具体的品目を特記仕様書で指定する場合)
(5) 施工段階 (特別品目のリストを特記仕様書で指定する場合)
(6) 施工段階 (特定調達品目の具体的品目を特記仕様書で指定する場合)
(7) 施工段階 (特定調達品目のリストを特記仕様書で指定する場合)
(8) 施工段階 (調達推進品目の具体的品目を特記仕様書で指定する場合)
(9) 施工段階 (調達推進品目の定義を特記仕様書で指定する場合)
(10) 施工段階 (チェックリストの作成)
(11) 施工段階 (調達完了報告等)

(1) 設計業務段階（基本事項）

設計業務受託者は、本業務の実施に当たっては、その対象となる工事で使用する資材、建設機械、工法又は目的物については、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」（平成12年法律第100号）及び「東京都建設リサイクルガイドライン（島しょ地域版）」に基づき都が作成した「東京都島しょ地域における環境物品等調達方針（公共工事）」（以下「調達方針」という。）の規定に従い、本業務の趣旨や建設（設計）目的等を踏まえ、調達方針に定められた環境物品等の選択に努めなければならない。なお、調達方針に定めのない事項については、監督員の指示による。

(2) 設計業務段階（特別品目等使用の検討）

設計業務受託者は、本業務の実施に当たっては、調達方針の規定に従い、発注者の設計基準、材料使用規定、占用（使用）工事の場合は管理者条件等に照らし合わせて特別品目を使用することが可能かどうか精査を行い、使用が可能な場合は、特別品目を選択し、その旨を監督員に提案しなければならない。

また、発注者の設計基準、材料使用規定、占用（使用）工事の場合は管理者条件等に該当しない場合であっても、材料の使用部位、要求強度、性能及び品質、特別品目の生産・供給状況、製造場所から工事現場までの距離等を勘案して、特別品目が使用可能かどうか精査を行い、使用が可能な場合はその旨を監督員に提案しなければならない。

なお、監督員から特別品目、特定調達品目又は調達推進品目を使用するよう指示があった場合は、それを選択する。

(3) 設計業務段階（チェックリストの作成）

設計業務受託者は、本業務の実施に当たっては、特別品目、特定調達品目又は調達推進品目に関する精査の結果について、特別品目の場合は「（島しょ地域）環境物品等（特別品目）使用予定（実績）チェックリスト」を、特定調達品目の場合は「環境物品等（特定調達品目）使用予定（実績）チェックリスト」を、調達推進品目の場合は「環境物品等（調達推進品目）使用予定（実績）チェックリスト」を作成（チェックリストは都のホームページからダウンロードするなどして入手する。）して「リサイクル計画書」に添付の上監督員に提出し、確認を受けなければならない。

(4) 施工段階（特別品目の具体的品目を特記仕様書で指定する場合）

受注者は、本工事の施工に当たっては、以下の特別品目を使用すること。

ア 特別品目名 ○○○○

イ 使用部位 ○○○○

(5) 施工段階（特別品目のリストを特記仕様書で指定する場合）

受注者は、本工事の施工に当たっては、別添の特別品目のリスト（又は都のホームページに掲載されている調達方針によることとしてもよい。）と本工事で使用する資材、建設機械、工法又は目的物とを比較・精査し、材料の使用部位、要求強度、性能及び品質、特別品目の生産・供給状況、製造場所から工事現場までの距離等を勘案して、特別品目が使用可能な場合には、事前に監督員の承諾を受けた上で、積極的に使用するものとする。

(6) 施工段階（特定調達品目の具体的品目を特記仕様書で指定する場合）

受注者は、本工事の施工に当たっては、以下の特定調達品目を使用すること。

ア 特定調達品目名 ○○○○

イ 使用部位 ○○○○

(7) 施工段階（特定調達品目のリストを特記仕様書で指定する場合）

受注者は、本工事の施工に当たっては、別添の特定調達品目のリスト（又は都のホームページに掲載されている調達方針によることとしてもよい。）と本工事で使用する資材、建設機械、工法又は目的物とを比

較・精査し、材料の使用部位、要求強度、性能及び品質、特定調達品目の生産・供給状況、製造場所から工事現場までの距離等を勘案して、特定調達品目が使用可能な場合には、事前に監督員の承諾を受けた上で、積極的に使用するものとする。

(8) 施工段階（調達推進品目の具体的品目を特記仕様書で指定する場合）

受注者は、本工事の施工に当たっては、以下の調達推進品目を使用すること。

ア 調達推進品目名 ○○○○

イ 使用部位 ○○○○

(9) 施工段階（調達推進品目の定義を特記仕様書で指定する場合）

受注者は、別添の調達推進品目の定義に関する資料（又は都のホームページに掲載されている調達方針によることとしてもよい。）に該当する調達推進品目の使用を希望する場合は、当該調達推進品目の性能、使用の有効性、品質確保等について証明し、事前に監督員の承諾を受けた上で、それを使用することができる。

(10) 施工段階（チェックリストの作成）

受注者は、本工事の施工に当たっては、特別品目、特定調達品目及び調達推進品目について品目ごとの「環境物品等使用予定（実績）チェックリスト」を作成（都のホームページからダウンロードするなどして入手する。）し、施工計画書に添付の上監督員に提出して確認を受けなければならない。

(11) 施工段階（調達完了報告等）

受注者は、本工事の施工に当たり、環境物品等の調達が完了したときは、使用した環境物品等の種類に応じて、特別品目の場合は「(鳥しょ地域)環境物品等(特別品目)使用予定(実績)チェックリスト」を、特定調達品目の場合は「環境物品等(特定調達品目)使用予定(実績)チェックリスト」を、調達推進品目の場合は「環境物品等(調達推進品目)使用予定(実績)チェックリスト」を監督員に提出しなければならない。

また、併せて、上記チェックリストの電子情報を格納した電子媒体を監督員に提出する。

さらに、工事完了検査に当たっては、提出した各種書類を検査員に提示し、環境物品等の使用状況等について説明しなければならない。

(巻末)用語の解説

環境物品等	<p>環境物品等とは、グリーン購入法第2条に規定する物品又は役務をいい、以下のいずれかに該当するものをいう。</p> <p>再生資源その他の環境への負荷（環境基本法（平成5年法律第91号）第2条第1項に規定する環境への負荷をいう。以下同じ。）の低減に資する原材料又は部品。</p> <p>環境への負荷の低減に資する原材料又は部品を利用していること、使用に伴い排出される温室効果ガス等による環境への負荷が少ないこと、使用後にその全部又は一部の再使用又は再生利用がしやすいことにより廃棄物の発生を抑制することができることその他の事由により、環境への負荷の低減に資する製品。</p> <p>環境への負荷の低減に資する製品を用いて提供される等環境への負荷の低減に資する役務。</p>
環境影響物品等	<p>原材料の調達や製造に環境破壊を伴うもの、使用することにより環境に悪影響を与えるもの、エネルギーや資源を浪費するものなど</p>
工事条件等	<p>事業計画の趣旨、事業の特性、工事の種類、必要とされる機能・強度・耐久性、供給状況、コスト等</p>
建設グリーン調達の考え方	<p>公共工事の分野におけるグリーン調達（建設グリーン調達）については、その実施に当たって、以下の下線部の内容に留意する。</p> <p>公共工事については、各機関の調達の中でも金額が大きく、国民経済に大きな影響力を有し、また国等が率先して環境負荷の低減に資する方法で公共工事を実施することは、地方公共団体や民間事業者の取組を促す効果も大きいと考えられる。このため、環境負荷の低減に資する公共工事を役務に係る特定調達品目に含めたところであり、以下の点に留意しつつ積極的にその調達を推進していくものとする。</p> <p><u>公共工事の目的となる工作物（建築物を含む。）は、国民の生命、生活に直接的に関連し、長期にわたる安全性や機能が確保されることが必要であるため、公共工事の構成要素である資材等の使用に当たっては、事業ごとの特性を踏まえ、必要とされる強度や耐久性、機能を備えていることについて、特に留意する必要がある。また、公共工事のコストについては、予算の適正な使用の観点からその縮減に鋭意取り組んできていることにも留意する必要がある。</u>調達目標の設定は、事業の目的、工作物の用途、施工上の難易により資材等の使用形態に差異があること、調達可能な地域や数量が限られている資材等もあることなどの事情があることにも留意しつつ、より適切なものとなるように、今後検討していくものとする。</p> <p>また、公共工事の環境負荷低減方策としては、資材等の使用の他に、環境負荷の少ない工法等を含む種々の方策が考えられ、ライフサイクル全体にわたった総合的な観点からの検討を進めていくこととする。</p> <p>（出典）環境物品等の調達の推進に関する基本方針 令和4（2022）年2月 P4「公共工事の取扱い」</p>
調達が可能な場合	<p>地域性</p> <p>島しょ地域で製造されており、在庫も注文生産も当該工事の工期内で十分対応可能な場合。</p> <p>仕様等</p> <p>当該工事で求める仕様、強度、品質、安全性等を満たす製品が当該工事の工期内に供給可能な場合。</p>
試験施工として	<p>試験施工の種類</p>

	<p>製造事業者が実施するもの 道路上工事等での使用を可能とするために、仕様、強度、品質、安全性、再掘削性その他の要因について製造事業者が実施するもの。</p>
	<p>研究機関が実施するもの 道路上工事等での使用を可能とするために、仕様、強度、品質、安全性、再掘削性その他の要因について製造事業者からの依頼を受けて研究機関が実施するもの。</p>
	<p>製造事業者以外の事業者が実施するもの 道路上工事等での使用を可能とするために、仕様、強度、品質、安全性、再掘削性その他の要因について製造事業者等が行う試験施工のほか、さらに広範にデータ収集等を行うため暫定的に一般事業者に試験施工を認めるもの。</p>
	<p>新材料・新工法取扱要領に伴い実施するもの 発注部局の新材料・新工法取扱要領に基づき採用されたものについて、当該発注部局が指定又は出先事務所の判断で出先事務所が試験施工を実施するもの。</p>
	<p>発注部局と関係事業者等との共同開発に伴い実施するもの 発注部局とその発注部局の実施事業に係る関係事業者とが環境配慮や再資源化等の技術の共同開発を行う場合に試験施工を実施するもの。</p>
	<p>試験施工の運用</p>
	<p>試験施工は、上記試験施工の種類に該当する品目について、当該関係機関が実施することが可能な場合に行うものとする。</p>
	<p>試験施工の適用範囲</p>
	<p>土木材料仕様書に掲載されているもの（参考材料は除く）、東京都道路占用工事要綱に適合するもの、既に一般材料扱いで使用されているものは原則使用とし、試験施工の対象とはしない。</p>
	<p>道路上工事等での使用を可能とするために、仕様、強度、品質、安全性、再掘削性その他の要因について検証する必要があるものは試験施工の対象とする。</p>
	<p>一般都民が通行、出入りする道路、河川、公園、建築物等においては、仕様、強度、品質、安全性、再掘削性その他の要因についての検証が十分にされていないものは、原則として試験施工の対象とする。ただし、製造事業者が事業関連施設等の敷地内で使用するものは全面的に使用できる。</p>
供給状況に地域格差があることに留意しつつ	<p>島しょ地域で調達が可能であること、都内で製造されていなくても市場にまかせて流通するものであればよい。</p>